

令和6年3月 4日から

令和6年3月 8日まで

標 茶 町 議 会  
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和6年標茶町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号(3月4日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	8
教育行政方針	18
総務経済委員会所管事務調査報告	24
厚生文教委員会所管事務調査報告	26
議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定について	27
	(議案第1号審査特別委員会報告)
一般質問	28
鴻池智子君	28
深見迪君	31
渡邊定之君	41
黒沼俊幸君	47
類瀬光信君	49
松下哲也君	63
延会の宣告	67

### 第2号(3月5日)

開議の宣告	71
一般質問	71
櫻井一隆君	71
齊藤昇一君	77
本多耕平君	80
鈴木裕美君	90
議案第5号 公の施設に係る指定管理者の指定について	96
議案第6号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	97
議案第7号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	98

議案第 8号	標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	100
議案第 9号	標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	102
議案第10号	標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	114
議案第11号	標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	118
議案第12号	標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	120
議案第13号	標茶町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	122
議案第28号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	124
議案第29号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	124
延会の宣告		126

### 第 3 号（3月6日）

開議の宣告		131
議案第14号	令和5年度標茶町一般会計補正予算	131
議案第15号	令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	131
議案第16号	令和5年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	131
議案第17号	令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	131
議案第18号	令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	131
議案第19号	令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	131
議案第20号	令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算	131
議案第30号	令和5年度標茶町一般会計補正予算	131
議案第21号	令和6年度標茶町一般会計予算	148
議案第22号	令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	148
議案第23号	令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算	148
議案第24号	令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	148
議案第25号	令和6年度標茶町病院事業会計予算	148
議案第26号	令和6年度標茶町水道事業会計予算	148
議案第27号	令和6年度標茶町下水道事業会計予算	148
延会の宣告		155

第 4 号 (3月7日)

開議の宣告	161
議案第21号 令和6年度標茶町一般会計予算	161
議案第22号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	161
議案第23号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算	161
議案第24号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	161
議案第25号 令和6年度標茶町病院事業会計予算	161
議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計予算	161
議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算	161
延会の宣告	176

第 5 号 (3月8日)

開議の宣告	181
会議時間の延長	181
意見書案第1号 令和6年度介護報酬改定で訪問介護の基本報酬の引き上げを求める意見書	181
意見書案第2号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書	182
意見書案第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書	182
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)	183
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)	183
閉会中継続調査の申し出について (広報委員会)	183
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)	183
日程の追加	183
議案第21号 令和6年度標茶町一般会計予算	183
議案第22号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	183
議案第23号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算	183
議案第24号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	183
議案第25号 令和6年度標茶町病院事業会計予算	183
議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計予算	183
議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算	183
(令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	
閉議の宣告	184
閉会の宣告	184

## 令和6年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和6年3月4日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(議案第1号審査特別委員会報告)
- 第 8 一般質問

### ○出席議員（12名）

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君              | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君             | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君             | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君 (早退午後2時30分) | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君             | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君            | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤 吉彦 君
副 町 長	牛崎 康人 君
総務課 長	齊藤 正行 君
企画財政課 長	長野 大介 君
税務課 長	齋藤 和伸 君
管理課 長	山崎 浩樹 君
農林課 長 兼 農委事務局 長	村山 尚 君

住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
庶 務 係 主 任	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（菊地誠道君） ただいまから、令和6年標茶町議会第1回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

1番・深見君、 2番・櫻井君、 3番・本多君  
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月8日までの5日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月8日までの5日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

1点目は、令和6年度の町立病院の診療体制についてご報告いたします。

常勤医師の負担軽減を図るため、従前から医師確保対策を行ってきたところでありますが、本年4月から常勤医師1名の採用を予定しております。お名前は山本陽子先生、令和

2年3月から令和3年3月まで標茶町立病院に勤務されており、現在は旭川市内に在住されている医師であります。これにより、内科は、院長、副院長、山本医師の3名体制となります。今後の診療体制につきましては、広報しべちゃや病院ホームページ等でお知らせをしてみたいと考えております。

内科外来の診療につきましては、平成26年4月から内科常勤医師の負担軽減と看護師の小児科外来への業務支援を図るため、小児科の外来日に合わせて火曜日、水曜日の午後を休診としておりましたが、当面は継続させていただきますことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

また、内科医師の負担軽減を図るため、宿直医師につきましては、札幌市の「札幌第一病院」から月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していただいているほか、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務する内科医師が月1回、火曜日の宿直業務を引き続きご対応いただけることになっております。このほか、月に4～5回程度、平日の宿直業務を行っていただいている医師が1名おります。また、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師につきましては、現在勤務いただいております医師が、引き続き対応いただけることとなっております。

外科外来の診療につきましては、北大消化器外科Iから1週間単位で医師派遣のほか、夜間や休日の当直業務についても、今までどおりご対応いただける予定であり、小児科外来の診療につきましては、旭川医大小児科から昨年と同様、毎週1回火曜日に、インフルエンザの予防接種期間については月1回水曜日に、医師派遣をしていただける予定でございます。

婦人科外来の診療につきましては、札幌医科大学附属病院産婦人科学講座医局のご配慮により、昨年度と同様、月1回木曜日及び金曜日の2日間、派遣していただけることになっております。

なお、出張日が2か月前に決定されることから、広報しべちゃや病院のホームページで周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

道内三医育大学関係医局の状況は、医局員が増えないという非常に厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣をいただけることとなり、心より感謝を申し上げます。

常勤医師の数は、必要十分とは言えない状況です。町民皆様の全てのご要望に応えられないことにつきましては遺憾に思うところではありますが、住みなれた地域で安心して生活することができるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、在沖縄米軍による矢白別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきましては、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、令和6年1月18日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、令和6年2月26日から同年3月7日までのうち9日間、人員約600名、

車両約 100 両、砲数は 155 ミリりゅう弾砲 9 門という内容でありました。

このことを受けまして、令和 6 年 2 月 5 日に北海道と関係 4 町で構成する「矢白別演習場関係機関連絡会議」として、矢白別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないことと合わせまして、夜間訓練の自粛、安全対策の徹底、情報提供と訓練の公開、規律の維持、騒音対策として住宅防音区域の見直しの要請を、北海道防衛局に対し行ったところでもあります。

町としましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、令和 6 年 1 月 29 日に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し内部体制を整えたところでもあります。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、町ホームページや新聞折り込み並びに農家ファックスにより行ってまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和 6 年第 1 回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下 5 点について補足し、ご報告申し上げます。

初めに、昨年 12 月に実施した「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

本町では、独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙アイチェックを実施しておりますが、その結果概要について説明いたします。

まず、学力調査ですが、小学校 1 年生から中学校 2 年生を対象とし、小学校 1 年生と 2 年生は国語、算数の 2 教科、小学校 3 年生と 4 年生は、社会と理科を加えて 4 教科、小学校 5 年生から中学校 2 年生は、英語を加えて 5 教科で実施しました。

小学校は、社会や理科及び英語で全国の正答率を上回る学年があった一方で、国語と算数は全ての学年で全国の正答率を下回っており、一層の授業改善を図る必要があることがわかりました。中学校は、理科と英語が全ての学年で全国の正答率を上回った一方で、数学は全ての学年で全国の正答率を下回り、小学校と同様に、授業改善を図ることが課題であることがわかりました。

しかし、経年変化を見ていきますと、昨年度と比較して改善がみられた学年もあり、それぞれの学年集団の特性などを多面的に捉えて要因を分析し、今後の授業改善に生かしていくことが大切だと考えております。

また、総合質問紙アイチェックの結果からは、生活・学習習慣において、おおむね肯定的な回答が多い状況ではありますが、一人一人の児童生徒がどのように回答しているかを各学校で適切に捉え、個別の指導に活用していくことが肝要だと考えております。

今回の結果は、さきに行われた「全国学力・学習状況調査」の結果を裏づけ、さらに課題のある学年や教科が明らかになることで、今後の指導に生きる貴重な資料となりました。

各学校においては、自校の結果を分析し、課題の改善に向けて取り組むとともに、児童生徒一人一人の困り感等に個別に対応する具体的な指導に役立ててまいります。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの推進に努めてまいります。

2点目は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果についてであります。

本調査は、スポーツ庁が小学校5年生、中学校2年生を対象に実技に関する調査と質問紙による調査を、昨年4月から7月にかけて実施したものです。本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、本年度の結果の概要についてご説明いたします。

実技に関する調査は8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計点は、小学校男女において全国平均を上回り、中学校男女は全国平均を下回る結果となりました。昨年度と比較すると、小学校、中学校ともに体力合計点が向上し、各学校の体力向上に係る取り組みの成果が表れていることがわかりました。

種目別では、小学校、中学校ともに「長座体前屈」が全国平均を下回っております。また、中学校では「50メートル走」が全国平均との開きが大きく、課題となりました。

調査結果については、町及び各学校の体力向上プラン作成に活用し、体力向上の取り組みを進めてまいります。

また、体力の向上は、日常的な全身を使った遊びや運動、そして生活習慣の改善等、家庭や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要を保護者にも周知し、共通の課題意識を持って体力づくりの推進に努めてまいります。

3点目は、町条例に基づく令和5年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期表彰者35名、後期表彰者28名で、前期・後期合わせて63名の児童生徒の表彰となり、賞の内訳につきましては、努力賞23名、奉仕賞10名、親切賞14名、体育賞8名、学芸賞8名となりました。

4点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月7日、コンベンションホールういずにおいて、新たに20歳となられた51名が出席され、「令和6年標茶町20歳のつどい」が晴れやかに挙行されました。

式典終了後には参加者みずから企画した交流会が行われ、恩師のビデオメッセージや町の特産品などが当たる抽選会を行うなど、久しぶりに再会した友人と交流を深めておりました。

また、20歳の皆さんに「標茶クラフトビールを作ろう会」よりクラフトビールの提供と、標茶町からしべちゃ牛乳を提供したところです。

次に、1月28日、野外アリーナJOYにおいて、第29回標茶町アイスストッカー大会が開催されました。今回の大会については、プロアイスホッケーチーム北海道ワイルズの

選手が多数参加され、町内外合わせ 18 チーム 89 名の方が出場され、熱戦が繰り広げられました。

また、2月3日には多目的運動広場スケートリンクにおいて、第44回町民スケート大会が開催され、幼児から一般まで合わせて84名の参加がありました。大会当日は天候にも恵まれ、3種目において大会新記録が出るなど、白熱したレースが繰り広げられました。

なお、本スケート大会及びアイスストッカー大会においては、雪印メグミルク株式会社磯分内工場様、明治安田生命保険相互会社釧路支社釧路駅前営業所様よりご協賛をいただいております。心より感謝申し上げる次第です。

次に、2月4日、コンベンションホールういずにおいて、令和5年度標茶町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、出展作品386点の中から、特別賞3名、特選8名、入選50名、奨励賞11名の方々に賞状を授与しております。

次に、2月10日には、しべちゃアドベンチャースクールの閉講式が行われ、年間7講座延べ10日間の体験学習を無事終了した小学生26名と高校生スタッフ11名に修了証書を授与いたしました。参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

5点目は、児童・生徒が各種大会等において大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

12月25日から28日に大阪市で開催されたJOCジュニアオリンピックカップ第37回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に、標茶町民である札幌大谷中学校3年佐藤侑亜さんが北海道選抜選手に選考され北海道チームとして出場し、予選リーグを勝ち上がりましたが、惜しくも決勝トーナメント1回戦敗退となりました。

12月9日から11日に苫小牧市で開催された第54回北海道中学校アイスホッケー大会に、標茶中学校1年大和田蒼史さんが釧路市・釧路町との合同チーム、釧路合同Bチームとして出場しましたが、惜しくも1回戦敗退となりました。

12月27日から28日に札幌市で開催された第39回道新杯北海道中学選抜卓球大会に、標茶中学校男子卓球部団体8名、女子卓球部団体8名が出場し、男子団体は予選リーグ1位通過しましたが、決勝トーナメント1回戦敗退となりました。女子団体は予選リーグ3位通過、3位トーナメント1回戦敗退となりました。

2月4日、2月11日、東京都で開催されたピアノ第14回日本バッハコンクール全国大会に、磯分内小学校2年の小林桜慶さんが出場し、奨励賞を受賞、同大会に磯分内小学校6年の小林華穂さんが出場し、銀賞に入賞いたしました。また、同大会に、標茶中学校2年、小林凜穂さんが出場しましたが、惜しくも入賞は逃しました。

1月6日から7日に釧路市で開催された第54回北海道中学校スピードスケート大会に、虹別中学校2名、標茶中学校1名、中茶安別中学校1名の4名が出場し、虹別中学校2年の笛木桜和さんが全国大会の出場権を得ました。

2月3日から6日に長野市で開催された第44回全国中学校スピードスケート大会に、笛木桜和さんが1500メートルと3000メートルの部に出場し、惜しくも入賞は逃しまし

たが、健闘されました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎施政方針

○議長（菊地誠道君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 令和6年標茶町議会第1回定例会の開催に当たり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに

令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、千島海溝沿いの巨大地震発生が懸念されている中、改めて町民の皆さんの安全安心なまちづくりを実現するために、さらに防災・減災に向けて取り組むことに意を強くするところです。町民各位におかれましても、あらゆる場面を想定し、いざという時に何をしなければならないのか、普段から常に考え備えていただくことを切に願うところであります。

新型コロナウイルス感染症が昨年5月から5類感染症になり、ポストコロナ社会、つまりコロナ禍の経験をもとに従来の延長ではない、生活様式や価値観の変化が到来すると言われています。そしてまた、国立社会保障・人口問題研究所における2050年の人口推計では、本町においては減少率43.26%、2050年の推計で4,102人になるとの予測が公表されています。一方、国外に目を向けるとウクライナやパレスチナでの紛争は収束の兆しが見えず、私たちの暮らしはこれまでにない不透明感に包まれていると言えます。

しかしながら、このような中であっても、まちづくりの歩みを止めるわけにはいきません。

基幹産業である酪農・畜産においては、コロナ禍における牛乳や牛肉の需要減少、国際情勢や経済の変動の影響などから依然として厳しい状況が続いておりますが、本町の屋台骨をより持続的で強固なものとするため、さらなる支援も必要です。国や北海道に強く働きかけを求めるとともに、JAしべちゃなど関係機関と連携を強め対策を進めるとともに、農畜産物のさらなる高付加価値化など6次化の推進を図ってまいります。

ふるさと納税は、令和元年度から始めましたので後発ですが、これまで多くの寄附をいただいております。新たな返礼品を開発するなど、事業者の皆さんには、本当に感謝を申し上げます。また、標茶町を選んで寄附いただきました多くの皆さんにも心より感謝を申し上げます。制度の是非論は承知していますが、本町の特産物のPRのみならず、町全体の経済の活性化などさまざまな効果がありました。引き続き新たな特産品開発や研究への助成制度を設けるなど、さらなる充実を目指してまいります。

企業版のふるさと納税も前年を超える金額となっています。これまでの標茶町とゆかりのある企業から、標茶町のまちづくりの応援団になっていただいておりますので、引き続きトップセールスを行っていきたいと考えております。

近年の気候変動による影響は、私たちの生活や産業に幅広く及ぶことが予測されていることから、ゼロカーボンシティ宣言をし、脱炭素化や再生可能エネルギーの活用などの施策を進めています。

また、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園と国の公園が3つあるのは全道でこの標茶町だけです。この恵まれた大自然の中で、自然とともに酪農畜産が営まれており、先人が残した貴重な財産である大自然を、より適切な形でバトンタッチしていくのが我々の使命であると考えています。現在、釧路湿原周辺での太陽光発電所の建設が相次いでいることから、景観行政団体への移行や条例化による一層の環境保全を検討してまいります。

人口減少は、将来のこの町の姿を考える上で重要な課題です。移住促進や関係人口の創出などを進めることとあわせて、将来人口に対応した、身の丈に合ったまちづくりの推進と、10年後、20年後を見据えた、標茶が元気なまちであり続けるために、今何をすべきなのかを常に考え町政運営に当たっていきたいと考えています。

さまざまな課題に直面しておりますが、一つずつ着実にクリアするとともに、行き先が不透明な時代だからこそ果敢に挑戦し、この町が持つ無限の可能性を引き出し、多くの町民の皆さんの英知を結集して、持続して発展する「もっと元気なしべちゃへ!!」をかけ声に町民の皆さんとともに全力で取り組んでまいります。

#### 町政の特徴について

本町の令和4年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は9.1%全道降順で80位、将来負担比率は46.3%全道降順で34位であり、経常収支比率は91.7%となっ

ています。

政府が閣議決定しました令和6年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国による財政健全化の道のりが依然として厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する本町としましても、今後も厳しい財政運営が予想されます。

町内経済情勢は、長期に及んだコロナ禍からの経済活動の正常化が進みつつある中ではありますが、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する世界情勢の緊迫や急激な円安を背景に物価の高騰が続き、依然として厳しい中にあります。これらの対応に加え、防災・減災をはじめとする安全安心な暮らしの実現、高齢化社会の進行への対応、SDGsの実現とデジタル田園都市国家構想の推進など、増大する行政需要に的確に対応しながら、活力ある地域社会づくりを進めていくことが求められています。自主財源の軸である町税の大幅な増加は見込めませんが、納税者皆様のご理解をいただき安定的な税収を確保するよう努めてまいります。税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理、収納対策に力を注いでまいります。

今後も持続可能な町政を目指し、さまざまな行政課題にきめ細やかに取り組んでまいります。

令和6年度で取り組む主要な施策としましては、1点目は、地域活性化対策として、馬を核とした地域づくりを進め、地域おこし協力隊や町内の民間事業者と連携しながら、本町の大自然を舞台に観光資源として馬と触れ合えるアクティビティやその拠点の整備を進めることで地域活性化に取り組みながら、ふるさと納税や各種SNSにより町内外に向けた情報発信を図ってまいります。

また、今年オープン予定の「釧路湿原かや沼観光宿泊施設」を中心に観光情報発信をしながら、民間事業者と連携し、手つかずの豊かな自然を生かしたアクティビティの提供を行いながら、関係人口・交流人口の創出の拡大を図ってまいります。

さらに、ふるさと応援大使である女優の高橋恵子様には、標茶で新作映画の撮影の構想もあり、フィルムコミッションを立ち上げ、本町をより発信するきっかけとなることを期待しております。

人口減少対策として、大自然への入り口である塘路地区をモデル地区として移住促進事業を実施しており、分譲地のあっせんや土地取得及び住宅を購入する方への給付制度を進めております。

2点目は、農業振興対策として、生産基盤強化に向けた取り組みへの支援の継続と牛乳・乳製品の消費拡大に引き続き取り組み、厳しい情勢下にある本町酪農を支援してまいります。また、新規就農者対策も継続して取り組んでまいります。

綿羊事業につきましては、羊の安定供給とブランド化を目指し、取り組みを進めてまいります。

3点目は、教育対策として、1人1台端末の効果的な活用などICT教育の充実を進めるとともに、小中学校の給食費の無償化を継続し、保護者負担軽減対策に取り組んでまい

ります。

4点目は、子育て支援として、保育料の無料化、大学生までの医療費無料化を継続するとともに、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援、安心して子供を生み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

5点目は、安全・安心対策として、引き続き標茶市街地の内水処理計画の策定を進めるとともに、各地域のコミュニティ・タイムラインの策定を進めてまいります。

また、災害時の断水等の事態に備え、阿歴内地区について防災井戸の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

以下、施策の概要について申し述べます。

#### 1. みんなで魅力と価値を生み出すまち

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛川・ホマカイ川」「西別川」の上中流域に位置する本町の責務を踏まえ、下流域の各自治体、団体及び住民との連携を強めてまいります。

本町では、再生可能エネルギーの活用など脱炭素化に配慮したまちづくりを目指し、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言をしました。町面積の54%を占める森林につきましては、森林経営計画に基づいた間伐や植栽などにより、二酸化炭素吸収源としての公益的機能を最大限発揮できるよう適正な森林施業を実施するとともに、林業DXを活用したJ-クレジット発行の実証についても研究してまいります。再生可能エネルギーの普及を推進しながらも、先人が残した貴重な財産である大自然をより適切な形で次世代へつなげていくため、また観光資源にもなっている私たちの大自然環境を守るための取り組みも同時に進めてまいります。その他の取り組みの一つとして、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を取り組み主体として、基幹産業である酪農畜産業で排出される家畜ふん尿の適正管理を徹底し河川及び周辺環境を保全するとともに、地域資源として家畜ふん尿を有効活用するため、バイオガспラント導入に向けた協議を進めてまいります。また、町有車両のEV化や、町有施設の照明器具のLED化、みどり認定こども園改築においては地中熱を利用した再生可能エネルギー導入など省エネルギー効果・CO<sub>2</sub>排出量削減効果・環境負荷低減効果を有した手法を採用したカーボンニュートラルに向けても引き続き取り組んでまいります。町民の皆さんにも、さまざまな再生エネルギーの有効活用、食品ロスの削減など、一人一人ができることから取り組んでいただきたいと思います。

基幹産業の酪農につきましては、2年間に及ぶ生乳の生産抑制が行われた結果、令和5年の生乳生産量は対前年比95.2%の16万9,528トンとなりました。

昨年秋にホクレンと乳業メーカーは、令和5年12月から平均乳価を1キロあたり2円20銭上げることとすることで合意したほか、生産者団体は3年ぶりの増産を決めるなど、前向きな情報も入ってはきてはおりますが、生産資材価格の高止まりや搾乳後継牛の確保

の問題など、今後も厳しい情勢が続くことが予想されることから、酪農再興事業による生産基盤強化に向けた取り組みへの支援を継続するほか、引き続きしべちや牛乳の学校給食への提供をはじめ、酪農振興会連合会と連携した取り組みを計画するなど、牛乳・乳製品の消費拡大に努めてまいります。

また、しべちや農楽校を拠点に、担い手育成協議会を構成する関係機関や関係団体と連携して新規就農対策を推進してまいります。

家畜伝染病対策につきましては、生産者の規模拡大により予防の重要性が増していることから、家畜防疫アドバイザーを引き続き配置します。令和4年度以降、標茶町内のみならず釧路管内全体でサルモネラ症が数多く発生していることから、JAしべちやをはじめとする関係機関と連携し、飼養衛生管理基準に係る農場指導を強化してまいります。

令和3年度から取り組みをスタートさせている、釧路町と標茶町との広域連携ブランド化推進事業につきましては、新たな特産品の開発などの研究を引き続き進めてまいります。

野菜生産は「釧路ほくげん大根」のブランド名も定着し、本町にとって重要な産業の一つとなっています。本年も安定的な生産をする上で重要な土壌改良に対して、継続して支援してまいります。

標茶町育成牧場は、酪農分業化の進展により利用者ニーズの高い哺育から育成までの一貫養育に応えるため、きめ細やかな飼養管理に努め、サルモネラ症をはじめとした家畜伝染病対策プログラムを確立させ、危機管理意識を維持しながら防疫対策を継続してまいります。健康な牛を育てるための良質な土・草・水の利用に努め、道営事業や自主施工による草地整備を継続してまいります。さらに、これまで進めてきた綿羊の血統群改良データを生かし、綿羊生産振興を発展させ地域需要に応えるため、地域おこし協力隊や官民連携のもとに増頭計画を進め、ブランド化や営農モデルの構築などに取り組みを行ってまいります。

林業につきましては、持続的な森林の管理・経営の確立による、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化防止などへの取り組みが求められております。本町においても森林整備計画に基づいた計画的な森林整備を促すとともに、森林環境譲与税を活用し、森林整備及びその促進に対する支援などを行ってまいります。

また、町有林におきましては、計画的かつ効率的な管理を進めるため、林業専用道による路網整備と既設林道などの維持補修を行ってまいります。

農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施と、農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、資源としての有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

令和元年から相次いで発生したヒグマによる家畜被害につきましては、昨年7月30日に隣接町において問題個体が捕獲され、経済的被害も終息するという点で安堵しているところですが、昨今、全道的にヒグマによる農業被害や人身事故が相次いで発生しているこ

とから、北海道や近隣市町村と連携した被害防止に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギのふ化放流による増殖事業への支援を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取り組みを地域の皆さんとともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては、新たな特産品の商品化に対する開発・研究の取り組みへの支援を継続して行うとともに、仮称であります物産センターの整備に向けて検討を進めてまいります。

また、商工会の運営支援及び財政支援に努めるとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取り組みを推進するほか、事業承継の機運醸成に資するセミナーを共催し、新たに創業される方や既存事業を拡大される方に対しましては、GOGOチャレンジショップ支援事業により引き続き支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融連絡会議での議論や町内情勢などを踏まえ、必要とされる支援を検討してまいります。

また、町広報紙への低廉な有料広告掲載などにより、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、観光協会をはじめとする関係団体や圏域関係機関との連携を強化し、引き続き誘客活動を推進するための事業に積極的に取り組み、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブなどを活用した観光情報の発信を進め、地域おこし協力隊による新たな地域の魅力発掘やおもてなし事業を展開し、交流人口・関係人口の拡大を目指してまいります。

また、町民の憩いの場であり、さらに本町の観光拠点施設でもある「釧路湿原かや沼観光宿泊施設」につきましては、指定管理者と連携を図りながらグランドオープンに向けて準備を進めてまいります。

雇用環境につきましては、人手不足が深刻化する厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注により工期を平準化し、季節労働者に対しましては冬期雇用対策事業の展開による経済的安定化を図ってまいります。

## 2. みんなで支えあう健やかなまち

町民誰もが生涯にわたり住みなれた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、各種福祉施策を展開するとともに、町内関係団体との連携に努めてまいります。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の運営につきましては、運営主体と密に連携を図りながら実施し、各種医療給付事業につきましても、適切な実施に努めてまいります。

また、脳ドック検診の一部助成につきましては、早期発見、早期治療や予防の促進を図るため、引き続き実施してまいります。

保健事業の推進につきましては、「第3期データヘルス計画」に基づき、関係機関や団体と連携し、健康まつりなどの事業展開による健康意識の向上を推進してまいります。

高齢者の保健事業につきましては、国保データベースシステムなどを活用し、地域の健康課題を分析し、介護予防と一体的に取り組むことで適切かつ効果的なサービス提供を行い、健康寿命の延伸につなげてまいります。

また、本年度から帯状疱疹の発症予防及び罹患後の後遺症を防ぐことを目的に、50歳以上の方の帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を行ってまいります。

歯科保健対策としては、歯周病検診を引き続き実施するとともに、う歯予防対策として、保育所や認定こども園でのフッ化物洗口を継続してまいります。

妊娠や出産に対する支援として、特定不妊治療に対する経済的支援や妊産婦健診などに係る交通費の一部助成を引き続き実施してまいります。

伴走型相談支援事業及び出産子育て応援給付金の一体的な実施事業として、産前産後の面談を実施するとともに、出産応援給付金、子育て応援給付金の給付を行ってまいります。

子育て困難世帯に対する早期の支援体制を構築するため、出産前後の妊産婦の心身の変化に対応できるよう、24時間の相談体制と産後ケア事業により継続して支援を行ってまいります。

また、新生児聴覚検査費用の助成を引き続き実施し、早期発見と早期支援に努めてまいります。

さらに、子育て世代が安心して子供を産み育てることができるよう、切れ目のない支援の環境づくりを充実させてまいります。

町立病院の運営につきましては、昨年度看護師不足から夜間及び休日・祝日の救急外来を休止せざるを得ない状況となりました。以前から看護師の人材確保が困難な状況にある中で積極的な働きかけを行い、退職分を補充し、令和5年12月から再開したところであります。

また、4月からは、医師1名を採用し、常勤医師3名体制で内科診療を行うこととしておりますが、今後におきましても不足する職域の人材確保に努めるとともに、可能な限り現状の医療体制を継続できるよう業務の効率化や経営の健全化に傾注し、町民の命と健康を守ると同時に町民が安心して生活できるよう最善を尽くしてまいります。

介護保険事業につきましては、地域全体で包括的に支え合う体制づくりを進めるとともに「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が、自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するため支援体制の構築を推進してまいります。

また、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき、各種施策の着実な実施に努めてまいります。

社会福祉につきましては、引き続き「ほっとらいふ制度」により、高齢者世帯や低所得世帯などへの助成を行ってまいります。

子育て支援につきましては、「第2期標茶町子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施に努めるとともに、「第3期標茶町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいりま

す。

子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈や大学生までの医療費の無料化を継続し、経済的負担の軽減を図るとともに、新生児に木育記念品としてフォトフレームの贈呈、生後7か月の乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、保育と教育の一体化による子供の成長の充実と施設の有効活用を図るため、さくら保育園、標茶幼稚園を統合し、さくら認定こども園へ移行、みどり保育園は、みどり認定こども園へ移行し、改築実施設計に着手するとともに、保育料の無料化を継続して実施してまいります。

また、適正かつ効率的な運営や地域との交流を通じて連携を図りながら、多様な子育て支援の環境づくりを推進するほか、引き続き待機児童の解消に努めてまいります。

さらに、町内産の食材を活用した「ふるさと給食」の取り組みについても「ふるさと標茶」に対して愛着を持ってもらう取り組みとして引き続き進めるとともに、へき地保育所への給食提供も継続して実施してまいります。

乳幼児を持つ保護者が交流できる場所として、子育てサロンを継続し、また、発達に不安を抱える児童の療育や身近な子育て相談を、子育て支援センターや子ども発達支援センターを軸に関係機関の協力を得ながら事業の充実を図るとともに、児童の健全な育成に資するよう標茶児童館の利用促進を図ってまいります。

### 3. みんなが安心して暮らせるまち

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに重要な役割を果たしております。

広域道路網の幹線となる国道・道道につきましては、継続して整備促進と地域から寄せられた道路環境の整備について関係機関へ要望してまいります。

町道の整備につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいります。

舗装道路の老朽化対策につきましては、道路パトロールや舗装個別施設計画に基づいて計画的に補修を実施し、安全性の向上を図ってまいります。

橋梁につきましても、橋梁個別施設計画に基づいて定期的な点検と計画的な補修により、施設の長寿命化を図り安全性の確保に努めてまいります。

除雪及び災害時の対応につきましては、パトロールによる情報収集を基本にしながら、民間事業者との任務分担を図り、安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

河川管理につきましては、継続的にパトロールを実施し適正な管理に努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、利用者や沿線の地域会と連携を図りながら、適切に運行してまいります。

また、本町も交通弱者の足の確保が課題となっており、市街地のりあいハイヤーの試験運行を行いながら、公共交通のあり方を検討してまいります。

J R釧網本線につきましては、J R北海道が、単独で維持することが困難な路線として

位置づけています。本町としては「くしろ湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」、「ザ・ロイヤルエクスプレス」、北海道周遊列車「HOKKAIDO LOVE!ひとめぐり号」などの観光列車を貴重な資源として、また、通勤・通学などの足として必要不可欠な路線であることから、JR釧網本線維持活性化推進協議会及び北海道をはじめとした関係機関や関係団体とともに路線維持、利活用のための対策に引き続き取り組んでまいります。

高度情報化の対応につきましては、引き続きWi-Fi無線局の購入費用を助成するなど、誰でもデジタル化による利便性を享受できるよう取り組んでまいります。

また、町ホームページや各種SNSなどを活用したわかりやすい情報の提供に努め、デジタル技術を活用した業務効率化や行政サービスの向上に努めてまいります。

都市公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づいた定期点検及び補修を実施し、安全で快適な公園施設の管理に努めてまいります。

水道事業につきましては、簡易水道事業が地方公営企業法を適用し、既存の上水道事業と会計統合するとともに、資産管理や経営戦略を含めて経営基盤の強化に取り組み、老朽管の更新及び施設の改修並びに計装機器の更新を行ってまいります。

下水道事業につきましても同様に地方公営企業法を適用し、経営基盤の強化に取り組むとともに、標茶終末処理場の耐震詳細診断を行い、施設の改修計画を進めてまいります。

また、集合処理区域外における合併処理浄化槽設置者への助成事業を推進し、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

しべちや斎場につきましては、引き続き指定管理者による運営を行うとともに、適切な管理に努めてまいります。

標茶町合葬墓につきましては、令和5年10月に完成し、11月より供用開始を行っておりますが、利用者の問い合わせも多いことから、適切な管理、運営に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、循環型社会の構築に向け、再資源化、減量化の取り組みを進める一方、焼却施設及び最終処分場の安定した運用と維持管理に努めてまいります。

また、ごみ減量化・資源化を図るため、電気式生ごみ処理機・コンポスター・排出用ダストボックス・ディスプレイに係る購入費用に対する一部助成事業を継続して実施してまいります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画による住戸改善事業を、桜団地及び虹別団地で継続し、より良好な住宅環境整備を進めてまいります。

町民が末永く安心して住み続けられる住まいづくりのため、住宅の新築及びリフォームに対するマイホーム応援事業を継続してまいります。

建築行政につきましては、住宅や建築に係る相談への的確な対応や情報提供に努めてまいります。

安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、防災意識の向上を図ることが重要であります。

防災力向上には、町内会・地域会との連携が不可欠であり、自主防災組織の設立や活動

の支援を行うこととあわせて、コミュニティ・タイムラインの策定を進めるとともに、鉚路川の氾濫に備えた「多機関連携型タイムライン（事前防災行動計画）」に基づく防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

標茶市街地の抜本的な内水処理対策を講じるため、引き続き内水処理計画の策定を進めるとともに、改定を進めてきた標茶町耐震改修促進計画に基づく改修等の支援制度を見直し、住宅耐震化の支援制度の充実に努めてまいります。

消防機能の強化につきましては、久著呂消防部に配備しております小型動力ポンプ付積載車を更新するとともに、消防職員・団員の訓練や救急救命士の養成など消防・救急体制の整備を図ってまいります。

交通事故や犯罪のない安全なまちづくりのために関係機関や関係団体と連携し、交通安全や防犯思想の普及、啓発活動を推進してまいります。

消費者対策につきましては、消費者に対する勧誘などの手口が巧妙化しているほか、定期購入契約に係るトラブルが増加しています。消費者被害を未然に防止するために、標茶消費者協会と連携した啓発活動及び町広報紙による情報提供に努めるとともに、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」の活用により関係団体との情報共有を図ります。また、専門的な相談窓口である鉚路市消費生活センターとの連携により、多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってまいります。

#### 4. みんながいきいき学んで育つまち

学校教育では、「ふるさと標茶に誇りと愛着をもち、自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図ってまいります。

また、学校教育・社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民すべてが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

I C T教育に関しましては、通信環境が充実されたことからその回線を有効活用し、G I G Aスクール構想などの「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を進めてまいります。

ふるさと教育につきましては、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学生の鉚路川カヌー体験を継続し、各地域の特色を取り入れた教育を実施してまいります。

保護者の経済的な負担を軽減するため、学習教材費サポート事業などにより引き続き学校の教材費の公費負担と合わせて、標茶高校への給食提供や小中学校の児童生徒の給食費の無償化を継続し、子育て世帯の支援を実施してまいります。

生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することを目的に、中学校における学校部活動の地域移行を進めることとし、まずは標茶中学校における指導体制の整った休日の部活動から試行してまいります。

高齢者の社会参加の機会として、公民館を拠点に地域ふれあいサロンを実施し、高齢者の居場所づくりを進めてまいります。

標茶高校は、地域活動の展開を通して多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、さまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってはなくてはならない貴重な財産であるため、引き続き教育振興会を通じて支援を行うとともに、間口維持に向けた取り組みとして通学費の一部助成を継続し、新たに全国から生徒を募集する地域みらい留学への参加費用を助成するなど、高校と連携して生徒確保に努めてまいります。

#### 5. みんなで創造できるまち

「まちづくり」の主役は、町民の皆様です。

本町に脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超え受け継がれるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、さまざまな目線を通して行政運営ができるよう、各種団体の主体的な活動を促進してまいります。

行政と町民の間には、情報の共有化が不可欠なことから、広報広聴活動の充実にも努めてまいります。

また、審議会や各種委員会の意見を聴取することとあわせて、積極的な女性の参画を進めてまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国に知っていただける手段として有効であり、経済活動に対する好影響と児童生徒の技術的な向上につながっていることから、誘致活動を推進するため合宿誘致推進員や関係団体と連携して進めてまいります。

平成 29 年度から事業展開しています地域間交流事業「馬と共に暮らせる町・・・標茶」につきましては、町内の馬事業者と連携し引退した乗用馬の引き受けと施設整備への支援を進め、地域おこし協力隊とともに馬を核とした「関係人口」の創出につながる取り組みを継続してまいります。

移住の促進につきましては、塘路地区を先行に分譲地等の販売や移住者への経済的支援、移住に伴う居住環境の提供として「移住促進住宅」を活用するなど取り組みを進めてまいります。また、本町の存在を幅広く知っていただくため、タウンプロモーションとして町の魅力や情報を町の内外に幅広く発信し、首都圏で開催される相談会に参加しながら、地域環境などへの問い合わせに対するきめ細かな対応に努めるとともに、塘路・上茶安別地区の「お試し暮らし住宅」3棟を積極的に活用し、自然環境豊かな本町の魅力を知ってもらえるよう取り組んでまいります。

地域課題の解決を行うとともに、地域コミュニティの活性化が図られるよう、旧阿歴内小中学校の利活用について検討を進めてまいります。

行政の主体性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題であることから、口座振替やコンビニ収納のほか、昨年4月からは地方税統一QRコードを活用した地方税の納付のほか、本町独自の取り組みとして税及び税外のスマホ決済が利用で

きようになり町民の皆様が納付しやすい環境を整えるなど、収納対策の強化を継続してまいります。

平成 30 年度から始めたガバメント・クラウドファンディングによる寄附、令和元年度から始めた特産品を返礼品とする「ふるさと納税」も新たな特産品開発や、標茶を全国に発信する有効な手段の一つとなっており、特に昨年は標茶高校の生徒からの提案で、廃棄ロス問題の解決手法として高校で栽培した野菜をふるさと納税の返礼品として登録し、標茶高校の取り組みを全国へ発信する機会となりました。

地方創生の支援策として創設された企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）も含めて、地域課題解決のための取り組みとして引き続き取り組んでまいります。

令和 6 年度におきましても、行政改革実施計画と総合計画を基本に、行財政の持続可能性を追求しつつ、着実な事業実施と住民サービス提供に取り組んでまいります。

おわりに

以上、令和 6 年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

私は町長に就任以来、さまざまな課題に直面しましたが、多くの町民の皆様並びに町議会のご支援や町内外の人的ネットワークに支えられて、ここまでやってこられたと思っております。感謝の念も新たに、さらに「もっと元気なしべちゃへ！！」の創造に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から教育行政執行方針を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 初めに、令和 6 年標茶町議会第 1 回定例会の開会に当たり、令和 6 年度の教育行政執行方針をご説明させていただき、議員各位、町民並びに教育関係者の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行したことに伴い、学校においては基本的な感染症対策を講じながら、学校・家庭・行政が一丸となって、子供たちの学びの充実に取り組んでまいりました。今年度は、これまで得た知見を生かし、さらなる学びの充実と教育にかかわる諸課題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。

本町の基本目標の一つである「みんながいきいき学んで育つまち」の具現化に向けては、子供たちが多様な人々と協働しながらみずからの人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができる力を身につけていくことが肝要です。そのため、学校教育では、「ふるさと標茶に誇りと愛着をもち、自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図ってまいります。また、学校教育・社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民すべてが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

以下、主要な施策の概要について申し上げます。

## 1. 学校教育の充実

初めに、「学校教育の充実」についてであります。

学習指導要領においては、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるようにすることが求められております。

そのためには、学校と家庭・地域が教育の理念や目標を共有し、連携・協働しながら学習指導要領の理念を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進めることが重要となっております。

以下、学校及び教職員一人一人が教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する施策について7点にわたり申し上げます。

### 《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が保護者や地域の信頼に応えるためには、学校・家庭・地域が目指す目的や目標を共有し、ともに子供たちの「生きる力」を育んでまいります。

以下、そのための方策について申し上げます。

#### (1) 社会に開かれた教育課程の実現

学校は、教育目標の実現を目指し、教育内容の質の向上に向け、子供たちの姿や地域の現状に基づき、カリキュラムマネジメントの充実に努めなければなりません。

そのために、教育課程を保護者や地域と共有することを通して、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて取り組んでまいります。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」につきましては、令和6年度新たに、標茶地区（標茶小学校・標茶中学校）、磯分内小学校区、沼幌小学校区を指定し、学校と地域が連携した持続可能な協働体制のもと特色ある教育活動を行ってまいります。

#### (2) ふるさと教育・キャリア教育の充実

児童生徒が将来に向けた自己実現を図るため「ふるさと教育・キャリア教育」の充実に努めてまいります。

そのために、本町の豊かな財産である「ひと・もの・こと」を活用し、小学生による釧路川のカヌー体験・標茶高校と連携した食育連携事業を継続します。

また、各学校における地域の教育環境等を生かした体験的なふるさと教育を支援するとともに、子供たちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことができるよう、地域資源を活用した学びを進めキャリア教育の充実を図ってまいります。

#### (3) 教員の資質の向上

児童生徒の「生きる力」を育むためには教員の資質・能力の向上が不可欠であり、主体的に学び続け、みずからの授業を磨き続ける教員の育成が求められております。

そのため、「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、標茶町教員資質向上研修を行うとともに、標茶町学校教育研究所の活動の充実、各種研修会への積極的な受講を奨励するなど、教職員の資質向上につながる研修機会を確保してまいります。また、2校を研究指定校に指定し、本町の学校教育水準の向上に寄与する実践的研究を進め、国のGIGAスクール構想による1人1台端末の効果的な利活用に向けた、教員の指導力向上に取り組んでまいります。

#### 《確かな学力の育成》

これからの社会を生き抜く確かな学力を育成するためには、みずから学び行動し、よりよく問題解決する資質・能力を養うことが重要です。そのため学校教育においては、子供を中心においた質の高い学びを、切れ目なく保障することが求められています。

以下、そのための方策について申し上げます。

##### (1) 「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

各学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ「主体的に学び、周りと対話する過程で自らの学びを深めていく授業」が求められています。そのため1人1台端末の活用を一層進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実への授業改善及び端末を活用した家庭学習を推進してまいります。

学習の定着を把握する手立てとして、標茶町学力サポートプラン（標準学力調査）や全国学力・学習状況調査、北海道チャレンジテスト等を継続的に実施してまいります。

また、児童生徒の学習状況を的確に把握することで、実効性のある学力向上プランを策定し、検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

英語力向上につきましては、外国語指導助手2名を町内の認定こども園に派遣することに加え、新たに小学校1・2年生における外国語活動を開始し、幼児から系統的に生きた英語に触れる機会を充実させます。また、道教委の事業である小学校英検ESG、中学校英検IBAを効果的に活用し、英語力の向上を図ってまいります。

##### (2) 生活習慣・学習習慣の確立

各家庭に「早ね、早おき、朝ごはん運動の推進」及び「家庭学習習慣の確立」を呼びかけ、生活リズムチェックシート等を活用して家庭との連携を密にすることで、家庭における望ましい生活習慣と学習習慣の確立に努めてまいります。

また、「北海道学び推進月間」の標語づくりに取り組むことで、主体的に学びに向かう態度の育成を図ってまいります。

##### (3) 今日的な教育課題への対応

情報化社会に主体的に対応できる「情報モラル」「情報活用能力」を、授業での1人1台端末の活用場面等において育成するとともに、家庭との連携によりネットトラブル等の未然防止に努めてまいります。

また、北海道アクション・プラン（第3期）を踏まえ、「標茶町働き方改革行動計画」を改定し、校務の効率化と役割分担の推進・学校運営体制の見直しなどによる改善等を通し

て、教員の働き方の改善に努めてまいります。

#### 《豊かな心の育成》

規範意識や互いの個性・立場を尊重する態度、生命を大切にして、他者を思いやる心など、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、以下の点について取り組んでまいります。

##### (1) 道徳教育の充実

特別の教科である道徳をかなめとして、学校の教育活動全体で道徳教育を進め、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていきます。

そのために、「考え、議論する道徳」の授業を充実させ、その取り組みを家庭や地域に公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」等を計画的に進めてまいります。

##### (2) いじめや不登校への対応

「標茶町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応等、「いじめ見逃しゼロ」に努めてまいります。計画的ないじめ実態調査や教育相談等を通して状況を把握したり、「SOSの出し方に関する教育」を充実したりする等、組織的できめ細かな対応をしてまいります。また、「いじめ根絶に向けた1学校1運動」や「いじめ根絶子ども会議」「絆づくりメッセージコンクール」等の取り組みを通して、「いじめは絶対に許されない行為である」という意識の醸成を図ってまいります。

不登校への対応については、児童生徒の多様な特性を踏まえ、各校に校内教育支援センター（サポートルーム）を設置し、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を確保し、児童生徒が安心する居場所づくりに努めます。また、幼児教育施設や民間施設との連携を密にし、小1プロブレム、中1ギャップの予防に努めるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭による専門的な相談に積極的につなげることを通して、未然防止及び適切な支援を進めてまいります。

##### (3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や確かな学力の基盤として重要な活動であることから、児童生徒が日ごろから読書に親しむことができるよう、学校図書館の活性化や読み聞かせ、ブックトークの設定などに取り組み、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

#### 《子供の健康な体の育成と安全》

##### (1) 健康な体づくりの充実

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や新体力テストの継続的な実施から児童生徒の体力の状況を的確に把握することで、実効性のある体力向上プランを策定します。また、体育エキスパート教員を活用し、運動の特性を生かした授業改善を通して、児童生徒の体力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

そして、学校保健安全法が定める検診の実施や性教育、疾病予防や事故防止などの指導

を通して、健康の保持増進を図ってまいります。

### (2) 安全教育の充実

学校の危機管理マニュアルに基づき、災害を想定した避難訓練や、地域と連携した「1日防災学校」等の実践的な防災訓練を実施し、防災体制の整備や災害から身を守るために必要な能力の育成に努めてまいります。

また、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づいた校外や登下校時の安全対策、不審者侵入時の退避行動について学ぶ防犯教室の実施を、関係機関と連携して取り組んでまいります。

さらに、各校では月2回の「ネットパトロール」を実施し、インターネット上で児童生徒がいじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないように、未然防止・早期発見・早期対応を行ってまいります。

### (3) 食育の充実

「標茶高校と連携した食育推進事業」の実施や、栄養教諭による食育などを通して、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進してまいります。

また、標茶高校への給食提供や、地場産品の活用、衛生管理及び栄養バランスに留意した献立など、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努め、町内小中学校の児童生徒の給食費の無償化を継続し、子育て世帯の支援を実施してまいります。

#### 《特別支援教育》

子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、特別支援教育コーディネーターが中心となり、個別の教育支援計画を活用して組織的な支援に取り組むとともに、特別支援教育支援員の配置や「標茶町特別支援教育マップ」を作成し、支援環境を整備してまいります。

また、関係機関が連携する標茶町特別支援教育連絡協議会の活動を支援し、特別な支援を必要とする子供への適切な指導の充実に努めてまいります。

#### 《幼児教育》

幼児期は、次代を担う子供たちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であります。幼児教育と小学校教育の円滑な接続のもと、認定こども園や保育園等との連携に努めてまいります。また、今年度より町内の認定こども園に定期的に外国語指導助手を派遣し、幼児期からの外国語活動を実施いたします。

#### 《教育環境の整備》

各学校の教育効果の向上を図るため児童生徒数の将来動向等に留意の上、令和5年度において学校適正配置計画を策定しました。学校、家庭や地域への情報提供を行い、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制をより緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

学校施設等の整備につきましては、「標茶町学校施設個別施設計画」を基本とし、財政状

況を踏まえて、教育環境の質的向上や改修の検討を進めてまいります。

なお、教育振興対策事業及び学習教材費サポート事業により、引き続き学校における教材費等を公費負担とし、父母負担の軽減を図ってまいります。

## 2. 生涯学習、芸術文化・スポーツの充実

生涯学習、芸術文化・スポーツの充実であります。

令和6年度は、「標茶町社会教育第9次中期計画」の2年目になります。

全ての町民が、生涯にわたりあらゆる機会と場所において、学ぶことができるような活動の場と情報の提供を行い、学んだ知識や技術を生かした社会活動を奨励し、誰もが心豊かな人生を送るための環境づくりに努めてまいります。

### 《家庭教育への支援》

子育て支援センターをはじめとする関係機関と連携し、乳幼児期からの親子の触れ合いや豊かな情操を身につけるための支援に努めてまいります。

### 《青少年教育の充実》

子供たちの多様な学びや体験活動に対する意識を高め、「望ましい生活習慣」の定着に向けた取り組みの推進を図るため、各学校や各関係団体等と連携して「しべちやアドベンチャースクール」をはじめ、体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。また、20歳を対象とした「20歳のつどい」交流会の開催を引き続き支援してまいります。

### 《成人教育の充実》

公民館等を中心に住民ニーズの把握に努め、趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業を推進してまいります。

また、女性のつどいや男女平等参画集会をはじめ、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

### 《高齢者教育の充実》

趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、「たんちょう大学」や地域の交流の場である公民館で行われている「各種講座」等の学習機会の充実により社会参加の機会の提供に努めてまいります。

### 《図書館活動の充実》

「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点に、図書館システムを活用しながら進めてまいります。

また、11万冊を超える蔵書を多くの方に利用していただけるような展示を、来館が難しい方には移動図書館車による定期巡回の際の訪問や、公民館等の拠点箇所への定期配本に努めてまいります。

「第2次標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づいた学校への配本や読み聞かせ、町保健福祉課と連携した子育てメソッド、ブックスタート事業等を継続してまいります。

### 《博物館機能の充実、文化財の保護と活用》

標茶町博物館は、昨年 11 月 30 日付で博物館法に基づく公立博物館に登録されました。これからも地域とのかかわりを重視した事業展開に努めてまいります。

博物館機能である「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」に加え、企画展や各種講座の開催に努めるとともに、展示解説パネルの多言語化や博物館ボランティアガイドの人材育成に取り組んでまいります。

また、標茶町アイヌ施策推進事業計画に基づき、本町に存するアイヌの歴史や文化等に関し、保存・情報発信を目的とした各種事業に取り組んでまいります。

#### 《文化の振興、スポーツの推進》

文化の振興については、各文化団体等と連携を図り、各種公民館講座をはじめ、町内の社会教育施設を活動拠点とする社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭、文化講演会等に対する支援を行うとともに、文化バス事業によるすぐれた芸術鑑賞等の機会を提供してまいります。

スポーツの推進については、住民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるようスポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めるとともに、標茶町スポーツ協会や各学校と連携し、駅伝競走大会をはじめ、各スポーツ大会等の事業を推進してまいります。また、全道・全国大会等の出場に係るスポーツ振興助成金による支援に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、関係団体と連携し取り組んでまいります。

また、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、中学校における学校部活動の地域移行を進めることとし、まずは標茶中学校における休日の部活動で、指導体制の整った部活動から試行してまいります。

以上、令和 6 年度の教育行政執行に当たって基本方針を申し上げましたが、本年度も本町教育の充実・発展に向けて全力を尽くしてまいります。

町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で、施政方針を終わります。

#### ◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第 5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第 75 条の規定により報告いたします。

調査事項、標茶町の綿羊事業の現状と課題について。裏面をご覧ください。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時・場所は、令和5年7月11日標茶町育成牧場、令和5年10月17日・18日士別市、令和6年2月13日標茶町役場議員室。

調査事項でございますが、標茶町の綿羊事業の現状と課題についてでございます。

出席者は記載のとおりでございます。

### 3. 調査の経過及び内容について

・標茶町の綿羊事業において平成7年に1,090頭と頭数のピークを迎え、令和4年度末時点でサフォーク種を基幹品種として226頭を維持しております。

・飼育環境は夏期放牧と旧基地施設を活用しての飼養となり、放牧環境として適正数は成羊で146頭放牧が可能であります。羊舎においては適正面積を考慮し、成羊120頭を上限とした飼育環境であります。

・毛刈り・削蹄作業など飼育管理は現在牧場職員のみで行われております。

・生産・出荷に当たり、近親交配による矮小化は見られなくなったが単子が多いため繁殖雌が増えていない状況であります。食肉はキロ当たり2,000～2,500円で町内中心に売却をしておりますが、年間80頭が限界となっております。羊毛はキロ120円で売却をしておりますが需要に乏しい状況であります。

・現在地域おこし協力隊を中心に綿羊の適正管理、増頭を進めております。

・士別市において飼養頭数は約1,450頭、農家戸数は法人3、個人2の5戸で運営されており、出荷頭数は年550～600頭を見込んでいるということであります。

・飼育管理・流通、新規就農・規模拡大に対して、士別市では自治体独自の補助金の設定・助成を行っております。

### 4. 委員会の所見

・標茶町育成牧場では現状100頭の子羊確保が必要であるが、牧場職員・地域おこし協力隊で増頭計画が進められ、繁殖雌150頭・子羊180頭を目指すところであります。今後の増頭を推し進めるに当たり、牛舎新築に伴う旧牛舎の活用を見込んでおりますが、適正な飼育面積確保・疫病対策・事故防止の面から現羊舎の改修が望まれております。

・ただし、標茶町においての綿羊増頭には人員確保・預託牛の疫病対策の兼ね合いもあり限界があります。

・一次産業のまちとして綿羊のブランド化を再構築するには民間の参入も不可欠であります。食肉だけでは大動物と比べて歩留まりは少なく採算性に課題が多い状況であります。観光事業などを含めた綿羊振興において行政・民間・識者で構成する専門組織を立ち上げ、ソフト面の綿密な計画を立てる必要があると考えています。

・民間事業者の参入を促すためには新たな補助金・制度を創設し、参入しやすい環境をつくる必要があると考えております。

報告は、以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会委員長、櫻井です。

厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事項、塘路小中学校の現状と小規模校の今後の見通しについてであります。

厚生文教委員会所管事務調査報告書

（1）調査日時、令和5年10月23日午前10時から、調査場所、標茶町役場議員室。

（2）調査日時、令和6年1月29日午前9時30分から、調査場所、塘路小学校、沼幌小学校、標茶町役場議員室。

1. 出席者、これにつきましては下記のとおりでございますのでお目通し願いたいと思います。

2. 調査事項、塘路小中学校の現状と小規模校の今後の見通しについてでございます。

3. 主な資料説明。これについては配付のとおりでございますのでお目通しをお願いしたいと思います。

4. 複式授業を参観しての感想でございます。子供たちの発言力がとてもすばらしい。教員とのコミュニケーションがよくとれている。先生と子供たちの距離がとても近いというふうに感じました。先生方が子供に寄り添っております。また、自主的、主体的な学習態度、これがとても印象に残っております。

5. 委員会の所見であります。

・令和5年度の町政執行方針でも、移住の促進について取り組みをさらに加速させるため塘路地区において宅地提供を進めていくことがうたわれております。土地取得の予算も計上されたが、すばらしい自然環境の中での子育て、学びを土台とした学校の児童生徒数の増加、学校の存続と結びつけて、さらに取り組みを強化させるべきと考えるものであります。

・酪農の発展と地域の学校教育環境、学校の存続は不可分一体のものである、こういう

ふうに思います。今回の調査では、現場の声としても地域の願いとしてもそのことが一層鮮明になっております。基幹産業を守り育てることは地域や学校を発展させることにもつながるが、酪農、とりわけ家族農業を大切にする、そういう課題と結びつけて学校の存続、発展に取り組むことが重要である。

・また、特認校制度の宣伝活用、定数加配の取り組み、スクールサポート制度の活用、その他町としても現状の制度に対して予算を上積みしても教育環境を守るべく必要な措置をとるべきと考える。

・何といたっても教職員の定数改善が急がれるものであります。今回の調査でも教育現場の切なる声として上げられています。町としても、町村長会、その他の組織とも連携し、定数改善のために、さらに強く要請行動を行うべきと考えるものであります。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎議案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第1号を議題といたします。

本案に関し、付託をしておりました議案第1号審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されました。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定をいたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第1号を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 0時58分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長(菊地誠道君) 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番・鴻池君。

○5番(鴻池智子君)(発言席) それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

上下水道の耐震化状況について伺います。

1月1日に起きた令和6年能登半島地震から約2か月が過ぎようとしておりますが、いまだ数万世帯が断水している状況です。以前にも関連した質問をしておりますが、改めて災害時の断水が避難した方々に大きな心身ともの負担をかけていることがわかりました。

特にトイレが使えないことによる負担が体調不良にもつながります。災害時にいつも懸念されるのは、水や電気のライフラインの確保です。今この積雪寒冷時に巨大地震が発生したらと考えると大変怖いものがあります。

そこで、災害に備えた水道管の耐震状況について、町の現状、進捗状況、マンホールトイレの設置状況をお伺いいたします。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 5番、鴻池議員の上下水道の耐震状況についてのご質問にお答えします。

本町の水道事業は、市街地を給水区域として管理する上水道地区と山間部を給水区域として管理する簡易水道地区があります。

災害に備えた水道管の耐震状況についての町の現状についてですが、令和6年1月末時点で上水道地区の管路、延長約51キロメートルの耐震化率は約7%になります。続きまして、簡易水道地区の管路、延長431キロメートルの耐震化率は4%になります。市街地の上水道地区及び山間部の簡易水道地区を合わせて本町全体の管路、延長482キロメートルの耐震化率は約4%になります。

次に、進捗状況についてですが、上水道地区では、中長期的な更新計画として標茶町水

道事業経営戦略を策定しており、配水管布設替事業にて老朽管更新時に耐震管への布設替えを進めております。簡易水道地区につきましても、同様に中長期的な更新計画として標茶町簡易水道事業経営戦略を策定しており、道営農村整備事業を活用し、管路の耐震化整備を進めております。

次に、マンホールトイレの設置状況についてですが、町では、避難所の収容人数をもとに避難所必要トイレ基数の検討を行い、既存トイレ基数で充足する結果となっていることから、汚水管渠が被災した場合でも、バキュームカーでくみ取りにより流下を確保することで、マンホールトイレの設置は行わなくても対応可能であると考えております。ただし、あらゆる場合も想定されることから、必要に応じてマンホールトイレについても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） ただいまの答弁ですと7%とか4%、これは多分相当低いのではないかなと私、個人的には思うのですけれども、今、町長もおっしゃいましたけれども、老朽化しているところから順次やっていくという方法が言われておりましたけれども、こういう災害というのは本当にいつ来るかわからないというところもありますので、これを何らかの方法をちょっといろいろ、経費のことも考えられるとは思っているのですけれども、その作業を前倒しをして何か進めるという方法は町としては考えていないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） まず、先ほど町長からも述べておりますけれども、耐震化率が低いという部分は、例えば上水道事業でいきますと、町長が答弁したとおり約10%以下ということになっております。また、簡易水道につきましても、同様になっております。状況としましては、議員、前倒しというお話もあったのですけれども、一気に工事をやることは可能でございますけれども、やはり企業会計上、水道料金も含めて総合的に判断して進めなければなりませんので、その辺は平準化しながら古い老朽管から進めているのが現状でございます。

上水道につきましては、平成30年度に上水全体的な漏水の調査をやりまして、川上・開運地区が主にちょっと漏水が多いというデータが出ておりますので、今はその川上・開運地区のほうから順番に更新の作業を進めているところでございます。

また、簡易水道につきましては、やはり延長はかなり多いものですから、単独でという考えというよりは道営事業を活用しながら更新をしていきたいというふうに、今、担当のほうでは考えておまして、昨年来から既に北海道とは、少しずつでございますけれども、協議を進めさせていただいて、道営のほうで順番に古い管から整備をしていくということで内々では進めているところでございます。タイミングを見ながら予算づけしていきますけれども、そのときにはきちんとご説明できるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、ちょっとご安心、更新とはまた関係ないのですけれども、例えば今回の能登半島地震のような例えば何か月もああいふ断水が起きるといふことでは、今、私ども所管のほうで考えてございますのは、今年も一部資材の購入でちょっと整備しておりますけれども、まず被災した管を、壊れている管を切って、そこに蓋をして、蓋と蓋の間に管をつないで、仮設でとにかく末端まで水路を確保していくといふ、まずそれを先にやりながら、末端まで仮設作業で水を届けながら、資材が整い次第、本復旧を進めていくといふ考え方でおりまして、そういうふうにしていきますと、最初から 100%全部きれいに直していくのではなくて、まずは仮設で末端までつないでいく、水路を確保しながら資材が整い次第、本復旧を進めていくといふ考え方で今のところ私どものほうでは考えておりますので、管が完全に更新するまでは時間がかかりますけれども、その間もし例えば大きな災害が来た場合は、まずは水脈を確保していくといふことに重点を置きながら進めていきたいといふふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今の説明ですと、壊れたところを順次直していくといふことをずっと繰り返していつて、全部もし作業が完了するとして、どのくらいの期間がかかって、大体どのくらいの予算がそこに見込まれるといふふうにお考えでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 期間的に言いますと、恐らく 30 年から 40 年はかかるのかなといふふうに思っております。

また、金額的なものにつきましては、まだきちんとした把握したものがございませぬので、何とも申し上げることはできませんけれども、説明できる段階が来ましたら更新計画とあわせましてご説明したいといふふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） まず、この作業をしている最中に、万が一そういうような震度 4、5 なりの地震が来たとします。先ほどの町長の所信表明の中にも、断水が起きたときのために防災井戸の活用を阿歴内地区にといふふうな文章も書かれておりましたけれども、そういうことが万が一起きた場合に、防災井戸とか掘り抜きの水とかといふのは、どのくらい有効的に災害時に活用ができるといふふうに考えていますでしょうか。ちょっと質問の仕方、難しかったですか。まずかったですか。

（何事か言う声あり）

（「そのくらい答えてやりなさい」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） どのくらいといふ部分でございませぬけれども、今年、かねてからこの場でもご質疑、ご指摘いただきました阿歴内地区の防災井戸、昨年調査を行いまして、塘路湖の南側に位置しますパルマイ集会所の付近、それから北片無去集会所の付近、

この2か所について地質の調査を行いました。結果的には、北片無去の集会所のちょっと奥、林道のところですが、そのほうが可能性がある、浅いところだとれるということで、以前、旧阿歴内小中学校、それから旧阿歴内第二小学校の、それはおとしになりますけれども、調査を行いました、そのときよりも結果が、浅いところで水の可能性がある、阿歴内地区で申しますと北に行くほど可能性があるという調査結果でありました。今年については、そこにボーリング調査、仮の調査を行いまして、水をくんで水質、それから水量について、その前段の電気調査では水量とか水質について全くわからないものですから、今年、仮設の井戸とボーリング調査を行って、それを調査するというを当初予算で盛り込ませていただいております。

議員ご指摘の、どのくらいというお話なのですが、平成5年、6年の地震の際に町では、町内市街地ではありますけれども、要は井戸水を所有しているお宅の調査を行った経過がございます。それでリストアップをしています。今ちょっとその状況が、今も使われているのかどうかまだ不十分なところはありますけれども、そういった部分、それから今の防災井戸、そういった資源を活用しながら、やはり当時、私も記憶ありますけれども、自衛隊さんに先導していただきながら給水活動をした経過もでございます。事前にそういう個別の各ご家庭に井戸があって、それが飲用できるのであれば、今回みたいな、能登半島地震で経験したような、そういった部分はかなり軽減できるのではないかとというふうに期待していますし、やはり個々でそういった給水が身近にある、そういうところを事前に、平時に調べておいて、そういうことができれば災害が起きたときには隣近所から水をもたらしてくれることが容易になるかと思えますし、そういったことについてはかなりそういった負担軽減にもつながるのではないかとということで、数字的にどの程度という評価はできませんけれども、かなり私どもにおいても災害対策には十分役立つものとして理解しているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池議員。

○5番（鴻池智子君） 掘り抜きの水とか防災井戸の活用というのは十分可能な限り使えるということで、町民の方々もそれを知っていれば、相当安心する部分があるのではないかなというふうに思っています。私たちは本当に常に最悪の状況を考えて行動していかなければいけないというふうに思っていますし、そういういろいろな情報をやっぱり町民の皆さんと共有をしていかなければいけないというふうにも考えております。

先ほども伺いましたけれども、30年、40年という長い期間がかからないと、この水道管の耐震化というのはなかなか難しいということもありますけれども、少しでも早く、スピード感を持ってやっぱりこれは取り組んでいっていただきたいなと思えます。そういうことをきちんとやっていることによって、やっぱり避難所に避難した方々が別な意味で体調を崩して災害関連死とかというふうなことが起きないように、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

質問は以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終わります。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問をしたいと思います。

私の質問は、現行の紙の保険証、これを廃止すべきではない、そのために町が努力をしていただきたいという内容の趣旨の質問であります。

マイナンバーカードの取得は任意であり、取得するかしないかは本人の自由であると私は認識していますが、そのことに間違いはないでしょうか。また、本町の現時点での取得率を伺います。

2024年12月に現行の保険証を廃止すると閣議決定されました。現行の保険証が廃止されると、マイナンバーカードにひもづけされた保険証、以下マイナ保険証と言わせていただきますが、これがないと資格確認書が出されると聞いていますが、これはどのようなものですか。資格確認書の申請をしないと無保険状態になるのでしょうか。

マイナンバーカードが取得困難な町民もいると思いますが、どのような状態の人でしょうか。また、そのような町民に対してどのような手だてを取っていますか。

以前にも質問しましたが、マイナ保険証になっても介護施設等ではマイナンバーカードを預かって管理することになるのでしょうか。

マイナ保険証カードを紛失する人もいると思いますが、その場合、再交付はどのようにするのでしょうか。また、再交付される期間はどの程度かかりますか。

現行の保険証廃止について、国民はもとより、健康保険証を扱う関係各機関から多くの反対の意見が出ていることは承知していると思いますが、国はなぜ現行の保険証廃止を急ぐのか、町長のご所見を伺います。

現行の保険証廃止については、国の費用もかかり、事務負担も大きく、役場業務にも大きな影響も出てくると考えます。今の保険証を廃止しなければ、このような無駄な費用や事務負担もかからず、保険税を支払っている被保険者、町民の混乱もないと考えますが、このことについての町長のご所見を伺います。また、現行の保険証廃止をすべきではないとの要望を国に対してすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の現行の健康保険証の廃止をしないように国に要望すべきではないかとのお尋ねにお答えします。

1点目のマイナンバーカードの取得についてのお尋ねですが、令和5年第2回定例会においてもお答えさせていただいたと思いますが、マイナンバーカードの取得は本人の申請により交付されることから、個人の意思により皆さんに取得していただいていると認識しております。

また、本町のマイナンバーカード取得率につきましては、令和6年1月末現在、70.18%となっております。

2点目、3点目の資格確認書の交付についてのお尋ねですが、12月22日に閣議決定された内容によりますと、健康保険証の廃止期日を令和6年12月2日とし、新規の発行は12月1日で取りやめると定められました。これにより保険証の代わりにオンラインにより資格確認が行われることとなりますが、保険証廃止以前に発行された保険証は、経過措置として発行から1年間は引き続き使用できるように配慮されております。

お尋ねの資格確認書は保険加入者であることを証すもので、原則申請により交付されるものですが、マイナンバーカードやマイナ保険証を持っていない方への対応として、当分の間、申請によらず交付する運用とされており、無保険状態にはならないと考えております。

4点目のマイナンバーカードが取得困難と思われる方は、例えば歩行などで外出が困難な方などが想定される場所です。このような方に対応するため、職員が自宅等に出向き、手続をお手伝いする取り組みを行ってきたところであります。令和5年度からは町内の虹別、磯分内、塘路の各郵便局でも、マイナンバーカードの申請手続の代行も実施してきたところであります。

5点目のマイナ保険証になっても介護施設等ではマイナンバーカードを預かって管理することになるのかのお尋ねですが、町内には介護施設等が幾つかありますが、現時点で考えられる特別養護老人ホームやすらぎ園の基本的な対応についてお答えいたします。

まず、利用者の現行の健康保険証の取り扱いについてであります。やすらぎ園では、利用者の緊急的な医療機関の受診に対応するため、入園時にご家族の同意を得て、利用者さん全員の健康保険証を施設でお預かりしております。

今後、現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードに一体化されたとしても昼夜を問わず日々発生する利用者さんの緊急受診に備え、引き続き施設においてマイナ保険証あるいは資格確認書を適切に保管・管理し、運用していかなければならないと考えております。

6点目のマイナ保険証を紛失した方の対応と再交付にかかる期間についてのお尋ねですが、マイナ保険証を紛失したときは、まずマイナ総合フリーダイヤルへ連絡をし、利用停止措置を講じることになります。

また、マイナンバーカードの再交付には申請から再交付まで2週間程度かかる見込みとなりますが、保険証については、例えば国保であれば役場窓口で申請をいただき、保険証や資格確認書を原則その日のうちに再発行しますので、医療機関への受診には影響がないものと考えておりますので、ご理解を願います。

7点目の国はなぜ現行の保険証廃止を急ぐのか町長の所見を聞くのお尋ねですが、マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤として、また、医療分野においてもマイナ保険証は患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療の提供となるメリットがあると承知しております。

今後も国においてマイナ保険証を安心して取得できる環境づくりと使用するメリット

の周知に努められると思いますので、本町においてもそれらの情報提供に努めたいと考えておりますので、ご理解願います。

8点目の今の保険証を廃止しなければ、このような無駄な費用や事務負担もかからず、保険税を払っている被保険者、町民の混乱もないと考えるが、このことについて町長の所見を聞く、また、現行の保険証廃止をすべきではないとの要望を国に対しすべきと思うがとのお尋ねですが、マイナ保険証を使用するメリットとして、高額療養費制度における限度額適用認定証の申請や提示が不要となることが挙げられております。これは利用者のメリットでもあり、限度額適用認定証を発行する事務負担の軽減にもなるものです。今後もさらに利用するメリットが増えてくるものと思われまます。

また、令和5年第2回定例会においてもお答えさせていただいておりますが、基本的には国が進めている方針に沿って、我々は着実にその方向性に向かって進めていくということでございます。マイナ保険証を使用することのメリットを町民の皆さんにもご理解いただき、普及を図ることが重要であると考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） もしよければですが、いわゆるマイナ保険証の取得率について、私、聞くのを忘れたので、今答えられれば答えていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 答えさせていただきたいと思ひます。

担当のほうでわかるのは、国保の部分、あと後期高齢者医療のマイナンバーカードを持っていて保険証をひもづけされているマイナ保険証の取得率ということでお答えさせていただきたいと思ひますが、令和6年1月現在で、国保に関しては53.09%、後期高齢者医療につきましては45.61%という状況になっております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） これで、町長の最後のご答弁で、議論する気持ちはさらさらないので、ただ、メリットを強調されましたけれども、どの文献を読んでもデメリットもあるというふうに書いているのですね。

現実に幾つかの他府県では、今日の新聞にも出ていて、私ちょっとそれ、これ、兵庫県ですね。今日の新聞ですよ。「兵庫県保険医協会の会員アンケート」「『総点検』終了後もトラブルを経験したのが61%にのぼり、8割が『現行の保険証を残すべき』と答えていることがわかりました」。県の保険医協会でのアンケートの結果がこういうふうに出ているのですね。これは昨年の12月から1月にかけて実施したアンケートなのですが、例えばレセプトでも、これ、ありがちなことなのですが、先ほどそういうデジタル化のメリットを述べられましたけれども、デジタル化がゆえに失敗するということがたくさん例が出ていますよね、今まで。そういうふうな、そのことで資格無効と表示されたのだけれども、本人に確認して保険証を見せてもらったら有効だったとか、もう何かめっちゃくちゃなそうい

う例が全国からたくさん出ているというのはご承知でしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） ただいま議員からあったようなさまざまな問題が出ていることについては承知をしております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、そのさまざまな問題が出ているということは、これからも続くと思うのですね、デジタル社会の中では。これ、役場の窓口で防ぎようがないですね。だから、私はそっちのデメリットのほうが非常に危険だと。

例えば国保に限って言えば、国保税を払っているにもかかわらずそういう目に遭ってしまうということは、本当に住民の福祉にきちんと対応しているのかと言わざるを得ないですね。患者さんがなかなか、これは実際に発熱外来と入り口を分けているために混乱してしまって利用できないということがあって、その対応方法はどうしたかといったら、これ、兵庫のアンケートの結果なのだけれども、78.8%が持ち合わせていた現行の健康保険証で資格を確認したというような結果も出ているのですよ。結局、最後はどうするかといったら、その人の受診のためにどうするかといったら資格確認書を、町長はさっき窓口でその日のうちにと言っていましたけれども、窓口に行かなければならないという、そういう面倒も当然出てきますよね。標茶、広いですから、役場のすぐそばにいる人ばかりとは限りませんからね。

だから、そういう点でデメリットも結構あるのではないかと。兵庫の保険医協会の結論は、保険証廃止は中止、少なくとも延期すべきだというふうに訴えているのですね。だから何だと言われると困るのですけれども。

さっき 71.8%と言いましたか、マイナンバーカードそのものの取得率は。これ、全国的には高いほうですか、低いほうですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

全国的には低いほうで、全国 1,741 自治体のうち 1,696 ぐらいですので、下から数えたほうが早いという、ちょっと不名誉な順位であります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） あれだけ宣伝して2万円とかをつけても標茶の場合は非常に低いと。特にマイナ保険証で言えば50%台ですから、そのまま推移していったら、さっき町長が申請によらず当分の間、今の紙の保険証で間に合わせるができますよと言ったけれども、当分の間という期間を切っているわけですから、いずれは紙の保険証の廃止に伴って、全員がマイナ保険証を取得しなければならないということになりますよね。私、前も言いましたけれども、国は任意であるよと言いながら、そういうことであつたら任意ではないではないですか。それ、町長、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、国のいろいろな新しい制度を入れるときに強制的に全員最初からこれでいきますよというやり方ではなくて、やはり国民の任意の自発性に期待をしながら制度設計というか、新たなものを導入するという流れなのかなというふうに考えています。それについては、デジタル社会、将来的なことを考えると方向性としては私は間違っていないと思うので、ただ、それをどうやって使いやすく、安全性を持った形でやっていくという過渡期を経ながらその仕組みが成熟していくのかなというふうに思っていますので、もう少し時間がかかるのかなと思いつつ今の状況を少しでも改善していくのが我々の役目かな、そんなふうに思っています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町民の声を聞いているのかなというふうに思いますね。確かに我々の感覚で言えば 70%を超えるマイナンバーカードの取得率、それに対して 50%ぐらいのマイナ保険証の取得率、これ、非常にこれから先、困難だと思うのですよ。

ある時期になってマイナンバーカードの取得率が、がっと上がったでしょう。2万円ですよ。僕、町の人たちに聞いて歩きました。「だって先生、2万円だよ」と言うのですよ。私が当たった人について言えば、「決して私は必要と思っていないよ」「私、使おうと思っていないよ」と言う人が多かったですね。そういう人ばかりに当たったのではないかなんて言われるかもしれませんが、そうではないですよ。多くは、ぐっと増えたときは、みんなそういう動機で、だからマイナンバーカードが何であるか、どういうふうに活用されるのか、町長が言ったようにデジタル化がどんなに優れたものであるか、特に住民の生活にどうメリットがあるのか、そういうことはあまり考えていないのですね。

さっき町長が、私が国に、せめて、せめてですよ、紙の保険証の廃止はすべきでないと要望してくれないかということに対してノーという。当然だと思います、国の法律ができていますからね。それに逆らってということはできないかと思いますが、せめてこのデメリットの面と、それからマイナ保険証の取得率、取得しても実際は使われていないというか、これはもっともっと低いと思うのですよ。実際、進んだ県でも4%とか5%とかという活用の仕方をしている県が結構あるではないですか。そういう点では、物すごく役場の業務に負担がかかるのだと思うのです。今でも何とか取得率を上げるためにいろんなことしていると思うのですけれども、僕は、それをやめたらいいのではないかと云ったら町長に叱られましたけれども、法律にのっとってやっているのだというふうに言われましたけれども、そういう点では担当からしても、この先どうなるのかというのは現時点ではちょっと雲をつかむような話ですよ。これは今、国でもやっぱりそうだと思うのですよ。

だから、そういう点では、このマイナンバーカードあるいはマイナ保険証、これにかかわるような事故や事件が起きないように、それから無理をしないように、無理をして無理やり住民にそれを取らせさせるようなことのないような、町としての。だって、何かあったときに責任が取れないわけですから、町だって。町としてもそういう姿勢でいてほしいなというふうに、これはお願いですけれども、どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど一自治体としてはなかなか声を上げづらいのでということで答弁したのですけれども、実は組織的には動いていまして、北海道町村会、それから全国町村会を通じて、マイナンバーカードのいろんな問題について、もっとこういうことを対応していただきたいということは要望活動していますので、その中でさまざまな、今言った各自治体の超過負担になっているとか、いろんな問題を含めて今出していますので、そういった形でいろんな問題提起をしていますので、その部分についてはちょっと答弁書にはなかなかしづらかったのですけれども、そういうことで進めていますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町民のためによりしくお願いしたいなというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

介護の問題です。介護を必要とする町民を守るためにも、町内の訪問介護事業所の支援をぜひいろんな形で町はしてほしいという趣旨の質問であります。

まず、本町には訪問介護事業所は何か所ありますか。

町長は、第4回定例会での私の質問に、「住みなれた場所で安心して暮らせるためには充実した介護サービスの確保が不可欠である」と述べました。訪問介護は、サービス提供だけではなく、ホームヘルパーの定期的な訪問の中で利用者の生活に寄り添いながら地域における防犯、防災においても重要な役割を果たしています。この点で訪問介護は介護保険制度のかなめだなどとは考えますが、町長のご所見を伺います。

2024年度からの介護報酬改定を見ると、訪問介護費の単位が軒並み下がっています。これは「何と、軒並み下がっています」というふうに言いたいのですね。この報酬改定によって基本報酬の引き下げが行われることは深刻な人材不足に拍車をかけることになると思いますが、この状況をどのように見るか、町長のご所見を伺います。

総合事業、いわゆる要支援者への介護、これの報酬単価については、町が保険者であり、報酬単価を決定する立場にあります。引き下げるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

本町の介護事業の中心を担っている訪問介護事業所と懇談をし、事業所の実態を聞くことは、今後の本町の介護事業にとって必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、町として支援すべき内容についても検討してはどうでしょうか。

2月16日に行われた本町の全員協議会において、第9期介護保険事業計画について説明を受けました。その中で、要介護認定数は推計値でほぼ横ばいであり、人口減から見ると要介護認定率は令和5年度の21.6%からさらに遡って令和20年度になっても26%と大幅に増加するとありました。以前の説明では、人口減に伴って要介護認定者数も減るので、それに伴って特別養護老人ホームの定員も考えていったらいいのではないかと、ここでは減らしていくように私は受け取ったのですが、要介護認定者はそれほど減らないと推定して

よろしいでしょうか。

以上のことを質問したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の介護を必要とする町民を守るためにも町内の訪問介護事業所の支援をのお尋ねにお答えします。

1点目の本町には訪問介護事業所は何か所あるかとお尋ねですが、令和6年2月1日現在で標茶町内で訪問介護を提供する事業所は、4事業所でございます。

2点目の訪問介護はサービス提供だけではなく、ホームヘルパーの定期的な訪問の中で利用者の生活に寄り添いながら地域における防犯、防災においても重要な役割を果たしている、この点で訪問介護は介護保険制度のかなめであると考えますが、町長の所見を聞くとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、訪問介護サービスの利用により支援が必要な方にとって重要な安否確認の役割を担っており、安心して暮らすために欠かせないサービスと捉えております。

3点目の訪問介護の単位が軒並み下がっている、この報酬改定によって基本報酬の引き下げが行われることは深刻な人材不足に拍車をかけることになると思うが、この状況をどのように見るか町長の所見を伺うとお尋ねですが、2024年度の介護報酬改定においては、全体ではプラスになっている一方で、訪問介護においては経営状況の収支差率において全サービスの平均を上回る収支差率であったことから、報酬の引き下げになったものと捉えております。

しかしながら、今回、処遇改善加算においては、他のサービスと比較して最も高い加算率として最大24.5%の加算ができるように設定されております。どの事業所においても人材不足は喫緊の課題であると認識しておりますので、町といたしましても、より高い区分の加算が取得できるよう、事業所へ取得要件の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

4点目の総合事業の報酬単価については、町が保険者であり報酬単価を決定する立場にある。引き下げるべきではないと考えるがどうかのお尋ねですが、総合事業の報酬単価については、現時点で令和6年度の訪問介護報酬改定に合わせて引き下げを行う予定はございません。総合事業の単位設定については、国の基準単位数を勘案し、市町村が設定することとなっていることから、今後も国の動向を注視しながら適正な単位設定について検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

5点目の本町の介護事業の中心を担っている訪問介護事業所と懇談をし、事業所の実態を聞くことは今後の本町の介護事業にとって必要ではないかと考えるがどうか。また、町として支援すべき内容についても検討してはどうかのお尋ねですが、懇談会という形での実施は考えておりませんが、都度ご相談いただければお話をお伺いしておりますし、運営指導の際には、事業所の運営に当たって課題となっていることなど、詳しい状況をお伺いさせていただいております。今後もさまざまな会議の場も活用しながら現場の声を伺って

まいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

6点目の以前の説明では、人口減に伴って要介護認定者も減るので、それに伴って特別養護老人ホームの定員数も減らしてよいというふうに聞いたが、要介護認定者はそれほど減らないと推定してよいかとのお尋ねですが、第9期計画の作成に当たり、令和3年度から令和5年度の実績をもとに改めて推計を行ったところ、要介護者認定者数は第9期においては570人前後の見込みであり、令和22年度の推計人数は562人の見込みとなったところでございます。議員ご指摘のように、令和3年度で574人をピークに、今後、おおむね横ばいではありますが、わずかながら減少していく見込みの推移となっております。

ただ、介護度の分布としては、いわゆる施設入所基準となる要介護3から要介護5の認定者数は徐々にではありますが減少していき、軽度者層は増加していく見込みとなっておりますので、そういった状況を踏まえながら本町の実態に合った介護保険事業を展開してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 半分は意見が一致したというふうに思いますが、すみません、町長、何か所というのがよく聞こえなかったのですけれども。4か所。これも私の数字と一致しています。

私、いろいろ勉強をこの面ですてみたのですけれども、町長が最大24.5%の加算の道があると。これを取得できるようにいろいろしていきたいというふうにおっしゃいましたけれども、この辺がよくわからないのですね。一般的には訪問介護の事業所がこれだけの加算を取るということは、非常に厳しい実態があると。そういう意味では、私は訪問介護事業所の人たち、そこで働く人たち、そこで経営している人の意見を、今回第9期で変わるわけですから、ぜひ町としては積極的に聞いてほしいと。相談があれば応じるというのではなくて、さっき訪問介護は介護のかなめだというふうに、そこは意見一致したわけですが、これも、全国的に見ても、それから標茶の介護事業所を私ちょっと幾つか聞いて歩きましたけれども、きついと、本当に厳しいのですというふうに言っていました。そういう意味で、相談してくれればということではなくて、もっと積極的に、今、訪問介護の民間の事業所、しかも小さいですよ。小さな事業所がどんな状況にあるのかということについて、ぜひ積極的に実態をつかんでほしいというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

もっと積極的に事業者さんの意見を聞くべきだというようなご質問かというふうに思いますが、町長の答弁の中にもありましたが、現状、ご相談いただければ適切にお話も伺っておりますし、町長の答弁でもありましたけれども、さまざまな会議の場も活用しながらということで、現状、二月に1回、地域包括ケア会議というものを開催しております。

そのほかにも制度改正の際の説明会等もございますので、その会議の際にご意見を伺うような機会もございますので、現状そのような形で考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） ぜひ積極的にその意見を取り上げていただきたいというふうに思います。

私、介護新聞を読んでいるのですけれども、これを見て本当にびっくりしました。訪問介護というのは、地域のさまざまな役割を果たしている、いわゆる介護のかなめだし、住民の安全・安心を守るためのいろんな働きをしているわけですね。その訪問介護費が、身体介護中心、生活援助中心、どれを取っても単位が下がっているのですね。この単位が下がっている、つまり事業所に報酬が来ないのですよ。今でも厳しいと言っているのに、事業所の報酬が下がるわけですね。

私は、これ、国で決まったことだからこの単位数しか報酬は下りてこないわけですよ。これはもう仕方ないと。これをストレートに町で補填しろなんていうことは言いませんけれども、少しでも役に立てば、いわゆる総合事業、介護予防ですね。これの報酬単価、これは保険者である市町村が決められるわけですから、これについては町が、さっき引き下げないということを言いましたけれども、むしろここで少し引き上げて事業所を支援するという、そういうもっと積極的な姿勢を持ってほしいなというふうに思うのですよ。それもこれも、小さな介護事業所の実態がわかればわかるほど、これ、潰れたらアウトですから、一番被害を被るのは町民ですから。わかればわかるほど、もっと積極的に。ほかの産業だって支援しているわけですから、そういう意味でもっと積極的に町が手を出せる報酬単価の決定についてはむしろ、この部分を埋め合わせることはなかなかできないと思うのですけれども、少しでも補填できるような総合事業の報酬単価、これについては町が考えてほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

総合事業の報酬単価の部分でございますが、国の基準単位数を勘案し市町村が設定するというような形になっておりまして、今回の部分で言いますと、訪問介護の部分、保険の部分の報酬単価が下がっておりますが、町としては総合事業の部分については引き下げをしないというような判断をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、引き上げる方向で考えてくれないかということを行っているのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

現状の部分で引き上げというような判断は、ちょっと今すぐお答えする部分、難しいのかなというふうには考えております。ご意見をいただいたということで理解をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） だから、町内の貴重な4か所の介護事業所、これが潰れないように、その介護事業所との懇談を積極的にやって、その中から答えを導き出してほしいと、町のやるべきことをやってほしいということを私は言っているのです。ぜひそのことをお願いしたいなというふうに思います。

先ほど町長からやすらぎ園のことで、現状、対象が要介護3～5になっていて、これはさっき私が示した内容よりももっともっと減少するのだというふうにおっしゃいましたが、要介護1、2でもさまざまな状況下に置かれた人たちで言えば、特養に入りたいという人がたくさんいるではないですか。それはわかっていると思うのです。介護保険の国の出費を抑えるために要介護1、2をわざわざ外したわけでしょう。今まで要介護1、2、入っていたわけですから。要介護3～5は減少しているのだからいいのだということにはならないというふうに私は思うのです。今でも入り切れない人で待っている人がいるわけですから、ぜひ、この機械的な、多分こうなるだろうということで人口減に伴って要介護認定者数が減るのではないかと、だから特養の定員数についても検討する余地があるみたいな答弁はやっぱり引っ込めてほしいなというふうに現状で思うのですが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今現在、出されている数字については、例えば令和5年と令和22年を比較してのお話なのかなと思うのですが、我々は、ただ、やすらぎ園を改修した場合は、この先30年、40年使っていくという施設だと思えます。そこを考えると、人口問題のほうで出されている2050年では4,100人くらいになるという状況を踏まえるときに、やっぱりそれなりの身の丈に合った施設を維持していくというのがこれからの大きな方向性だと思っていますので、そういった先も見据えながらしっかりやすらぎ園の在り方については検討していかなければならないというふうに基本的には考えていますので、先ほどそういったことかなということで答弁させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町長、現状で待機者がいるわけでしょう。それは介護員の数が足りない、調理員の数が足りないということで、定員数が100人であっても、待機者をなかなか入れることは、増やすことはできない。今そうやって暮らしている人たちが入れないでいるわけですから、だから30年、40年先とか、身の丈に合ったということではないと思うのですよ。今そうやって困っている人をどうするのかというのが、町の役割ではな

いですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 誤解を招いていると思うのですけれども、現在 100 床ありますので、可能な限り、例えば専門職を確保しながら定数を増やしていきたいということには変わりはありませんので、その中で待機者については一定程度ご理解いただいているのかなと思うのですけれども、それらについても民間の事業所がありますし、あと近隣の施設もうまく活用させていただきながら、今あるこの状況を乗り越えていきたいというふうに理解していますので、今ある施設をできれば、可能であれば 100 で、フルで回せるのだったら回したいという考えには変わりありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） このことについては、まだ全然まな板の上ののっかっていない話ですので、ぜひ今後のことについては議会や住民の意見をよく聞いて、今後の方向を決めていくというふうにしていただきたいなというふうに思います。そのことを訴えまして、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で 1 番、深見君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○10 番（渡邊定之君）（発言席） 私は、2 点質問させていただきます。

まず、1 点目の質問です。町道の劣化が目立ちますが、対策を考えていますかという質問です。

町道の改良工事で舗装されてから年数がたち、舗装の劣化が目立ってきています。路肩の陥没など事故につながる可能性も考えられますが、巡回、点検などはされているのでしょうか。また、今後の対策等についてお聞きします。

過去の改良工事が厳冬期に行われたことにより道路にくぼみができて、走行時の衝撃が大きい箇所などもあります。早急な対応をすべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10 番、渡邊議員の町道の劣化が目立つが、対策は考えているかのお尋ねにお答えいたします。

1 点目の舗装の劣化と今後の対策についてのご質問ですが、本町の町道は総延長で 721.9 キロメートルと長大な延長があり、改良舗装工事を進めておりますが、一方で議員ご案内のとおり道路施設の老朽化も進んでおり、対応に苦慮しているところであります。

町道の巡回点検は、委託により 4 月から 11 月までの期間に毎月 2 回の頻度で実施しております。舗装道路の路肩部分のわだちや陥没などは、道路パトロールの結果や地域要望などに基づき、パッチングやオーバーレイなどの補修工事のほか、損傷などの報告があった場合には、状況に応じて応急的な安全確保の措置や維持補修作業を実施しております。

今後の対策につきましては、町道の舗装延長は約 384 キロメートルであり、限られた予算の中で全ての路線の補修工事を実施することは不可能であるため、効率的、計画的な整

備、維持管理を進める必要があると認識しており、路面性状調査の結果を踏まえ、標茶町舗装個別施設計画により舗装修繕工事を実施するほか、道路維持費を利用した対策を順次実施し、安全な通行が確保されるよう努めてまいりますので、ご理解を願います。

2点目の厳寒期の工事施工による道路のくぼみの対応についてであります。道路のくぼみや段差の発生は、地形や土質のほか、横断管渠工などの地下埋設された構造物の影響などさまざまな原因が考えられ、厳寒期に工事を施工したことが全ての原因とならないことをご理解願います。道路のくぼみや段差などは、乗用車で走行する場合とトラクターや大型車で走行する場合には衝撃の大きさが違うため、道路パトロールでは確認できない場合がありますが、補修の要望があった場合には順次対応してまいりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 二、三具体的なことについてお聞きしたいと思えます。

道路の劣化した、年数がたつてジグソーパズルのような形になってしまっている道路等も見受けられますけれども、この段階で補修すればこの道路はもう少し寿命が延びるとか、そういう基準の巡回の仕方とかというのは考えられていないのですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 舗装補修についての長寿命化についての質問だと思うのですが、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、舗装の性状調査といって、機械でひび割れ率とか、くぼみの発生の深さとか、平坦性とかを評価した形で舗装補修を、事業を入れて実施している路線もございます。そういう部分でいきますと、今現在、予算をいただいでやっております西熊牛北幹線とか磯分内瀬文平線とかという部分については、そういうような調査をもとに今後の対策として実施しているところであります。

また、あと表面上の細かいひび割れについての補修なのですけれども、その補修の方法としてはオーバーレイとかという方法もありますけれども、やはり先ほど町長の答弁でもありましたとおり、380キロ以上と長大な延長がありまして、今から30年前、平成4年ころで舗装延長が約170キロ、舗装率が23%、24%ぐらいだったのが平成4年末で舗装延長が384キロの舗装率が52.7%、53%ぐらいと、やっぱり期間的に舗装が一気に進んだ時期が、平成の中ごろまでの期間進んでいますので、その部分が一気に来ているので、わかっているのですけれども、なかなか全部対応できないという部分がある部分についてはご理解願いたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） なかなかそういう道路のキロ数等から考えて、地元の人が納得いくような修理等が行われれないということだと思います。

せっかくの場ですので、具体的に場所を2か所ほど紹介させていただいてこの質問を終わりたいと思うのですけれども、虹別61線17号から15号の道路、あと中虹別63線、64

線の間 27 号道、ここにくぼみ、走行して非常に衝撃的な場所があるということを紹介させていただきたいという具合に思います。

順番として改修、舗装することが優先なのですか。それとも、それとあわせてそういう補修も計画的に行われているということなのですか。どちらかが優先されているのですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今の最初の 61 線と 63 から 64 線の間については、後日、場所を確認しながら対応できたらと思っております。

あと、改良と舗装の優先の部分なのですが、やはり一番町民からの要望が多い部分については、まだ舗装化していない道路もあるので、舗装をしてほしいという要望のほう地域からの要望としては多い状況でございます。ただし、やっぱり舗装道路でパンク等の事故も発生していることもありますので、舗装補修についても重点的にやっていかないとならない部分がありまして、今現在の維持補修の予算では補修費の半分ぐらいが舗装の補修にかかっているという部分もありますけれども、それでも全然まだ追いつかないという部分でございますので、なるべく状況を見ながら安全に通行できるような手だてを取っていきますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） この問題については質問を終わりたいと思います。

2 目です。基幹産業である酪農家の多くが厳しい経営環境にあるが、支援策をについてお聞きいたします。

飼料・生産資材の異常な高騰や円安により、畜産経営が困難に至っています。本町でも基幹産業である酪農の危機が差し迫った状況にあるが、現状をどのように見えていますか、伺います。

ここに来て離農、搾乳中止をせざるを得ない状況にある農家が多数出ると聞いていますが、承知していますか。現状と今後起こり得る状況についてお伺いいたします。

今日の情勢のもと、農地のあっせん、賃貸、売買に影響は出ていないのか。出ているとすれば、その対策、支援策を含め新年度予算でどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10 番、渡邊議員の基幹産業である酪農家の多くが厳しい経営環境にあるが、支援策を聞くとのことにお尋ねにお答えします。

1 点目の飼料・生産資材の異常な高騰や円安により畜産経営が困難に陥っている。本町でも基幹産業である酪農の危機が差し迫った状況にあるが、状況をどのように見ているか。ここに来て離農、搾乳中止せざるを得ない状況にある農家が多数出ると聞くが、承知しているか。現状と今後起き得る状況について聞くとのことにお尋ねについてですが、生産資材における令和 5 年の年間の農業物価指数は統計が残る昭和 26 年度以降で過去最高になるなど、肥料・飼料価格は高止まりの状況である。一方で、乳価の値上げは過去 1 年余りで 4 回行

われておりますが、生産コスト上昇分に対して十分な内容になっていない状況であると認識しており、本町におきましても酪農を取り巻く情勢については非常に厳しいものと理解しております。

また、今年度、町内において搾乳を停止した酪農家の戸数は、令和6年1月末現在では8戸となっております。内訳としましては、5戸が離農、育成牛飼養等への経営転換が2戸、第三者への経営移譲が1戸となっております。なお、離農の理由としましては、高齢化と後継者の問題や将来への不安などとなっております。また、JAしべちやからの情報では、本年度末をもって搾乳を停止される方がさらに数軒ある予定と聞き及んでおり、昨年と比べますと多い状況であると認識しております。

これまで必死に生産抑制に取り組まれている酪農家から「搾れないことに大変なストレスを感じる。一刻も早く搾れる環境になってほしい」との声を多くいただき、既存の牛乳消費拡大事業の拡大や地域牛乳券の配布など、搾れる環境をつくるために必要な施策を講じてまいりました。

生産者団体の発表によりますと、令和6年度の生乳生産目標は対前年比101%となっており、3年ぶりに増産へと方向転換されましたが、配合飼料や化学飼料をはじめとする生産資材価格は高値で推移すると見込まれている状況です。

さらに、先ほど述べたとおり、搾乳停止や離農された方が増加傾向であることから、目標としている生乳生産が確保できるのか心配しているところであり、今後も離農者が増え続けることによって農地が適切に利用されなくなる可能性についても懸念をしております。

これらのことから、資材価格高騰対策としては、各農家での自給飼料の確保に向けた農地の有効利用の取り組みを推進し、地域の担い手の確保対策として新規就農者の誘致の推進を図ることが必要であると認識しているところであります。

○議長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山 尚君）（登壇） 続いて、2点目のお尋ねにつきましては、本来であれば農業委員会の会長であります佐藤徳市会長が出席し、ご答弁申し上げるところではありますが、所用により出席することが相かなわなかったことにより、議長へ欠席届を提出させていただきました。地方自治法の規定により、委任を受けた当方からご答弁申し上げますことをご理解願います。

2点目の今日の情勢のもとで農地のあっせん、賃貸、売買に影響は出ていないのか。出ているとすれば、その対策、支援策を本年度予算案でどのように考えているかのお尋ねについてですが、標茶町におけるコロナ禍前の酪農家の搾乳停止状況を見てみますと、平成30年度の搾乳停止戸数は7戸、令和元年度は5戸、コロナ禍により牛乳・乳製品の消費低迷の影響が出始めた令和2年度は8戸、期中に生産抑制が行われた令和3年度は7戸、年度当初から生乳生産抑制が行われた令和4年の搾乳停止戸数は3戸となっており、搾乳停止戸数は、年度によりばらつきはあるものの、横ばい傾向となっております。

しかしながら、先ほど町長からの答弁にもございましたが、令和5年度においては令和6年1月末現在で既に8戸の酪農家が搾乳を停止している状況であり、年度末にはさらに数軒の酪農家が搾乳を停止すると聞き及んでおります。コロナ禍前は規模拡大を目指し、粗飼料を確保するために農地を積極的に購入するという意欲が感じられましたが、現在は飼料や肥料をはじめとする生産資材価格高騰の影響による厳しい状況下では、農地の買い控えが若干感じられるものの、何とか地域内で農地を引き受けようという酪農家の思いもあり、農地のあっせん等による売買や賃借、あるいは新規就農者への第三者継承により担い手へ集積されている状況にあります。

農地のあっせんによる売買価格につきましては、農業委員会による農地あっせん委員会において、過去の売買価格を参考に現地調査を行った上で価格を決定いたします。なお、本町においては平方メートル当たりの価格の最高額は70円となっており、平成21年度以降単価は変わっておりません。仮に価格が変動すると想定した場合、売り手、買い手の資産価値に大きく影響することから、混乱が生じないように、これまで価格が維持されてきたものと理解しております。

また、農地の賃借料につきましては、3月の農業委員会総会で決定されたものを標茶町農地賃借料情報として町のホームページにて公表しております。平成29年以降、賃借料の最高額は10アール当たり3,200円を維持しておりますが、この最高額を参考に農地所有者と借り受け者との協議にて賃借料を決めていただいております。

議員ご指摘のとおり、これまでは搾乳を停止された方の農地を、主に地域の担い手に集積することで継続して耕作が行われてきましたが、今後においてもこの非常に厳しい情勢が続くことも想定されることから、農業委員会といたしましても耕作放棄地の発生を防ぐため農地利用の最適化の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） こうやって今出された数字を足してみると本当に大変な数字になるわけなのですけれども、賃貸、それから売買等々、以前、賃貸の場合、国のほうからいろんな制度的な補助とかがありましたけれども、今はそういう賃貸とか売買とかの中で国から支援される予算的な処置みたいなものはあるのですか。

○議長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山 尚君） お答えいたします。

賃借あるいは農地の売買について、国から今、直接的な支援というのは、ないというふうに理解をしております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） ちょっと漏れたのですけれども、公社買い上げとか、そういうのは制度的にはまだあるのですか。その辺、確認させてください。

○議長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山 尚君） お答えいたします。

農地の譲渡の場合は、農業経営基盤強化促進法の農地利用集積等により譲渡した場合には800万円、買入れ協議により農地中間管理機構、いわゆる公社ですね、農地利用集積団滑化団体に譲渡した場合は1,500万円の特別控除が受けられます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） この資金を利用して、制度を利用して農地の売買等々、大きな面積の場合、これが多いのですか。

○議長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山 尚君） こちらは税制の優遇措置でありまして、あくまでも資金ではございません。先ほど私のほうからお答えさせていただきましたけれども、例えば新規就農者に離農者が経営を移譲する場合などは、国の制度によりまして土地購入あるいは施設の導入に対して補助事業、助成が受けられるということであります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） では、一般的に農業委員会であつせんとか賃貸とかをする場合には、この資金というか、あれは使われないことが多いということですね。

○議長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長・村山君。

○農業委員会事務局長（村山 尚君） お答えいたします。

農業委員会、例えば、先ほど答弁でもご説明申し上げましたけれども、あくまでもこれから離農が、今年度は例年に比べてかなり多い状況ですので、これからそうした農地が使われずに耕作放棄地になることを防ぐために農地利用の最適化の推進に努めていくと。具体的には、地域の担い手あるいは第三者継承、新規就農者に農地を集積して、まずは耕作放棄地が発生しないように取り組んでいくのが農業委員会の役割かなというふうに理解しております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） ちょっと質問の表現の仕方が間違っていたかもしれません、後ろのほうからアドバイスありましたので。申しわけありません。

それで、いろいろ新聞等書いてあるのですけれども、やっぱり生産抑制から解放されて、さあ頑張ろうという報道等が非常に多いように見えるのですけれども、この農業新聞とか道新とかで根釧酪農ビジョン推進会議というのが、僕は何度か質問したことがあるのですけれども、年1回そこでの会議が開かれて、それがこういう記事になっていると思うのですけれども、やはりそこでの会議のムードというのは、生産抑制から外れられるということで、この難局を乗り越えられる、乗り越えようとする雰囲気は強いのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 農林課のほうからお答えさせていただきます。

根釧酪農ビジョンも、当然この情勢にかかわる議論をしております。その中で、やはり

こういった飼料・肥料高騰、この先しばらくはこの情勢が続くということで、草地など生産基盤の強化を積極的に推進していこうということで議論しております。

なかなか管内の草地更新率は低調にというか低く推移しているようですが、本町においても、酪農再興事業で草地更新にかかわる助成、これは国や道の草地更新の対象にならない部分、例えば自力更新ですとか、あと簡易更新についても助成しております。そうした国や道あるいは町の制度を活用して、酪農家の皆様には上質な自給飼料の確保に向けた取り組みをぜひ推進していただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 私は時々ここで持論を申し上げて、やはり生産拡大、そっちの方向だけではなく、もう少し冷静に、本当に自分の持っている土地、そういうものを基本にした経営のやり方というものを検討し直す時期ではないかということをお願いしているのですけれども、そういうことを再度、事あるごとに質問等でやっていきたいと思っておりますので、ぜひ担当課の職員の皆さんも研究に励んでいただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終わります。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君）（発言席） 私からは、通告に従って質問を行いますが、件名は西熊牛北幹線道路の改修計画はどうなっているのかということであります。

生乳の集荷路線として磯分内にあるホクレンクーラーステーションは、1日も休まず毎日360トンぐらいからそれ以上の生乳を本州方面に集送、配送している基地となっております。

毎日、大きなミルクローリーは鶴居村、弟子屈など四方から集まっているこの基地に集まる牛乳を本州送りしているわけですが、西熊牛北幹線は、ホクレンクーラーステーションから1キロメートル地点の場所では急勾配の坂道があるため、大きなタンクローリーが上るのは運転手泣かせの町道となっております。釧路西港はもとより、苫小牧港、小樽港に本州行き的大型ローリーが走行するには難渋している状況が続いております。

北幹線の中御卒別市街への比較的平たんな路面のほうの工事が進んでおり、磯分内寄りの問題の箇所工事計画は後になっていると思っておりますが、この地点の計画の概要はどうなっているかについて質問いたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 7番、黒沼議員の西熊牛北幹線道路の改修計画はどうなっているかのお尋ねにお答えします。

ご質問の町道につきましては、議員ご案内のとおり磯分内地区と中御卒別地区を結ぶ延長約10キロメートルの幹線町道で、路面性状調査の結果により策定した標茶町舗装個別施設計画に基づき、令和元年度から公共施設等適正管理推進事業債を活用して舗装補修工

事を実施しております。現在は、中御卒別側の舗装補修工事を進めているほか、わだち掘れ部分にはレール状にパッチングをする方法により補修を実施し、安全に通行できるよう努めております。

ご質問の急勾配の箇所については、これまでも議会において議論があり、検討を進めておりますが、同路線は現状、道路構造令の技術基準を満たしていることから、線形改良や勾配緩和などの改修工事につきましては現在の補助事業では採択が難しい状況ですが、新たな補助メニューがないかなど研究してまいりますので、ご理解を願います。

また、これまでも路面凍結の原因となる日陰を解消するためののり面の立木伐採、路面整正作業や防滑材の散布などの対策を行っておりますが、今シーズンもトレーラーが立ち往生するなどの状況が発生しており、路面凍結時に防滑材をドライバーみずから散布できるよう砂箱の設置などの対策を進めてまいりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 令和3年にも同じような質問をしておりますので、それから時間がたったので、計画が進んでいるのではないかというのが私の持っている考えであります。

小さな交通事故は12月に、上から、鶴居方面から下ってきて、アイスバーンだったために、つるんと滑って路外に落ちこちてしまった。これがローリーでなくてよかったなど私は思っています。ローリーだと道路管理者が呼びつけられて怒られるに決まっていますから。そういうことも私は日ごろ見ていまして、今、町長の答弁にも砂をまいているようにしてくれていますし、3年前に行った掘り割りは、きれいに灌木やら大きな木も伐採して日当たりがよくなっています。そういう、今すぐ、この路面も相当な難工事になると思いますから、ちょっとの予算ではできないのかなと思っていますけれども。地域の皆さんがあの道路を通って、弥栄方面にも牛乳道路が、今、工事中でありますけれども、こっこの北幹線道路のほうが鶴居から牛乳が来るものですから相当道路が傷んでいるし、川西地区は早くに舗装したために、ああいうふうにくにゃぐにゃに道路が今の状態になっている。これを何とか、ローリーが1台でも事故ったら本州に行く牛乳は大変なことになるということ、皆さんもお気づきでしょうから、ぜひこの道路を、私の考えでは、御卒別方面から道路工事が改良されて10キロのうち3分の1ぐらいまでは終わっているのですが、私はこっちから、磯分内寄りから工事してもらえないかという希望を持っているのですが、その点どんなものでしょうかね。計画はしていますか。お尋ねします。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

今、中御卒別方面から工事をやっているのは舗装補修の工事として、勾配の緩和とか線形の改良とかというのは、やっていない工事なのですよ。

今、議員ご質問の磯分内側については、舗装補修というよりも根本的に勾配の緩和とか線形の改良とかというのが、できればやりたいような、必要だと思われるようなルートだ

と私どもも認識しております。ただ、以前から申し上げているとおり、現行の道路構造令の基準でいくとそれを満たしているものですから、今、補助事業で対応するときに、道路構造令の基準に合っているものに対して改良する必要があるのかということが問題になりますので、その部分でいくと、以前質問のあったときからいろいろちょっと道の担当のほうにも調べて聞いてみたりもしているのですけれども、そういうようなメニューが新しく出てこないかという部分についても目を光らせながら対応しているところでございます。

その部分でいきますと、今のところまだその線形改良については計画がない状況なのですけれども、今後やっぱり事故等が起きないように対策をするという部分でいきますと、今年の部分でいきますと、今、防滑材の散布とかもしていますけれども、やはりその部分で時間的なタイミングとか、まくタイミングとかの関係で、パトロールに行った時点でもう立ち往生していたとかということもございましたので、その場合に自分で砂をまけるような砂箱の設置を令和6年度にしていく部分と、あと、その先の部分でもまだ日陰となる部分がありますので、その部分ののり面の木の伐採を進めて、より安全な走行ができるように努力してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 現場のほうで大分見てわかっているのを私がこれ以上やり取りしても進展しないと思いますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうか努力していただくようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時46分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番・類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点質問いたします。

まず1点目、「2024年問題」が基幹産業に与える影響を軽減する対策についてであります。

いわゆる「2024年問題」が、基幹産業に大きな影響を与えることは、疑う余地がありません。「家畜輸送」「コントラクター作業」「農業土木」「除雪」など、広い範囲の現場で生じる問題が酪農、畜産の生産性、採算性を落とすのではないかとの懸念が広がっています。従来、町は、こうした経営を取り巻く環境について、「民間の経済活動の一環として個々の経営の中で対応すべきもの」との考えを示してきました。この「2024年問題」についても同様の考え方かどうか伺います。

そして、町は、「2024年問題」の影響をどのように分析し、具体的にどう対応するのか、所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の「2024年問題」が基幹産業に与える影響を軽減する対策をのぞねにお答えいたします。

我が国は、先進国の中でも、特に少子高齢化が進み、労働力の担い手となる若い世代の人口が減少する中、どのようにして社会を支える労働力を確保するのが大きな課題となっております。こうしたことを受け、国は、労働者一人一人の事情や希望に合った多様な働き方が選択できる社会を実現すれば、労働者が将来に希望を持ち、前向きな気持ちで働けるようになることで、労働効率が向上し、結果として生産性向上につながるとして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、働き方改革関連法を令和元年4月に施行し、それに伴った労働基準法の改正を行いました。

一方で、運輸業においては、国内の人流、物流の構造が大きく変わり、その影響があまりに大きいこと、建設業においては、休日出勤、人手不足などの課題が多く、特に長時間労働削減に向けた早期の対応が困難との理由から、経過措置が設けられておりましたが、今年、令和6年4月から罰則付時間外労働規制が適用されるものであり、これがいわゆる2024年問題であります。

議員ご指摘のとおり、2024年問題は、本町におけるあらゆる経済活動に影響するものがありますが、とりわけ本町の基幹産業である酪農・畜産業に与える影響については、大きなものがあると理解をしております。

近年、作業のアウトソーシング化が進み、採草、肥料散布等をコントラクターに委託する酪農家が増えております。コントラクターにおいては、特に作業用重機のオペレーター不足で、これまでの班編成を維持することが難しくなっており、作業日数が長期化するなどの影響が出ていると関係者から伺っております。作業が長期化することにより、特に後半の作業で収穫した粗飼料については、栄養価にも影響が出ることも懸念しております。また、先ほども述べたとおり、本年4月から時間外労働上限規制が運輸業界においても適用されますが、特に輸送距離が長くなるホクレン十勝地区家畜市場への家畜輸送では、ドライバーの拘束時間が長くなってしまいうために、現地でアルバイトを雇用するなど、ドライバーの拘束時間を短縮するための取り組みを試行しているものの対応に苦慮していると関係者から伺っておりますし、4月からは規制適用後にどんな課題が出てくるのか現時点では見通せない部分も多いと伺っております。

農業土木や除雪を含めた建設業においては、令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、公共事業においても週休2日工事と働き方改革に対応した取り組みが求められております。北海道が事業主体として行う草地造成などの土地改良事業では、段階確認の低減や工事旬報の有効性の確認などの施工管理業務の省略化や工事における遠隔臨場、情報化施工技術（ICT）活用モデル工事が試行されております。また、施工期間が一定

の期間に集中してしまうことで生じる施工重機の調達難などの問題に対応するために、秋または早春の耕起・砕土を実施するなど、施工期間の標準化に向けた取り組みも行っていますが、表土流亡のリスクもあり、取り組みを進めるに当たっては関係受益者の理解を得ることが課題であるとのことでした。

本町発注の工事についても、週休2日工事とした余裕を持った工事設定を試行するなど、長時間労働とならないよう研究を進めております。一方で、時間外労働が減少することによる収入の減少が懸念されますが、4月1日から適用される公共工事労務単価は、時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映し、全国平均で5.9%の上昇となっており、本町においても適切に対応するとともに、国、北海道の取り組みを参考とした工事単価の算定についても検討してまいります。

除雪に関しましては、以前より少子高齢化による運転手不足など人材の確保が課題となっており、少ない台数で効率的な作業環境を確保することが必要であり、他の自治体を参考にしながら、さらに研究が必要と考えているところであります。

いずれにしましても、2024年問題を含めた働き方改革の対応につきましては、広範多岐複雑に関連するところがあることから、個々の経営の中で対応するだけでは、解決が難しいのではと考えるところです。将来的な人口減少を見据えた上で、働きやすい環境をつくり、労働力を確保するために必要なことは何かということを社会全体で考えなければなりませんし、私たちも含めてそれまでの受益を得ていた側の意識改革が働き方改革を推進する上で、何よりも重要と考えており、具体的対応については、先ほど述べたように町としてできることとして、発注工事における長時間労働防止のための取り組みがありますが、課題として述べた部分と4月以降明らかとなる課題について、関係業界と連携し解決に向け町としてできることを検討してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 冒頭申し上げたとおり、この問題が、本町の基幹産業である酪農・畜産に与える影響というのは、本当に非常に大きいと思っています。ただ、いただいた答弁によれば、4月からの規制適用後にどんな課題が出てくるのか、現時点では見通せない部分が多いということをおっしゃっていますし、最後、締めにかけてこれまで受益を受けていた側の意識改革というのが何よりも重要と考えているというところ、ここを一つの結論というふうにまず受け止めました。

ただ一方で、これまで個々の経営の中で対応すべきだとしていた部分については、影響が広範多岐複雑に関連するところがあるので、個々の対応では難しいのではないかということをおっしゃっているところが少し救いかなと思うのですが、具体的に、では町で何ができるかという点に関しては、町発注の工事に関して、週休2日を導入していったり、それから働いている人の所得が減らないように新単価を導入していくことを進める、そういったことをおっしゃっているわけですがけれども、私、行政としてできることというのは、

もっとあるなと思うのです。

同僚議員から一般質問にもありましたけれども、例えば町道の整備をもっと進める。大型車両やそれから作業機やミルクローリーといった車がストレスなく通行できる、そういった体制を整えるというのは、町道の部分に関して言うと、これは町でもできることだと思います。現に、大型作業機が入りにくい町道に面した圃場の取り付け道路を拡大するか、拡幅するか、そういったことはこれまでもやってきているわけで、そういった作業にかかわってきた者としては、単純にそういった取り付け道路が補強されたり、拡幅されたりするだけでも作業効率というのは非常によくなります。

それと、なぜ採草に関して作業効率が問題になるかということ、離農のお話が出ましたけれども、3月末までに今の時点で11軒搾乳を中止するということが確定しているというふうに聞いています。4月に入ってさらに2軒。そういったことで、離農が進むことによって、周辺のその方たちが所有していた圃場というのが、基地を遠隔地に持つ大型の農場によって利用される。片道20キロあるところを、生の牧草を積んだ車が例えば自分の農場まで草を運ばなければいけないような、そういうことがこの先もっと増えていくという。だから、なかなか作業時間を短くしていくということが困難な状況にさらになっていくというふうに思うわけです。ただ、その時点で、ではそういった作業、輸送距離が飼料の収穫や何かにおける輸送距離は短くできないのかということ、これは非常に大きな話になりますけれども、農地の交換分合を進めることによって、これはそういった大型の農場の周辺に圃場を集積していく。そういったことによって、大幅に作業時間というか、輸送時間は短縮できるものであると思いますし、こういうことというのは、行政が生産者団体等とよく相談をして考えていく部分ではないかなというふうに思います。すぐすぐできることではないですけれども、標茶町の基幹産業をこの先どうやって維持していくかということを考えてときに、この2024年問題と絡めれば、そういったことも必要になるのだと思います。

それから、除雪に関しても言及がありましたけれども、近年、降雪量、少し少なめで推移しているものの、やはり生乳輸送、その他のことを考えるときに、この除雪の体制というのは、基幹産業に大きな影響を与えます。標茶の除雪というのは、非常にデータがしっかりと収集されて、それに基づいて町の指示によつて的確に除雪が行われてきたのですが、近年、業者さんの裁量によって行われる部分が若干増えてきたりというふうにも聞いております。さらに、町の直営の除雪班というのが、今後、維持が困難になるのではないかと、そういうことも聞いています。そうすると、町の直営除雪、これが道路パトロールや現場の状況把握を徹底し、その分現場での除雪作業を民間に全て任せるといったようなことで、効率のいい除雪をしていく、そういったことも必要ではないかと思います。その際は、GPSによる測位の導入とか、それから今はばらばらですけれども、作業機のタコグラフを統一するとか、そういった効率のいい、それから安全性の高い除雪体制を考えるというのも、これは町でできることではないかなと思います。

あと、前後しますけれども、農地更新、草地更新とか、草地改良が飼料高、そういったことを受けて今年度は例年よりも増えるだろうと。実際に要望は増えているというふうに伺っています。そうすると、従来どおり1番草を採草した後に全てを施工するということが困難になります。そういった意味で、行政としても、秋起こし、そういったものを積極的に取り入れるよう、強制はできないですけれども、そういう指導をしていく、そういったことも、これは町でできることではないかなと思います。さらに、採草期間が長くなることで、今まであまり利用について歓迎されていなかったリードカナリーを積極的に取り入れて早刈り、6月の本当に上旬から草が刈れるようにとかという、そういうグランドデザインをしていくのも、これは町でできることではないかなと思うわけです。いろいろ実際にできるかどうかわかりませんが、そういったことに関して、町ではどのように考えますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 幾つか質問あったのですけれども、町道の整備を進めるという部分について、建設課のほうからお答えいたします。

大型車がストレスなくすれ違えるような道路の幅を確保という部分ですけれども、現状、1車線の舗装道路も多々あります。まだ未改良の部分もありますけれども、一応道路構造令の部分でお話しするしかなくなってしまうのですけれども、一般の町道でいくと、車道幅は2.75メートル、白線、中央線と外側線の内側の幅が2.75メートルというのが標準で、それ以上広がっていくと、特殊車両が通行するという、今、農業機械についてはほとんど特殊車両という扱いになってきますので、そういう手続が必要になってまいります。やっぱり交通量の部分とかでいくと2車線化が、全路線2車線化ができれば最適なのですけれども、やはり費用の部分と、あと補助事業等々で交通量とかから認められる幅員の部分とかもございますので、その部分については、路線ごとに検討させていただけるとしかお答えようがないのかなというふうに思われます。

あと、圃場の入り口の取り付け道路の部分なのですけれども、これについては、以前、町内の地区からも取り付け道路の拡幅をという部分で町政懇談会の要望がございましたけれども、取り付け道路の部分については、個人の財産で、個人で拡幅していただくというようなルールづけのものでやっていますので、町のほうもそういう部分で、今、議員おっしゃったように、町のほうで協力できることという部分もございますけれども、その部分については、効率性をアップするためという部分で考えたのは、個人の方でもできる部分なのかなと考えます。

あと、除雪の部分についてなのですけれども、除雪の体制づくりについてなのですけれども、今、議員おっしゃったとおり、直営の部分の除雪の関係ですけれども、直営の除雪に関しては、今、運転手が、職員が1名、あと会計年度任用職員が3名という形で対応していますけれども、この先の部分については、その職員の除雪するエリアの部分と、あと民間の部分でできる部分との取り合いの部分を考えながら、今までもずっとそうしてきた

流れの中でいきますと、将来的には直営の部分というのは、全部民間になっていくのではないかという部分があるのですけれども、今現在、除雪をやっている会社さんの状況でいきますと、全部が全部、直営がいなくなってしまうという部分については、まだなかなか厳しいところがあるのかなと。この部分については、この先検討をしていくことが必要だと思われまして、除雪の効率化の部分でいきますと、以前、議会でもお話ししたことがあるかと思うのですけれども、除雪をエリア除雪化する、今は路線ごとに業者さんに除雪してもらっているのですけれども、例えば市街地でいけば、川の西側と東側を一つのエリアとして除雪することによって、今、実際早く終わる会社もあれば、時間がかかる会社もあります。それで、そういう会社が均衡がとれて、みんなで除雪が早く終わる体制ができないかという標茶町のエリア除雪の方法とかという部分についても、今、研究しているところでございます。

また、タコグラフ、GPSの関係ですけれども、以前、その部分については、町のほうでも実際導入するかしないかの部分は話していなかったのですけれども、営業に来られている会社も多々あります。その部分でいきますと、システムを構築するのに、初年度で見積もりをいただいた時点で1,200万円程度で、そのほかに次年度以降で700万円程度の費用がずっとかかっていくということで、それを入れることによって自動的に除雪の作業実績等々をつくるシステムとなっているので、業者さんも発注者側も省力化できるというシステムなのですけれども、やはり費用の部分が、費用対効果の部分でちょっとまだまだ検討するところがあるのかなというふうには、その時点では判断しておりました。

いずれにいたしましても、除雪の方法につきましては、標茶町の除雪体制としてどのような体制が今後一番いい方法で、町民に対するサービスを落とさないでやっていける方法になるかという部分については、まだまだ研究をしていく必要があると思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま建設課長から、道路改良、それから除雪に関する今の現場の課題感等を示させていただいたところであります。

農業分野でも議員からアイデアの提案があったというふうに受け止めているのですけれども、例えば町道の整備、それから牧草収穫作業で道路が混み合うときの退避スペースの確保、それから離農が重なることで管理する草地がばらばらになり収穫作業等にロスが大きくなるということを解決するための交換分合、いずれも随分前から取り組んできているものであります。

道路工事に関しては、財源を確保するというところと、それから道路構造令という部分で補助事業等を探してもなかなか合致がなくて、進捗が遅れている部分があるのは確かなのですけれども、また交換分合事業については、もう最後にやったところから20年ぐらいたっているのでしょうか。相当時間がたっておりますが、農業委員会のほうでも都度推進PRをしているというふうに理解をしているところですが、これもやったところ、

事業の成果として利便性が上がったという声がある一方で、地域の取りまとめ役である方が、言ってしまうと、損をするような形で何とか地域としてのみ込んできたという経過があったりするというようなところで、個々の事情が生じて、なかなか、総論賛成なのですけれども各論の部分で新たな地区の実施には至っていないというふうな理解であるところでもあります。

町長の答弁からは、受益者側の意識の改革ということでお話、お答えをさせてもらっているのですけれども、これは今言ったような、これまで取り組んできて事業進捗の隘路となった個々の利害関係を乗り越えながらでないと、この 2024 年問題は解決できないのでは、働き方改革ですね、こちらのほうについては解決できないのではないかとということろだという理解でいるところでもあります。

町長答弁で引き合いにもあったのですけれども、ホクレンの十勝市場に運ぶときには、現地でパートの職員を雇用したというところではありますが、これは現地で牛を集めたり、係留したり、そういった作業を今まではドライバーさんがやっていた。それでいくと、かなり時間がかさんでしまうというところで、それを別の人に担ってもらうことで、ドライバーさんの作業時間を短縮する、そういったことが実際行われているというふうに聞いているところでもあります。

また、個々の農家さんに、家畜を集めに行ったときに、現状、ちゃんと係留して協力をしてくれる方もいれば、牛舎にいるから持っていってこれという方もいらっしゃる。この辺を統一して、業界全体で人手不足に対して対処していくということを考えていかなければ、解決の糸口は見えないのではないかと。そういう意味で、これまでとは違って、この問題に関しては、例えば酪農家さん一軒一軒、酪農家さん個々で取り組むことには限界があるだろうという、そういった趣旨で町長が答弁をしたところだというふうに理解をしているところでもあります。

町長からも、これから見えてくる課題も含めて対処してまいりたいということでもあります。もちろん、2024 年問題含めた働き方改革は、社会全般において影響が出る部分なのですけれども、事、基幹産業、酪農に関しては、特に重大な問題であるというふうにも理解しますので、これについては引き続き関係団体と連携しながら、町としてできることをしっかり努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） たまたま根室管内でコントラ作業を 1,000 ヘクタール、それから草地改良を 1,000 ヘクタール手がける、そういった民間の方とお話する機会がありました。2024 年 4 月に罰則も適用されるし、要するに元年に始まった働き方改革、総仕上げになるわけで、それに向けて 3 年前からオペレーターになり得る若い人、地元の高校の卒業生を中心に 3 年間で 20 人を雇用した。そんなふうに数年かけて準備をしてきている。さらに、そういったことでも、それでも長時間労働を解消できるかどうか、その飼料高、それから

肥料高、そういったことで酪農・畜産にまつわる作業というのは、どんどん増えていくわけで、それでも不安だと。恐らく守り切れないだろうと。3年準備してもそういう状況なわけです。

標茶町の場合、今のお話だと、これからいろんなことを関係の方々と打ち合わせをして、できることをやっていく。でも、基本的には、個々の経営の中でなるべく頑張ってもらいたいのだなというふうに受け止めたのですけれども、これ、そんな悠長なことを言っている問題なのかどうか。私は、3年前から取り組んできたということ、すごいと思うのですけれども、人数を多く雇用するということは、その分、仕事を増やさなければいけない。特に冬の間の仕事をどうするかということで他業種に参入する、果物を生産するとか、そういったことにも取り組んでいるのですね。それは町としてやっているわけではないけれども、民間の方々、こんなふうにもっともっと逼迫しているのではないかと思うのですけれども、そういった地元の関係者とそういった意見交換をしたことはございますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、議員のほうから管外の業者においては、法施行がもう既にされていて、たまたま今回適用が4月1日からと。経過措置があったので、その間何をしていたかということなのですけれども、直接役場と関わりがない部分で、なかなか情報収集も十分にできていなかったというのが正直なところであります。

ただ、町内のコントラ業者につきましては、やはり2年ほど前からいろいろ対策はしていたそうでございます。それは労働時間を削減する取り組みになりますが、ただ、なかなかそこも現状やはりコントラ作業といいますと、天候にも影響されますし、計画どおりに作業が進んでいけばいいのだけれども、例えば明日以降、雨が何日も続いて降るといったときに、どうしても今までは前倒しでやっていたものを、結局はその制約を受けて作業ができなくなると。そうしたときに、どうしても現状、時間外を若干超えて、労働時間を若干延ばすなどして対応してきたという話は伺っておりました。今後、今申し上げましたとおり、これまではなかなか議論をする場というのは、今現在、特に設けておりませんでした。ただ、先ほど副町長からの答弁にもございましたとおり、ほとんどの、例えば中小の運送業だとか建設業も含めてなのですけれども、現状、労働基準法や、例えばドライバーの改善基準告示の遵守も多分ままならない状況といいますか、守ること自体にすごく苦労されておるといところで言いますと、4月1日以降、やはりこれから本当に取り組みを開始するところが、ほとんどだと思います。それに向けて、事前準備、当然しておくべきところではあったのですけれども、そこについては、今後、関係機関であったり、関係業界も含めて、当然JAも含めての話になると思いますけれども、連携して取り組むことについて協議する場、話し合いをする場を設けていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 本当にこの離農の状況とか見てもわかるとおり、そういったマイナスに働いていく要素に関して、猶予はないというふうに思っていますし、町のほうでもそういう認識であるということは確認できました。

最後に、町でできるのではないかなということも、もう一つ、二つ追加で提案させていただいて質問を終わろうと思っています。

要するに、圃場が分散することで輸送時間が長くなって、収穫作業、どんどん大変になっていっているわけですが、それは要するに遠隔地の圃場から自分の基地まで、基地となっている牧場までどうしても運んでサイレージを調整するとか、そういったことによるわけです。これは、酪農再興事業などを利用して、現地に土場をつくって、バンカーサイロはないにしても、スタックサイレージで保存すればいいわけです。冬の間、そういう意味では、収穫作業がありませんから、それをこつこつ運ぶことというのは、作業時間の平準化にもちろんつながると思います。

それと、もう一つ標茶町には現時点で1か所もないわけですが、これはTMRセンターの整備というものです。周辺の収穫物を1か所に集積して、そこから必要に応じて配送していくと。そういった拠点が整備されることによって、例えば釧路の西港からバルク車によって未明に餌が運ばれてくる。そして足りなくなると、もう一回戻ってもう一回来る。実際に餌の配送というのは、そんなふうに行われています。フレコンバッグでの輸送というのは、だんだん減っていています。大型の農場では、バルク車が中心です。そういったことを考えると、そういった餌を標茶のような大量に消費する地域に簡易なサイロ、小規模なサイロを誘致するとか、そういった前向きな発想、そんなのも、ぜひしていただきたいなど。特にTMRセンターについては、オペレーターを仮に増やした事業者の方々の冬場の仕事にもつながると思いますので、そういった、どこか1つというのではなくて、全体として何とか丸く収まるという、そういうグランドデザインをぜひ進めていただきたい。こんなふうに思って、私の質問は終了いたします。

次、2点目ですが、町民と協働するためには財政状況の説明が必要ではないかということです。

令和6年度以降の町財政は、危険水域には達しないものの、公債費の増加により楽観できない状況にあります。人口減少や基幹産業の危機的状況などによって地方税は減収が見込まれ、重要な財源である地方交付税については増加する理由が見当たりません。そんな中で、「町を残すため」に、子育てにまつわる保育料や給食費、医療費の無償化は、これは継続しなければならないと思います。また、町民の高齢化と障がいや経済的な理由による公的負担の増加も、これは避けられないと思います。多様化する住民サービスの一部を縮小、あるいは町内会等に協力を求める場面が増えるのではないのでしょうか。その場合、一方的に押しつけることにならないよう、町財政の現状を正確に伝え、納得していただく必要があると思います。そうした機会を設け、丁寧に共助の重要性、必要性を求めるべきではないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の町民と協働するためには財政状況の説明が必要ではないかのご質問にお答えします。

令和6年度以降の財政状況でございますが、議員ご指摘のとおり、公債費の増加に加えて、物価高騰や人件費及び人件費の増加に伴った委託費や建設工事費などの上昇の影響により、歳出予算の増加が見込まれております。とりわけ本町は、広大な行政面積により公共施設や保育所、学校の数をはじめ、道路、水道などの公共インフラが多く、さらに町立病院、やすらぎ園、育成牧場をはじめとする直営での現業職場を抱えているために、物価高騰や人件費の上昇により、維持管理や運営のための委託や人件費が町の財政に大きく影響を受けています。

一方で、本町財政における歳入構造は、国、道への依存が引き続き顕著であり、依存財源の主であります地方交付税は、算定基礎となる人口減少によって、地方交付税の増加を見込むことは難しいと考えているところであります。国立社会保障・人口問題研究所による2050年の人口推計では、本町における減少率は43.26%、4,102人になるとの予測が公表されております。このような状況を踏まえ、将来人口に対応した身の丈に合ったまちづくりの推進と健全な財政運営を進めていく必要があるために、歳入予算と歳出予算の乖離を減らすための検討を行っているところであります。

町の財政を大きく分けると、経常経費と事業費に分かれますが、とりわけ事業費については、それぞれの事業ごとに事業評価を行っており、評価の低い事業については、規模縮小やスクラップを含めて見直しを行うこととしておりますので、対象事業の見直しが必要になる場合には、住民への丁寧な説明のもとで進めるべきと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず確認しなければならないのですが、いろんな場面で身の丈に合ったという言葉が使われているわけです。ただいまの答弁にも身の丈に合ったまちづくりということを言われているのですが、これ、言葉そのものの意味で言うと、衣服に対して体の大きさが合っている、合っていないというのが、まず基本の意味です。ただ、そこから転じて、分不相応という、どちらかというマイナスイメージの言葉の言い換えとして使われているのですが、これ、町としては、こういった意味でこの身の丈に合ったという言葉が使われているのか、まずそこを確認させてください。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） これは私がお答えしたほうが一番いいかなと思うのですが、やはり私は現在の標茶の町、いろんな施設や住民サービスを行うためのいろんな設備ができています。仕組みもできていますが、これは大体皆さんがいろんな議論するとき、町の人口が一番多かったときをベースにしながらできていて、それがいまだにそのまま同じ

ような状況で続いていて、町民の皆さんもそれがあるのが当たり前というような状況の中でのかなというふうに私は理解してしまっています。やはりこれからの町のことを考えると、そうではなくて本当に標茶にとって、何を残して、何を切っていくか、本当に自分の入金に応じて出るお金を律していくというのが、基本的な財政運営のかなめだと思っておりますから、そういったこともしっかりやりながら、職員にも言っていますし、町民の皆さんにもそういうことが、恐らく今も間違いなく、大分前から来ているのですけれども、そういったこともしっかり考えていきましょうと。考えていきながら、皆さんで汗を出しながら、まちづくりの方向性を皆さんと考えていきたいと思いますというのが私の基本的な考えで、そういうことを使わせていただいています。決してそれは標茶町にとってマイナスのイメージではなくて、これからの標茶町が20年後も30年後も元気で生きるための、僕は一つのこれからの方向性というか、考え方をつくっていく、そういうことで使わせていただいております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） もう一点、効果の低い事業については規模の縮小、それからスクラップも含めて見直しを行っていくのだというご答弁だったと思うのですが、ここで町長の考える効果の低い事業というのは、その基準というのは具体的に言うとうどういうものですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 事業評価の関係のご質問だと思うのですが、基本的にはそれぞれの事業でPDCAサイクルで行っておりますので、それで評価をしていくというのが基本だと思います。個別具体的にどういったものがということところは、それぞれの、事業で言うと、今、約330ぐらいあるのですけれども、それを一つ一つ整理した中で検討を重ねているというような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 答弁の中に、育成牧場であったりとか、そういった現業の部分を抱えていて、抱えていてと言ったかどうかわかりませんが、そういったところを持っていてということが出ていることから推測すると、例えば費用対効果と言いますか、そういったものがPDCAサイクルの中で重要な部分として評価しているということではないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 多分、町長が答弁した中で、育成牧場だとかというところで説明があったということところは、現業職場で会計年度任用職員が多いというような表現の仕方をしてきたのかなというふうに思っております。

その費用対効果とかという部分については、経費にかかるということでは、もちろんそれもあるでしょうし、あるいは実際に町民の満足度だとか、いろいろそれぞれの事業で評価というのも出してもらっていますので、それによって判断するので、決してお

金だけでは判断できるものではないものと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） そうですね。そのとおりだと思うのですよ。そのとおりなのに、効果の低い事業については、事業の縮小やスクラップを含めて見直しを行うと。対象事業の見直しが必要となった時点で住民への説明をするのだという、そういうことをお答えいただいたと思うのですが、今、課長お答えになったように、何が効果があって、何が効果が低いかというのを、結局町民にも、今この議場にいる議員諸兄もなかなか理解できないと思うのですね。でも、ある日、これは縮小しますよとか、スクラップしますよということが財政的なことを理由に急に出てくるということ、今おっしゃっているわけですよ。これ、少なくとも私は、その時点で急に言われても、これは納得はできません。財政状況がどうだからということをお知らせ町民、もちろん私たちにもきちんと正確に知らせていただいた上で、この先こういったことについて考えていきますよということ、それからもっと削らなければいけない部分がありますよということ、きちんと事前に伝えていかなければならないのではないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

スクラップ・アンド・ビルドというのは、ずっと長いこと予算策定時の作業として担当課に指示をしているところであります。スクラップをしなければ新規事業が積み上がって、年間予算がとんでもないことになってしまいますので、新しい事業を起こすときには、縮小とか廃止すべきものがないか点検をなさйтеというのが、基本的な取り組みの方針として掲げさせてもらっております。

先ほど来、表現させてもらっているのは、そういったことで今までもやっているけれども、この先、人口減少下において、地方交付税がどうなるかわからないということをお考えれば、当然今のままの年間予算規模でいけるかどうかというところを心配しながら適切な予算規模はどこなのだろうかと探っていくべきではないか。そこにたどり着くために、効果的、効果を十分発揮していないものであれば取り組み方を変えたりとか、予算のかけ方を変えたりとか、そういったことができないかという作業を指示しているところであります。

町長答弁から、ちょっと議員のほうからは、急に出てきたときには納得できないというお話で、その急にというのがどの程度の間隔かというのは、恐らく差があるのだとは思いますが、こういった問題に関しては、これまでも議会、全員協議会の場で町の方針をお知らせ説明させてもらったりとか、あるいは情報を共有しながらご意見を賜り、政策判断をさせてもらうという取り組みをしてきておりました。これについては、これからは変わらず踏襲をしていきたいと思っておりますし、案件によっては今までよりも早めの提案が必要なかなというふうにも考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） そのスクラップ・アンド・ビルドが出てくるタイミングに関して、どのぐらいが急でとか、それは確かに受け止めというのはそれぞれ違うのですけれども、例えば今、町で町民向けに財政状況について説明しているのは、年収幾ら幾らの家庭に町の財政を置き換えるというようなわかりやすい資料を広報に出しているわけですが、ただそこには例えば自由に使える、貯金が何十億円ありますよと例えば載っていても、その中で自由に使える貯金は幾らなのかということ、全く町民にはわかりません。だから、貯金が 30 億円なら 30 億円あるのだねと、大丈夫だねという、そういった認識を持たれている、そういう方が非常に多いです。お金がないとか、財政的に厳しくなってきたということを実感されていない方というのは多いのです。でも実際は、そうではないと私は思います。だから、そういった情報をまずお知らせするべきで、その上で、今の時点で考えられるサービスの縮小の具体的な内容に触れられなくても、削らなければいけないことがあるのだとか、そういうことを丁寧に早めに知らせておく必要があると思うのです。ぎりぎりか、ぎりぎりでないかという問題ではなくて、常にそういう情報を町民に出していくような、そういう時期ではないかなと思うのですね。

特に町内会なんかに関わっていると、この先、町内会とかにいろんなことを、もしかしたら共助という形でやらなければいけないということが増えるかもしれないとか、そういったことを考えたりもするわけですね。だから、そういったことも含めて、あらかじめ町の人にいろんな状況というのを少しでも理解していただくような、そういう場面が必要ではないかということで、そのときになってからではない段階で、できれば少しずつやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。私、職員のところから財政関係をやっていましたので、できるだけ町民の皆さんにわかりやすいように 500 万円の収入のような形をつくったり、できる限りわかりやすく説明するようなことに努めてきたし、これからもその考えには変わりありませんけれども。あと、今、サービスが急に削減されるとか、そういったことを思われているらしいのですけれども、今の時点で私どもで新年度これをやめますとか、何とかということは、あればもっと前に皆さんに説明していますし、今、具体的にはありませんので、そういったご心配はいいのかなと思うのですけれども。ただ、心配されているのは、公債費の部分で、借金が多くて基金が少なくなってくるのではないかと心配されているというような部分では、もう少し町民の皆さんに、では何十億円と行って実際にどんなイメージなのかなということが、なかなかわかりづらいのかなというのは、それは言われればそうかなと思いますけれども。ただこういう状況に今なってきたということだけは、まず今日皆さんの中にも標茶町の財政がかなり厳しいという認識を持たれる方が多いと思うのですけれども、まず私のほうから、なぜこんな状況になっているかということ 1 つだけ、公債費だけ、せっかくの機会ですので説明させていただきます。

たいと思うのですけれども、やはり今まで大型の公共事業を集中してやってきたというか、やらざるを得なかったという状況があるのかなと思っています。

特にクリーンセンター、平成 25 年から令和 4 年にかけてやっています。これで約 27 億円です。

次に、標茶中学校、平成 29 年から令和 4 年で約 26 億円かけてやっています。私が考えるには、なぜこういう大型事業を年度がダブるような形でやったのかなということがまず 1 つ、今の財政状況を厳しくしている要因の一つです。私であれば、クリーンセンターが終わってから中学校のほうに手をつけるなど。

さらにもう一つ、調理場が令和元年から令和 4 年で実施しています。これは私になってから決断しました。本来であれば、標茶小学校ができた段階で調理場は改築するという話で来ていたと思うのですが、それが非常に先延ばしの状況で来たということです。これについても、私は本当は標茶中学校の改築が終わってからやりたかったのですけれども、実はもう待たできない状況で、いつ事故が起きてもし方ありませんという教育委員会の説明があって、やらざるを得なかったというのが現状です。

要するに、本来、中学校の前にやらなければならない調理場の事業とか、そういったものをしっかり解決していただければ、こんなことにはならなかったのかなと思ながら。ですから令和 4 年の前の三、四年の間には、大きな事業を、さっき言った 27 億円、26 億円、さらに調理場だけで 13 億円です。最初、委員会から説明あったときには、10 億円できると言われました。でも実際に着手した結果、13 億円になっています。当時、小学校ができてすぐにつないだら、当時は約 7 億円と言われていたと思っています。これは議員の皆さん、長い方は存じ上げていると思いますが、こういう状況の中で、どうしても調理場はこれ以上待てないという中で、大型事業を組んだと。当然、公債費として後に影響が出てくるということ、私はやらざるを得ないのでやってきたということです。

こういったことを含めまして、これは町民の皆さんにはしっかり説明しながら、これからその部分がある程度の落ち着くまでについては、一定程度、大きな事業は少し抑えながらいかなければならない期間があるということで、この後のみどり保育園についても、私、中学校よりも先にみどり保育園をやるべきではないかということ、当時、住民課長でしたからお話をしましたが、このときも中学校が先ということで私の話は聞いてもらえなかったというのが現状で、今ようやく、私は、ゼロ歳児、中学生よりもゼロ歳児のほうが大事なのですがという話をしたのですけれども、結果そういう形になったので、今ようやく来年から実施設計、基本設計に入っていけるというような形で、一定程度平準化を目指して私になってからはやっていますし。ただ、そういったことで、やっぱりそういった内容も具体的にわかってもらった上で、今の状況を説明しなければならないなということ、私はそのことをまだ 1 回も説明していなかったなと思いますので、そういう状況はしっかり説明しながら、そういう状況で今いるということは皆さんにも町民の皆さんにも多く知ってもらいながら、これから一緒になって財政運営をしっかりやっていきますので、その辺

を、その分でいろんな事業が少し遅れていくことも当然出てくると思います。

今やる、本当はやらなければならない事業がもっと早く、ただ、状況によってはやらなければならない事業が急に出てくるかもしれません。例えば、私になってから出てきたのは、光回線の工事です。これは全道一斉で始まるという形で、標茶町だけでも約16億円の総額の事業ですけれども、国が一斉にやって、北海道が光回線未開のところは標茶町、別海については大きいということで、大きな金額になりましたけれども、国がしっかり交付税、コロナ対策とそれから過疎債でしっかり見てくれるということで、約2億円切る金額の町の持ち出しで、非常に少ない金額で収めることができましたけれども、こういったしっかり財政運営しながら、大きな事業でも取り組んでいく。タイミングを逃すとできなくなるということでやっていますので、そういった部分もこれからは皆さんに言われる前に、町民の皆さんに説明するようなことを心がけながらやっていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ぜひ、今答弁いただいたように、あらかじめ町民に危惧されること、それから町として今考えていることというのを丁寧に伝えて、その上で行政を執行していただかなければならないと思いますし、そう願っています。

最後ですけれども、効果の低い事業の見直し、これは例えばどのぐらいの期間を見て効果が低いというふうに判断するのですか。今、例えば大型の投資で言うと、町長一言も触れられないのですけれども、かや沼観光宿泊施設というものをやっています。結構な金額の指定管理料というものを払いながら、出しながら運営をお願いしていくのですが、例えばそういった事業、それから基幹産業を支えるという点で非常に大事なのですけれども、いろんな議論があって、公会計にするべきではないかと言われている、例えば町営牧場。そういったところを効果が低いというふうに見極めるのは、どのぐらいの時間でやろうとしているのですか。どのぐらいが基準になるのですか。

もう一つ。それから、ごめんなさい。最初に身の丈の話が出て、人口のことだというふうに答弁いただいているのですけれども、同僚議員の質問なんかに関連してやすらぎ園の話出ていましたけれども、身の丈という点で言うと、現状で同じぐらいの人口で、2050年でも同じぐらいまで人口が減少すると言われていた隣の町では、特別養護老人ホームに現在100名が入所しています。それから、養護老人ホームに80名が入所しています。人口減少であったり、要介護人口とか健常者の人口とかということをいろいろ言われていますけれども、人口が減るといふことと、そういった求められている、町民が求めているサービスというのは、必ずしも比例しないということ、それを申し上げておきたい。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうから、効果の低さの判定の期間について、考え方を示させていただきたいと思います。先ほど言ったように、事業評価の中でこれについては毎年やっているのですけれども、これまでやった例でいくと、例えば実施して3年になるけ

れどもというような画一的な、統一的な形ではやっているものはないというふうに思っております。それぞれ事業を見ながら判断をしていくものだというふうに考えております。

例示として、かや沼はどうなのだということがありましたけれども、これについて言うと、1つ物差しになるのは、指定管理を行いますので、指定管理の更新のタイミングというのは一つの目安になるのかなというふうに今の段階では思っているところであります。牧場については、本町基幹産業酪農の永続的な支援ということもありますので、期間を区切るというのではなくて、毎年状況を見ながらということになると思いますけれども、育成牧場については、扱い上、事業予算という形になってございませんので、今のところ事業評価の対象とはしていないというところであります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 最後の部分の身の丈とその人口の関係についてですが、そこは私も全ての項目が身の丈にあるから人口が少なくてという部分では考えていませんし、その町の特色があって、いろんな条件が出てくると思うのですね。例えば、環境が整っている、例えば高校で言えば、標茶高校はあれだけの敷地があって、人口が少なくても高校として一定程度頑張って、間口も伸ばして大きくしたほうがいいのではないとか、その環境によって全然違うし、弟子屈町はそれなりに観光地でありますから、病院関係については一定程度のものを持たないと観光地としてやっていけないという部分の延長の中に、そういう特養とか、そういった部分も一緒に運営されているとか、いろんなことがあって一定程度の集客になっているのかなという気もしますので、そこはケース・バイ・ケースで、いろんなご意見を伺いながら、検討していきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ぜひ、行政の立場として、その身の丈を測らずに町民の意見をしっかりと参考にして、そういう機会を積極的に求めて、正しい身の丈というのを、標茶町に何がふさわしいのかということと一緒に考えていくようにしていただきたい。私たちもそういうふうにしたいたいというふうに申し上げて、質問を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終わります。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

ただいま同僚議員からも育成牧場について若干触れられておりましたけれども、私からの質問は、育成牧場事業を公営企業会計適用に移行してはどうかという趣旨でもって、早く言えば提言を申し上げて町長の所見を伺いたいなど、そういうふうに思っております。

令和6年度より本町において下水道、特環下水道、集落排水事業が、地方公営企業法適用により複式簿記の手法による企業会計方式を採用する方針が示されました。また、現行の上水道事業に簡易水道事業が会計統合されることになりました。法適用の目的というものは、公営企業が将来にわたり持続可能な経営を確保することを確実にするための基礎的

な情報を提供することであると示されております。

育成牧場の収支経理に当たっては一般会計で行われており、歳入で13款1項5目牧野施設使用料、また、2項3目で農業手数料等、歳出では6款1項5目の牧野管理費で一括処理されております。決算時の資料においては牧場に関しましては事務報告書と、車両、償却資産ですか、これは財産に関する調書等で示されているだけであります。

長年、施設使用料、約4億円近いわけなのですけれども、徴収して施設整備、機械の導入を図って牧場事業の維持、継続をされ、利用者の要望に応えられてきたということには敬意を表しますが、どうしても私は、この会計処理で十分かといえれば疑問を感じるころでございます。多くの固定資産、償却資産を持つ事業としては、当然、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフローシートで経理していくべきと考えます。

公営企業法適用のメリットとして、損益取引と資本取引の明確化、発生主義の採用、使用料対象原価の明確化及び説明責任の向上、固定資産管理情報の活用、弾力的な企業経営と述べられております。これは、水道事業のときの説明資料の中から抜粋させていただきました。

長期的に安定したサービスの提供を実現するため、経営基盤の強化、持続可能な事業運営の確立を図り、将来にわたり安定した経営の継続が必要であります。以上のことから、育成牧場事業を公営企業会計適用に移行すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の育成牧場事業を公営企業会計適用に移行してはとのお尋ねにお答えします。

標茶町育成牧場は、畜産振興を図り、農業経営の安定に寄与することを目的に、約半世紀にわたり、放牧と粗飼料多給を飼養管理の基軸として、長命連産性にたけた乳牛の育成に努めてきました。酪農を取り巻く環境と個々の経営形態の変化に、標茶町育成牧場も時代の要請に応えるべく努力を重ねてきたところであります。

長期的に安定したサービスの提供を実現するため、経営基盤の強化、持続可能な事業運営の確立を図り、将来にわたり安定した経営継続のために、育成牧場事業を公営企業会計適用に移行すべきとお尋ねであります。大切な後継牛をお預かりし、しっかりお返しするという使命は、農業が基幹産業の町として大切な役割を担っており、専門的な知識、経験の蓄積と昨今の情勢変化に対応すべく安定的経営の確立が重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、公営企業法適用のメリットを生かし、使用料対象原価の明確化や説明責任の向上、弾力的な企業経営を図ることで、将来にわたる育成牧場の持続可能な経営が実現するのであれば、公営企業会計移行の必要性はあるものと考えており、現場の負担の状況を鑑みながら慎重に研究を進めていきたいと考えております。

なお、同時に長期安定運営のために必要な人材の確保と育成が大きな課題になっており、

幅広い視点からの今後の在り方を含め課題整理に努め、利用者のご期待にお応えできるよう継続して努力をしておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 今、町長のほうから、幅広い視点でもって今後に向けて慎重に検討していきたいという答弁をいただいたのですが、私が一番危惧するのは、あそこの施設、かなり多くの牛舎が建っております。また、機械、トラクターをはじめとする数多くの作業機等が導入されて管理されております。

一番危惧するのは、この施設と機械の管理。これが、早く言えばどうなっているのかということが、いわゆる税金、今、申告をしておりますけれども、私も元事業者の中では、必ず施設、機械に関しましては減価償却というものを行ってきました。その中で償却費というものが経費としてなるわけなのですけれども、それをもって現存の価格が幾らになっているのか。当然これは建設した年度、導入した年度というのは、はっきりさせておかなければならないということが大前提であります。そういうことでは、そういうことが全て今、育成牧場の中できちっと把握されているのかどうか、まずそれをお伺いしたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えしたいと思います。

建物につきましては、一応、減価償却台帳資産ということで整理をしております。また、機械につきましても、備品台帳という形で整理をさせていただいております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） それは、固定資産台帳をきちっと整備されている。機械についても備品台帳ということで整理をされているということであれば、そこをきちっとやっていたら現存価格というのは幾らになるのかということが、はっきり出てくると思うのです。それはそれで、今後もし公営企業会計に移った場合には、そこら辺は、固定資産とか償却資産を調べ上げるということは割と楽にできるのかなと思いますけれども、要は一般会計の中から、今まで委員会の中で同僚議員からいろんな質問があって、単年度で育成牧場単体で見たときには、実際には収入と支出、どうなっているのだということが一番の疑問になる。どうしても今のところは単独ではやっていないわけですから、そこら辺が実際にはどうなのか。あとは職員費、では牧場の職員は一括職員費の中から出ている。そういうものをひっくるめていくと、牧場の収支というのはどうなっているのかということが、早く言えばなかなか見えてこない。ということでは、やはりきちっとしたことを出すべきではないのかなということと、安定した、これからも経営を維持していくということを考えていくと、やはり建物の更新時期、機械の更新時期だとかというのは、はっきりさせていくべきだなと、そういうふうに思いますけれども。

また、あと綿羊、これは確かに綿羊事業、育成牧場の管轄であります。では、これに対

する経費はどうなっていくのか。どこの部門で、全く単独の綿羊事業ということで育成牧場に投入されていくのか。当然、多和平に関しましては、それは観光商工課の管轄であるということは私は理解しておりますけれども、そこら辺がどのようになっていくのかということをお聞きしたいなと思います。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

育成牧場の今の経常の部分につきましては、一般会計のほうで整理させていただいているというのは、先ほど言われたとおりなのですが、今後につきましては、収支状況と言いますか、しっかりとした使用料、やっぱり受益者の方にご負担いただくためにも、基本的なそういう形の整理は必要だというふうな認識もありますので、それで一応、企業会計方式を採用したような形の収支の整理、研究させていただきたいということで答えております。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、場長からあったのですけれども、少し補足をさせていただきたいと思います。

町長から慎重に研究をという答弁がありました。企業会計でやるにしても、一般会計でやるにしても、あるいはちょっと飛躍するのですが、委託をするにしても、経営の内容というのははっきり示さなければ納税者の皆様のご理解が得られない。そのためには、やはりより透明化が必要だということで、企業会計化というのは一つの方法だろうというふうに理解をしております。肝心なのは、農業者以外を含めた町民全体のコンセンサスづくりがあって、それに基づいて育成牧場をどうしていくのだという議論がされなければ、育成牧場の存在は標茶の酪農業にとって大きな存在であるというふうに理解しておりますので、その継続について、いろいろな心配事が出てくるのではないかというふうに考えているところであります。

後ほどご覧いただければと思うのですけれども、6年度の予算説明資料の中で牧野管理費のところを見ていただければと思うのですけれども、これはざっくりという理解でお願いしたいのですけれども、本年度の人件費を含めた牧野管理費の予算総額は5億6,500万円ほどであります。それに対して財源の内訳は、牧野使用料等で3億9,700万円、そして残りは一般財源が1億6,800万円であります。これには議員ご指摘の減価償却費が入っていないわけでありますから、多少収入努力をすることで収支は改善されるかもしれませんが、かなり多額の一般会計からの繰り入れあるいは補助が必要になってくるということが、今でも想定されております。そういったことをシミュレーションしながら研究をさせてもらい、そして必要性をいよいよ感じたときに相談をさせてもらえればというふうに考えているところであります。

また、町長からも現場の状況を鑑みながらという答弁があったのですけれども、今、水道課で公営企業法適用をしようとして作業してきております。令和6年度から実施ということになっておるのですけれども、これについても何年もかけて、固定資産台帳の精査から始まって、いろいろなことをかなりの労力を割きながらやってきているというところで、育成牧場、現場の状況を見ながらそういったリソースを割かなければいけないということもありますので、総合的な可能性が見えたところで判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、それまでは財政状況の透明化という部分では必要性を感じているということでご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 今、副町長のほうから、一番心配していることはそこなのですよ。私も公営企業会計によって、一般会計から幾ら育成牧場事業に対して繰り入れているのか、はっきりさせることがいいのかどうなのか。そこら辺は本当に、今、副町長が言ったとおり町民からのコンセンサスを得ることが一番大事なことであって、いろいろとこれからの中で機運の醸成というか、例えば前にはあそこで夏にカントリーフェスタをやったとかということで、こういう牧場ですよということで町民の方も多く参加してくださいとか、いろんな事業に取り組む中で、町民のコンセンサスを得られるということが出てくるのかなと思ったりもしております。

ちょっと最後に、この公営企業会計をもしやるとしたら、税金の発生ということでは出てきますよね。これで発生するのは消費税だけですか。そこら辺1点だけ、通告外ですけども、もしあれだったら教えてください。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

消費税が適用されます。

（「わかりました。質問を終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終わります。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 4時13分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      1 番                      深 見              迪

署名議員      2 番                      櫻 井      一 隆

署名議員      3 番                      本 多      耕 平

## 令和6年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和6年3月5日（火曜日） 午前10時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 5号 公の施設に係る指定管理者の指定について

第 3 議案第 6号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
の  
制定について

第 4 議案第 7号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ  
て

第 5 議案第 8号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 9号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につ  
い

て

第 7 議案第10号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第11号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る  
条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第12号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第13号 標茶町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号  
の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
報

の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

### ○出席議員（12名）

1番 深見 迪 君

2番 櫻井 一 隆 君

3番	本多耕平君	4番	鈴木裕美君
5番	鴻池智子君	6番	齊藤昇一君
7番	黒沼俊幸君	8番	長尾式宮君
9番	松下哲也君	10番	渡邊定之君
11番	類瀬光信君	12番	菊地誠道君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	長野大介君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
庶務係主任	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員 12 名であります。

(午前 10 時 00 分開議)

◎一般質問

- 議長(菊地誠道君) 日程第 1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

櫻井君。

- 2 番(櫻井一隆君)(発言席) 私は、通告に従い、質問をさせていただきます。

件名でございますけれども、シラルトロ湖の生態系保全を求めるということにいたしました。

内容としましては、シラルトロ湖の水環境については、平成 23 年にアオコの発生があり、9 月定例会において一般質問で取り上げられております。

水質については、令和 4 年 8 月に町は「シラルトロ湖調査業務委託」をして、9 月には濃度計量証明書を受け取っているのですが、その結果を発表してはどうか、まずそれが 1 つです。

2 つ目は、近年は、浮葉植物であるヒシが異常に繁茂し、湖面を覆っております。町としても国立公園の生態系や環境を守ることは大切なことと思うので、早期に関係省庁の協力を得ながら湖の生態系回復に取り組むべきではないかと考えるものであります。お考えを伺いたい。

以上です。

- 議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君)(登壇) 2 番、櫻井議員のシラルトロ湖の生態系保全を求めるとのお尋ねにお答えいたします。

シラルトロ湖の水質調査結果を公表してはどうか、早期に関係省庁の協力を得ながら湖の生態系回復に取り組むべきではないかとお尋ねですが、議員ご承知のことと存じますが、環境省の中央環境審議会自然環境部会の中でも、釧路湿原の湖の富栄養化が進んでおり、生物多様性の減少が悩ましい状況にあると話題に上がっておりますし、シラルトロ湖の環境保全につきましては憂慮し、対策が必要なものと考えているところであります。

令和 4 年 12 月第 4 回定例議会においてお答えしておりますが、令和 4 年 8 月に実施しました水質調査は、釧路湿原かや沼観光宿泊施設の排水先の一つとしてシラルトロ湖が候補としてあったことから、現状のシラルトロ湖の水質を確認する上で表層 3 か所、低層 2 か所、計 5 か所の調査を一度だけ実施したものであります。水質改善や環境保全につな

げるためには、長期的、季節ごとに調査を実施し、分析する必要があると考えているところでもあります。

また、令和4年度から令和7年度までの4年間、文部科学省の補助を受けて酪農学園大学の農食環境学科において、シラルトロ湖における「水環境の季節変化とヒシ範囲拡大との因果関係を明らかにする」、「栄養塩負荷量の年変動を推定する」、「ヒシの生育と拡大に刈り取りの効果があるのか検証し、湖内環境、生物多様性改善効果を立証する」という目的で観測、研究をされており、本町からは令和4年8月に実施しました調査結果を提供させていただいているところです。本調査の研究結果につきましては、本町へフィードバックしていただけると聞いており、また、公表もされると聞いておりますので、これまでもお答えしているとおおり、シラルトロ湖の環境保全、生態系保全に向けては、環境省、北海道、釧路開発建設部をはじめ、関係機関とも共有しながら協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） まず1点お伺いしたいのは、今回、町として令和4年に5か所調査しておりますね。表層2か所、それから深部において3か所ですか、計5点を検査しております。今後この調査を継続していくのか、それは宿泊温泉施設の排水にかかわることだからこの1回だけにするのか、そこらはどうですか。今後続けるのか続けないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

シラルトロ湖の水質調査ですけれども、表層3か所、低層2か所の5か所をやらせていただいたのですが、このときの考え方としましては、かや沼観光宿泊施設の排水をシラルトロ湖に流す、候補の一つでしたので、そのときは、もし流すことになれば定期的な観測が必要だろうというふうには考えておりました。今後につきましても、定期的な観測、富栄養化が進んでいるということで必要だとは思いますが、町として単独でやるということは今のところなくて、先ほど町長からも答弁させていただきましたけれども、酪農学園大学のほうで4年間継続して調査をされるということですので、まずはその調査結果を待ちまして関係機関と協議をさせていただいて、どういうことができるのかという対策、何ができるのかというところを探っていきたい、協議をしてみたいというふう考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 酪農学園大学のほうでの調査がこれからも続くということで、その資料をもらいながら検討するということですかね。幸いにも茅沼にある温泉施設が共立グループの中で経営をやっていただけということになって、この前もお話したのですけれども、やっぱりあの湖が一つの大事な位置づけになるのでないかと、こう思うわけ

ですね。そうすると、やっぱり町としても何がしかのアクションを起こし、あそこの湖をちゃんと見ていますよと、これからいろんな対策もしていきたいと、こういう姿勢を示す必要があると思うので、そういう大学からの情報をもったら、今後それを活用してどのような形でアクションとして行っていくのか、湖の生態系の保全についてどのような考えを持って行動していくのか、そこらは考えてございますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

昨日、指定管理者の議決をいただきました。今後、共立さんと詰めの打ち合わせをしていくのですが、その中でもシラルトロ湖のことにしましては情報提供させていただきますし、酪農学園大学の研究調査結果につきましては、釧路湿原の自然再生協議会というものが、議員も所属されていると思っておりますが、そこにも情報提供させていただきまして、今後の対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 幸いにも、3月13日に釧路湿原再生協議会、これが釧路でございます。鶴居と本町が、深くこの湿原に関しては関わっておるわけです。13日、釧路における会議に町としてどなたか出席する予定はございますか。いかがでしょうか。

（何事か言う声あり）

（「わからないのだったら」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 全日空ホテルの前の観光施設ですか、大きな建物がございますよね。あそこで実際に行うということで案内が来ていると思うのですが、町には来ておりませんか。

（何事か言う声あり）

（「休憩」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

3月13日予定の湿原再生協議会、案内をいただいております、各小委員会、それから本体の会議に分かれておまして、それぞれ担当部署に配付されている状況なのですが、この会議については企画財政課のほうで担当の係長が出席をする予定でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この会議は、各小委員会が7つ、今は5つになりましたか。あって、あと今回は、この3月というのは年に一度の全体会議なのです。鶴居、そして標茶が釧路湿原国立公園の大部分を占めていると、こういうことですから。湿原環境だけでなく農業の部分、土砂流入とか、河川を汚すとか、いろんな問題で、いろんな部門でいろんなことを言われています。ですから、そういう委員会に、リモートでも結構ですけども、できることなら本会議に直接出席して、あるいは委員会に直接出席して、本町の立ち位置というものを明確にお示しになることが大切でないかと思えます。

前の、前々々なのか、農林課長の時代は、結構積極的に委員会に出席しておられて、標茶の立ち位置というものを、農業の部分あるいは水産の部分、それから自然環境の部分、こういうことで強力な発信をしておりました。若干、本町としては発信力が足りないのではないかと、こういうふうに危惧するわけですね。やはり塘路があってシラルトロ湖があるということですので、これは釧路湿原の水がめみたいなものですから、大事な立ち位置にあると。ましてや、シラルトロ湖は今、町のほうも考えておられるように、観光施設の目玉になると。その眼下の湖ですから、もっと積極的に私たちはこういうことをやろうとしていますという、そういうことを町民あるいは国に対してアピールする必要があるのではないかと思うのですが、そこはどう考えておられますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員、今回のご指摘でシラルトロ湖というところでありましてけれども、シラルトロ湖をはじめ塘路湖あるいは国立公園の43%を本町が占めているというところの釧路湿原全体を、この先もいい状態で次代に引き継いでいく、そういう責務を私たちは背負っているということ、これまでもいろんな場面で申し上げております。そのスタンスには変わりはないというふうに考えているところなのですけれども、自然再生協議会が設置されて、年数の経過とともに実際出席者の状況がどうだとかというところは、議員ご指摘のところもあったのだろうなというところで考えているところでもあります。今後につきましては、ちょっと今までの状況を検証しながら適切な対応ということを考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 序盤はこのぐらいにして、本論に入っていきたいと思えます。

この序盤の中で、ある程度皆さんお気づきになっていると思うのですが、そもそもあのシラルトロ湖については、人間が掘った温泉が4本出ているのです。それが皆シラルトロ湖に流れているということは、ご承知のとおりだと思うのです。その温泉水は塩分濃度が高いということで、20年前の7倍から8倍に塩分濃度が上がってきていますよということが、過去の新聞報道でも出ておるわけです。これは環境省が悪いとか町が悪いとかという問題ではない、当時の環境省も含めた国の自然環境の行政の中で、温泉については自然由来のものという位置づけで、掘りっ放し、流しっ放し、それが容認された時代です。過去

に戻ってその穴を埋めろとは言えませんよね。問題は、今、出ている温泉水をどのような形で処理していくのが妥当なのか、どうすればいいのか。国の法律に抵触しないからこれでいいのだということになれば、どんどんシラルトロ湖は塩分濃度が高くなっていくわけです。生態系の保全も維持できない状態になると思うのです。ですから、町ができない部分は環境省だとか開発局だとか、そういうところをお願いをして対策を打つべきでないかと思うのですよ。そこらの行政との会話というか、対話というか、コンセンサスはできておりますか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

シラルトロ湖に流入する温泉排水、そこからの水質環境の悪化という部分のお尋ねなのですけれども、国内、ほかの湖沼でも同様な問題を抱えているという部分については文献等で見たことがあります。それらについては、府県だったと思いますけれども、非常に難しい問題だったというようなところでした。地域の住民も巻き込んで、しっかりとした環境をつくっていくという取り組みをつくり上げていく。そこに地元の自治体あるいは関係する公共団体、国なり県なりがかかわりながら進めてきたというようなことだったというふうに記憶しております。まさしく、今、議員のご指摘のように、この件に関しては、環境省であったり、あるいは河川管理者、町ではありませんけれども河川管理者にも協力をいただきながら、どういったことができるのか、どうすることがいいのかというところから議論を始めなければいけないというふうに考えております。

お尋ねは、そういったことのためのコンセンサスが得られているかどうかというところだったのですけれども、それについては、具体的に流入水に関するところについては、これまでは込み入った話はしておりませんので、これからというところであります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この水を、あるいは温泉水を処理するということは、非常に大きなランニングコストがかかると思うのですよ。処理し切れないのではないかと僕は思うのです。けれども、放ってはおけないと思うのですよ。皆さんもシラルトロ湖についてはよくご承知と思うのですが、結構塩分濃度が上がっておって、ドブガイというのですか、カラスガイの大きなやつ、直径10センチもあるような、まだ大きいのもおるのです。そういうものがどんどん増えてきているような気がします。裏を返せば、水質が悪くなっているよというあかしだ思うのですよ。町ができるのだったら非常にこんなものはいいのですけれども、そういうことにならん、国を巻き込まないとならないと私は思います。塘路湖だけでなく、全てにおいてそうだと思うのですよ。やっぱり標茶が釧路湿原を抱えながら観光でまた頑張っていくという姿勢を示すためにも、関係省庁との関係を強化していくべきだと思うのです。

いい例が、達古武湖なのです。達古武湖は、釧路町ですよ。あそこは塩分濃度が高いということで、土砂の運び出しもしました。しゅんせつもしました。シラルトロ湖も浅く

なってきました。そういうことも、しゅんせつも含めて、標茶はこういうことをやりたいのだよと。自然環境にはこういう態度で臨みたいということをしつかり打ち出し、国に予算要求もしていくような、そういう心構えが僕は欲しいと思うのですよ。どうでしょうか。そういう気持ちで、今後、関係省庁と打ち合わせしていく、その気持ちがあるでしょうか、ないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 櫻井議員から今、シラルトロ湖の水質浄化の部分についてご提案いただいておりますが、私もやはり以前から見ると本当にシラルトロ湖の環境が変化してきているなということは、つぶさに見ておりますので、環境省とはかなり本省を含めて専門的な方との接触も含めまして、釧路川も含めて河川管理者とも、所長さんをはじめ本当に標茶のことをいろいろ気にかけていただいている、今、関係性が構築されていますので、そういった部分でこれから。ただ、どういう形の対処が標茶のシラルトロ湖にとってふさわしいのかというのがまだ見えていないという部分がありますので、今、酪農学園大学の情報提供を待ちながら、それが再生協議会のほうに提案されるという話がありますので、それらを踏まえて何が一番いいのか、そこが見えた段階で、環境省、それから釧路開発建設部、北海道と連携を取りながら、町単独では不可能だと思っていますので、事業展開に向けて強力に要請をしていきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 自然を守るという姿勢も、一つの新たな産業の育成になってくると思うのですよ。外部からいろんな資金を導入して新たな事業展開ができる、そういう切り口になるのではないかと思います。自然環境を守るということを標茶町の売りにしながら、いろんな関係省庁の協力を得ながら事業を引っ張ってくる、こういうことも、昨日この議会でもお話しになった、身の丈に合ったというお話でしたけれども、少々背伸びしてもそういう資金を引っ張ってきて新たな産業を興すような、自然環境を守るということをキャッチフレーズに、そういうことも考える必要があるのではないかと思います。自然のまま、自然体で身の丈に合ったということに収まらず、少し背伸びするような、そういう施策も必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） その辺については、当然、昨日から身の丈の話がいろいろ出てあれなのですけれども、やっぱりやれるところはしっかりと強力で推進していく。うちの町のレベルに合った部分については一定程度抑えて、そのめり張りをしっかりとつけながら、やるところ、やらないところ、それが恐らく私はこれからのまちづくりのイメージだと思っていますので、その中でやはりまずは標茶の環境を第一に考えていく。それを保全して後世に伝えていくということが一番の使命だと思っていますので、その部分については、これからも皆さんのいろんなアドバイスをいただきながら、関係省庁も抱き込んで強力で推

進んでいきたい、そんなふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 町長も前向きに検討するというごさいますので、その時期はわからないですけども、期待したいと思います。ただ座して死を待つよりも、打って出て運気を開くと、こういう姿勢も、攻めの町政も必要だと思ひます。そういうことをお願いして、私の質問はこれにて終わります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終わります。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君）（発言席） それでは、私も一般質問通告書に従って質問させていただきます。

自然災害に対応した防災対策の充実度についてということごさいます。

まずは、新年早々1月1日に起きた震度6強の能登半島地震において被災された方々へ、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思ひます。

やはりこのような震災が起きると、町民の方々皆さん、いつ起きるかもしれない、自分の身にかぶるかもしれないという震災において、大変心配をされていると思っております。本町においても、平成5年1月15日20時6分、マグニチュード7.8の最大震度6の釧路沖を我々も経験しております。あれから31年ほどたっておりまして、あの当時も30年、40年に1回の震災と言われておりました。

それからそろそろ30年が過ぎ、大きな震災が起きないことを本当に切に願っているところではありますが、それに伴って本町においても、過去のそういった地震災害を踏まえて防災計画が見直されてきております。その計画の内容の重要項目については、避難計画、情報伝達、ハザードマップの作成などがあります。これらについては的確に計画されており、現在の計画内容については問題がないと思ひますが、ただ、今回のああいって震災、建物の倒壊、それから道路のインフラ等の損壊などが発生して、車などの移動手段が断たれて避難施設にたどり着けないという、また、資材の搬送ができないといったことが生じることが考えられます。そういったことになると、各地域にある会館等、避難所となっているところが、まず一次避難所となると想定されます。そういった意味では、本当に各地域、会館の避難施設というか、会館が非常に重要な施設ということになってくると思われます。

避難所に関する調査ではありますけれども、避難所で困ったことランキングとしては、5位が食品、4位が寒さ・熱さ対策、3位が飲料水、それから2位がプライバシーの確保で、1位はトイレでありました。避難所としてこれだけのものは確保、備蓄されていなければならないということではありますが、ただ、停電時になりますと、これに発電設備も必要になってきます。現在、資材等については1か所か2か所にまとめて備蓄倉庫で保管されているとは思われます。多少なりとも分散されているとは思ひますけれども、各会館に

分散して備蓄する方法も、今後考えられてくるのではないかなと思っております。

資材の数量的に防災対策の充実度はどのようになっているのか。

また、そういった中で、町民の生命・財産を守るという観点から、本町においての各避難施設の設備、それから備蓄資材等の今後の充実化について、あわせて町長のご所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、齊藤議員の自然災害に対応した防災対策の充実度についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のように、能登半島地震では、幹線道路の損壊により物資の搬送が影響を受けるなどが報道されているところです。このことから、避難所の備蓄は改めて重要であることを認識しているところです。

まず、本町の避難所でございますが、本町は行政面積が広大であることを考慮し、標茶町地域防災計画で各地域の学校やコミュニティハウスなど31か所、福祉避難所1か所を指定しております。

また、避難所の設備の充実や整備を計画的に実行するため避難所設備整備計画を定め、本町を標茶市街地、磯分内、虹別、茶安別、阿歴内、塘路、御久沼の7つのエリアに分け、各エリアに備蓄拠点を立て、そこから各避難所に配送することとし、補給路線がダメージを受けたときのリスク低減を図っているところであります。

1点目の災害備蓄の数量的防災対策の充実度についてですが、備蓄する物資につきましては、発電機などの発電装置、プライバシーを確保するためのパーティション、暖房器具、毛布、食料などを備蓄しております。令和2年度には本町避難所の中心的役割を担うトレーニングセンター横に防災備蓄庫を整備し、備蓄力を強化するとともに、備蓄品につきましては、コロナ禍での避難の経験などをもとにパーティションや衛生資材の充実にも努めてきたところです。また、令和6年度では、避難所の熱中症予防対策として、暑さ指数計を整備することとしております。

数量的に充実しているかのご質問だと思いますが、さまざまな備蓄資材品の必要数がどうなっているのかを含め、確認が必要と感じております。また、これらの情報を各町内会と共有することも必要と考えておりますので、避難所設備整備計画の改定も含めて進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目の各避難施設の設備及び備蓄資材の今後の充実化についてのご質問ですが、コロナを経験して、避難所に集約する避難から多様な場所への避難が推奨されているなど、避難の在り方も変わってきており、避難所でのニーズも変化していると認識しております。携帯電話の充電スポットなどがいい例だと思います。

また、避難所ごとの設備も違うことから、それぞれの施設に見合う設備も必要であり、この議会での場でも簡易ベッドのご提案もいただいております。これらをはじめとして避難所での生活が衛生的で少しでも快適になるよう、国のガイドラインや標茶町防災会議委員の

ご意見をいただきながら、設備や備蓄資材の充実に努めたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 各エリアごとに分けて備蓄して、その辺の対応はある程度ということだと思いますけれども、私も最初言われたとおり、現在の避難計画については本当に完璧なものだと思っはいるのです。

ただ、やはりいざというときに初動がやはり大事で、1日目、2日目、3日目と、私もあの当時、平成5年のときは役場へ入って10年目だったと思いますけれども、10日以上役場に寝泊まりして、役場の職員の人たちも大変な苦勞をされて、避難、復旧に努力していたと思いますけれども、やはり初動なのですよね。大きなところはいいのですけれども、一時避難的にしたときに、では3日、5日、物資が届くまでどうするのだということなのです。結局届かない、道路も分断されているといったときに、ではどうするのだという、必要最小限のところですね。町長もおっしゃっていたのですけれども、各町内会、各地域と協議しながらということですが、その辺、ぜひとも早急にかというか、対応していかないと、明日起きるかもわかりませんので。

ただ、そういった備蓄品については、無駄にならないというか、いろいろ訓練で使われたりしています。あと、また近隣の市町村が被災を受けたときの支援策ともなりますので、ぜひともそういったことを早急にできないかというのと、発電機もそこにありますよといっても、発電機を持っていかれないということが絶対出てくると思います。その辺を、これは、ない物ねだりで全て用意しろということではないのですけれども、その辺の対策をもう少し細やかにやらないと、やはりああいった形になってしまうと、能登半島みたくになりますと、なかなか届かないということになりますので、ぜひその辺もうちょっと、どういった考え、計画をこれからどう進めていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

備蓄品については、それぞれ毎年のように、今、食料とかは賞味期限、消費期限がありますので、その辺は議員ご指摘のように、さまざまな訓練ですとか、そういったことで廃棄をしないような形をさせていただいて、必要数をローリングストックと申しますか、使った分だけ補充するというような形で一定数を有してきております。一定数、5年で更新できるように平準化して、毎年予算化をさせてもらって更新しているような状況でございます。

それから、ご指摘の発電機等、やっぱり大型のものもあります。それも先ほど町長からの答弁もありました、必要数が本当に何ぼ必要なのか。現在、汎用性の高い発電機、要は持って歩ける発電機というのは町で4台保有していますが、それが果たして本当に4台で足りるのかということも。では本当に、先ほど申しました防災計画で避難所31か所を

指定していますけれども、31台要るのかということも踏まえて、これから先ほど町長からの答弁もありましたこの整備計画を見直ししていきたいなというふうに考えております。

また、一番は、ではその備蓄している拠点から、誰がどうやって持っていくのかというのがやはり決まっていなとまずい。それから過去の経験でいきますと、では避難所の鍵は誰が持っているのだというところから、過去大騒ぎになって、その担当の方を夜中にたたき起こしたという経験も、私、持っていますので、その辺をあらかじめ平時のうちに決めておくことが必要なのかなということで、今その辺を進めているところです。

また、これはもう既に行っておりますけれども、各避難所に開設キットといいますか、避難所をこういうふうに開設してくださいという最低限の物資、衛生資材をコンテナに入れて各避難所に置いておいてもらう。ただ、各避難所も面積、それから間取りというのですか、そういうのも違う。設備も違うものですから、それをあらかじめ、ここにこういうふうに受付を設置してくださいとかというのも決めておくことが、簡単に言いますと誰でも避難所が開設できるという仕組みづくりをしなければ、やはり特定の人しか避難所を開設できるノウハウを持っていないですとか、それが継承されていないですとか。私も平成5年のときには経験しておりますが、やはり若い方は、その平成5年、6年の地震の経験も今ありません。ですので、先日、そういう若い経験のない方に、過去の平成5年、6年の記録を町職員全員に再度周知させていただいたところでございますが、そういった過去の経験を継承するとともに、やはりあらかじめ平時のうちに、そういったことを決めておく。これは職員だけではなくて町内会含め町民の方と共有しておいて、何かあったときに、その方がいなくても別な方でも避難所を開設できる、最低限開設できるというような仕組みづくりをしなければ、いざというときには混乱が起きる。どこまでいったら万全なのかわかりませんが、最低限できることは平時のうちにやっておきたいなということで、今その辺の各避難所との、避難所開設に向けてのマニュアルというのですか、そういう手順書をやはり整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） ありがとうございます。

そうですよ、私より10歳若い方々は大体、職員、経験、もうないです。ですから、46歳以下ぐらいは経験していないということになります。そういったことで言えば非常に大事なことだと思いますので、ぜひとも進めていってほしいと思ひます。

能登半島の後に、1月13日以降だったと思ひますけれども、弟子屈の地区だけ震度4の直下型と言われている地震も2回起きています。いつ何どき本当に何があるかわかりませんので、ぜひとも万全な対策、計画の見直しをよろしくお願ひいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、齊藤君の一般質問を終わります。

本多君。

○3番(本多耕平君)(発言席) それでは、私のほうから通告に沿って質問いたしますが、ただいまの齊藤議員あるいはまた昨日の鴻池議員のほうから、災害対策についてのいろいろな質問が出されておりました。町側としてのご答弁を私も聞きました。しかしながら、もう少し私も防災あるいはまた減災・災害等についての質問をいたしたいと思っておりますので、町長のご判断をいただきたいと、このように思います。

近年、異常気象が原因と考えられる台風災害、豪雨災害、また、地震大国と言われる日本列島。2024年1月1日、能登半島大地震が発生いたしました。その惨状は、標茶町民はもとより国民全ての人々が悲しみに暮れる日となりました。被災された方々、地域の方々へお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興・復旧を願うものであります。

内陸に所在する標茶、災害の少ない町とはいえ、町民の命と暮らしを守る行政は、町長が常に発信している生活や生産活動に希望が持てるように、10年、20年先を見据え事業施策を主なものとした令和6年度予算が発表されました。

主に7項目の中には、防災対策を重要視、さまざまな分野での防災対策、災害対策が計画され、より安心・安全なまちづくりが町民に理解されると思っておりますが、改めて対策の進捗状況を伺います。

1、釧路川の洪水防災計画。

2番目に、内水洪水防災計画。

続いて、公共施設の耐震計画。

営農用水の確保の在り方。

次に、災害によって孤立する集落の有無。

以上、計画は地震を想定しておりますが、どの程度の想定をしているのか、まず前段でお聞きをいたしたいと思っております。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 3番、本多議員の防災・災害対策の計画と進捗状況を伺うのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のとおり、毎年、全国各地で自然災害が発生し、本年に至っては新年の希望を持ってご家族と過ごされていたはずの元日に能登半島地震が発生し、津波、火災、家屋倒壊など多くの被害が発生しました。いまだに安否が不明の方や避難所での生活を余儀なくされている方、あるいは復旧・復興に向けご尽力されている全ての方々にお見舞いを申し上げます。

また、自然の脅威と、いつどこで起こるかもしれない災害に対し、一層の緊張感を持って取り組まなければならないことを改めて痛感している次第です。本年度の町政執行方針にもこういった姿勢の一端を示させていただきましたが、内陸に所在する地域特性も考慮しながら広域の視点での災害対策など、他の自治体との協力も含め、町民一丸となって安全・安心なまちづくりに努めていきたいと考えているところです。

ご質問1点目の釧路川洪水防災計画についてですが、国では、将来の気候変動に伴う降

雨量の増大を考慮し釧路川水系河川整備計画を変更し、洪水を安全に流下させるための対策として、河道掘削、堤防整備等を実施しているところです。

河川敷の利用箇所につきましては、本町市街地の河川敷は、パークゴルフ場などの町民利用もあることから、市街地町内会長のご意見を取りまとめ、国に対して存続を希望したところであります。

また、平成 28 年 8 月の大雨では堤防のり面の一部が被災したことを受け、堤防の強化対策として傾斜を緩やかにする取り組みも実施されると伺っているところであります。

2 点目の内水洪水防災計画についてであります。令和 4 年度から 3 年間で計画策定を進めておりますが、内水処理計画につきましては令和 6 年度が策定最終年となっております。これまでの分析をもとに、どのようなハード対策が有効であるかを最終年としてしっかりとまとめ、今後の事業化を目指してまいりたいと考えております。

3 点目の公共施設の耐震化についてですが、平成 20 年 3 月に策定した標茶町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断あるいは耐震改修等を実施してきているところです。この計画については、本年 4 月公表で改定予定をしており、この改定後の計画にも記載したところですが、多数の者が利用する建物の耐震化として、昭和 56 年以前の一定面積を有している建物で耐震性がないのは役場庁舎となっているところです。また、一定面積以下ですが、耐震性がないのは、教育委員会事務所であります。それ以外の建物で一定面積を有している建物については、耐震性を確保する取り組みを完了したところでありますので、ご理解を願います。

4 点目の営農用水の確保の在り方についてのご質問ですが、災害時における家畜の飲料水あるいは機械の洗浄に必要な水の確保の重要性につきましては認識しているところであり、令和 6 年度においては、懸案であった阿歴内地区の防災井戸の試掘を実施するところとしており、それらを営農用水に利活用できるよう期待しているところであります。

5 点目の災害によって孤立する集落の有無についてですが、災害の規模により、市街地も含め全町どの地域でも孤立の可能性はあるものと認識しております。平成 5 年の釧路沖地震、平成 6 年の東方沖地震では、町道では多くの被害を受けるなど記憶にあるところがあります。

災害時の応急対策、復旧対策をするためには、まず道路の機能の確保が重要であり、国、北海道、市町村や関係機関が一体となり、道路復旧の役割を定めた北海道道路啓開計画に基づいた対応を基本としているところであります。

また、道路復旧までの間の対策も同様に必要であるとの認識にあり、孤立集落内での避難所、電源、暖房や物資の確保が必要であり、先ほどの齊藤議員の一般質問でもご答弁申し上げましたが、本町の避難所設備整備計画を基に対策を講じていくこととしておりますので、ご理解を願います。

6 点目のどの程度の震度を想定しているかのご質問であります。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として平成 16 年度に特別措置法が整備され、その対策を推進するこ

ととされており、本町地域防災計画でも、その対応を示させていただいたところです。

また、北海道では最新の研究などから地震被害想定を公表したところであり、本町でも被害が大きいとされる想定は、十勝沖の冬の早朝あるいは夕方の地震で、最大震度 6.2 と示されているところでもあります。平成 5 年の釧路沖あるいは平成 6 年の東方沖地震は最大震度 6 と記録されているところであり、過去に経験したことの無い地震であると想定されております。この想定震度による影響は、被害想定をもとに対策を講じていくこととしておりますので、ご理解をお願いします。

過去の釧路沖、東方沖の地震では、道路や住宅、水道施設等、甚大な被害を受けました。また、胆振東部地震では、全道での長期停電という、それまで想定もしない災害もありました。また、平成 28 年、平成 30 年、令和 2 年と水害による避難発令を経験し、特に令和 2 年はコロナ禍での避難も経験しました。過去の災害時の経験を今後の防災対策に生かし、改めて町民の皆さんと一緒に安全で安心なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○3番（本多耕平君） ただいま町長のほうから、私の 7 つの項目についての具体的なご答弁をいただきました。しかしながら、特定の行政を指摘するわけではありませんけれども、今回、能登半島地震で報道あるいは教訓をもとにしながら、改めて一つ一つ町長の答弁をいただきたいと、このように思います。

能登半島だけではなくてさまざまな地域が、もちろん標茶町もそうですが、人口減少、高齢化の中で、報道されているのは耐震化が非常に遅れていると。その中から、いざ災害が起きたときには、その被害、大きなものがあるのだということから鑑みますと、本町においても、先日の町長の方針にありましたけれども、2050 年には人口が 4,000 人台になってしまう。そんな中で本町においても、まだまだいつ起きるかわからないこの災害に向けて、限らない努力をしなければならない。そんな観点から、いま一度 7 項目について、町長の再答弁をお願いしたいと思います。

災害が起きた場合あるいは減災するためには、自助努力あるいはまた共助、さらには公助という 3 つの助け合いということを、私、いつか新聞で見ました。誠に実は、このことが一番大事だなというふうに私は思っております。後の項目の自助、公助の中でお話しいたしますけれども、改めて 1 つ目の釧路川の洪水の防災対策でありますけれども、これについては私は再質問いたしません。町長のご答弁の中に、いわゆる堤防の問題あるいはまた河川の掘削等々でもって防災対策、洪水対策には関係する機関と協調しながら、あるいはまた住民のコンセンサスを取りながら、しっかりといち早く対策を進めていくことには私は同調いたします。

2 つ目の内水洪水の防災対策でありますけれども、実は私、何年か前に、いわゆる内水対策について質問をいたしました。そのときに、今、総務課長のほうから、オモチャリ川

あるいはまたスガワラ川、さらには、それらについての計画を延々と説明していただきましたが、実は私のその答弁書類がなくなったものですから、簡単でよろしいのです。先般、オモチャリ川のしゅんせつ工事をそういう意味で処理をしていくということが、私、頭に残っていましたが、さらには排水ポンプの台数を増やしたということも計画の中で知っておりますけれども、肝心の、いわゆるオモチャリ川、スガワラ川の氾濫あるいはまた洪水によって平和あるいはまた富士、旭、あの辺の対策を計画しているという、実は私、記憶があるものですから、計画の進捗状況はどうなっているのかな。先ほどの町長答弁で令和6年を最終年度としての計画で進んでいくのだということを、もしできればもう少し具体的に、どのような計画を進めて内水処理に向かっていくのかということ、簡単でいいのです、あまり詳しく説明すると私また忘れてしまいますので、簡単でいいのでお答え願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

まず、オモチャリ川につきましては、オモチャリ川に流れ込む水がどこから、どのエリアの水が流れ込んでいるのかというのを下水道、雨水含めてそれを調査いたしまして、かなり広範囲で流れ込んでいるというのがわかっております。その水の量を減らすことができないかということで、その水を例えばルラン樋門のほうに流すことができないのか、別ルートで行くことが、別な樋門に行くことができないのかということを含めて、オモチャリ川の横に、いわゆる釜場というか、一時水をためておくところがあるのですけれども、ああいう貯留槽、ため池みたいに一時的にすることができないのか。いろんな手法があると思うのですけれども、そういうことで内水氾濫といいますか、床上・床下浸水、過去にあった一番低いところは多分、富士、桜の一部だと思うのですけれども、そういったところに床上・床下浸水を防ぐことができないか、時間を稼ぐことができないか。あわせて、そこにポンプ車を設置するなど、ここでも排水機場というお話もありましたが、そういったハード面でどういったことがベストなのか、ベターなのかというのをまず調べています。それは最終年に取りまとめる予定です。

また、スガワラ川につきましては、同じようにそこを流れた過去の被害想定から、どの程度の水が流入していくのか。現段階では一番は、やはりJRの線路の下の口径が、簡単に言うと狭いということもありますので、そこをどういうふうに考えていくのかというのが最終年で、そのベストな方法をまとめる予定でございます。

それから、ポン多和川、多和川については北海道の河川でありまして、そこについては町のほうで工事をするということではできないと思うのですけれども、そういった令和2年3月の越水の部分を受けまして、現在の多和川、ポン多和川の中でどういったことが考えられるのか。具体的には多分、木を切ったり、河道をしっかりと整備してほしいというような要請になると思うのですけれども、どういったことが考えられるのかというのを河川ごとにまとめて提案させていただく予定としておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） わかりました。

続いて、3番目の公共施設についての耐震計画であります。

先ほどのご答弁では、一定の面積を持つ公共施設については全部診断が終わっていると。終わっていないのは役場の本庁舎と教育委員会というようなことで、これもまた後々大きな議題になってくるかと思えますけれども、それは了といたさなければならないわけですが、実は私、通告に出しておりませんが、建設課長に昨日ちょっとお話をし、もしできればお答えを願いたいというお話をしておりますことは、今回の能登半島地震のところでも民家の倒壊が非常に多かったと。その要因については私申しませんが、いわゆる耐震化率が低かったということは、やはり行政として一つの、落ち度と言ったら御行政には申しわけないですけれども、前段申し上げました、本町においても非常に高齢化が進んでいる、あるいはまた単身家族が多いという中で、もしや民間の住宅の中で、町長も施政方針の中に「住宅耐震化の支援制度の充実に努めてまいります」というふうに書いてございます。これはもちろん公のものだけではなくて、民間の施設も私は含んでいると思っております。

そんな意味から、本町において民間施設あるいは民間住宅の耐震化について、研究というか、あるいはまた調査というか、何かそのような、耐震化についての支援と書いてあるわけですから、何かそのお考えがあるのか、あるいはまた実際にやっておられるのか。もしデータなりがあれば、お聞かせ願いたい。

これ、議長、申しわけない。通告に出しておりませんでしたけれども、昨日ちょっと課長のほうにお話ししてありますので、もしわかればご答弁いただきたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） すみません、私のほうから答弁させていただきます。

耐震化の促進についてお答えさせていただきます。

最大震度7を観測した能登半島地震では、議員ご指摘のとおり、家屋の倒壊など甚大な被害が発生し、損壊によって圧死、窒息死など多くの方が犠牲になっているとのことです。特に住宅耐震化が低いとされる地域での建物被害が多く、改めて地震への揺れの対策、住宅の耐震化が課題とされていることとさせていただきます。

一方、住宅の耐震化につきましては、これまで国の支援制度もありましたけれども、なかなか進んでいなかった指摘もあるところと見えます。報道によりますと、高齢になり、この家にあと何年住むかもわからないのに、高い費用がかかる耐震工事をしようと思わないなどの経済的な理由。また、ケースによっては、工事期間中は別な場所に一時的に引っ越し、あるいはその期間が長いことなどの負担もあり、本町においても、住宅の耐震化の補助制度はこれまでもありましたけれども、一度も活用された実績はございません。また、改修費用に比べて支援の内容が低いということも、理由の一つかというふうに考えています。

本町の住宅の耐震化率は、令和5年3月時点で81.5%と推計しているところです。逆に言いますと、18.5%の方のお住まい、推計値で申し上げますと754戸は、耐震診断を実施しなければ、その家に耐震性があるのかわからない建物にお住まいということが推計されているところがございます。一般的には、昭和56年6月以降の新耐震基準施行以降に建築された建物は、耐震性があるというふうに判断されています。逆に、昭和56年5月までに建てられた住宅は、耐震性があるのかどうかは耐震診断を実施しなければならないといった状況にあります。

本町の住宅の耐震化促進に関する支援につきましては、平成20年3月に策定した標茶町耐震改修促進計画に基づく標茶町既存住宅耐震改修費補助金交付規則があります。町政執行方針にも記載させていただきましたが、昨年よりこの計画の見直しを行い、本年4月に改定する予定となっております。

また、これに合わせて、この補助制度、支援制度の拡充を図り、これまでは耐震改修費用のみの補助でしたが、北海道の補助要綱に合わせて、耐震改修につきましては補助金の上限を30万円から82万2,000円に、耐震診断、耐震設計の費用の一部支援を新規に盛り込んでおります。

また、除却、取り壊しについても町の支援がなされるよう制度改正を行い、本年4月1日から実施する予定としているところがございます。いずれも一定の条件はありますけれども、制度拡充により耐震化の後押しとなるよう、制度周知等に努めたいと考えているところがございます。

また、北海道と連携し、住宅・建築物の耐震化につきましては、きめ細やかな対応が図られるよう相談窓口を設けていくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 今、総務課長のほうからご答弁をいただきました。

ご答弁にもあったように、民間での耐震化、あるいはまたこれを防ぐ改良ということについては、ご案内のように非常にお金がかかる。あるいはまた高齢化している中で自分ができるのか、多々さまざまな角度からの問題があるということは、もう本当、皆さんがご存じだと思うのです。しかしながら、命を守るということでは、やはり住まいということがまず第一かと思えます。そんな意味では改めて、いわゆる制度の中、それを飛び越えてでも、できる限り町内会あるいはまた地域会の中で、高齢者の住んでいるところが本当に安全なのか、あるいはまたそういうところはあるのかないのかというようなことも、ぜひ行政のほうから地域会あるいはまた町内会に呼びかけて、行政ができなくても自分たち、みずからが守るのだということを連帯をもって皆さんで考えようというようなことも、ぜひ今後の行政を進める中で、私はそれも一つの支援だと思うのです。お金を出すだけでなく、地域ぐるみのということも考えて、ぜひ制度の中に1項目、私は入れていただきたい、このように思います。

続いて、営農用水の確保の在り方について、実は出しております。

私、前段申し上げましたように、自助努力、共助、そしてあるいは公助の中で、しみじみ私は、平成5年1月15日の釧路沖と、胆振東部のあの停電のときですね、ブラックアウトのとき。酪農家の一番困ったことは、電気がなかったことと、牛に飲ませる水ということで非常に苦労いたしました。

まず、ブラックアウトのとき、いわゆる発電機の問題。搾乳ができない。牛乳を冷やすことができない。このとき地域の皆さんは、すばらしいスタートを切りました。5軒、6軒しかない集落に、例えば発電機があった1軒の農家は、その農家を中心に24時間、地域の者4人、5人が、皆さんが出て、その発電機を使って搾乳をして歩きました。24時間ですよ。牛もかわいそうでしたけれども、人間、ましてや機械メーカーの方々がそれに一緒について歩いてともに助け合いながら、自分も努力したけれどもともに助け合いながら、それでその難関を、確かに駄目になった牛もいますけれども、あるいは牛乳を廃棄いたしましたけれども、最小限に被害を食い止めました。その後、国からの支援あるいはまた経済団体からの支援もあって各農家が、ほとんどというのですけれども、発電機を用意いたしました。その意味で私は、この自助努力、共助、そして何より公助という言葉を使いたいことは、給水の問題であります。営農用水の問題であります。

1月15日の地震のときには真昼でありました。私のところには偶然にも掘り抜きの井戸がありましたので、その井戸の水を十分に利用できました。金魚を飼って池もありました。したがって、隣の人たちは、そこから輸送管でもって水をくんで牛に飲ませました。人間の飲料水については、自衛隊の方々が努力をなさって、いろいろ配っていただきました。

しかし、町長、牛に、町長もご実家は酪農です。わかっておりますけれども、成牛は1頭当たり1日60リットルから70リットルの水が必要だと言われております。夏であれば何とかかなりです。川の水を使ったり、あるいはまた隣の水をもらったり、何らかの助け合いの中でできますけれども、真冬に起きたときに給水の、営農の、牛に対する、機械を洗うことも大事ですけれども、その前に牛に与える給水、もう少し町の対策として何か施策を持っておりませんか。お聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、2018年の胆振東部地震におきましては大規模な停電が発生しておりまして、町といたしましても農協さんとともに、要は災害時の電力の安定供給の部分について、大規模な停電が起きても安定的な搾乳ができる体制を構築するべく、発電機の導入だとか、あるいは受電盤の施設の確保、電力確保にかかわる取り組みに対して助成をしたところでありまして、現在、そうした設備が各農家さんに備わっておりまして、停電対策については既に一定程度の整備が済んでいるのかなというふうに理解しております。

それから、牛の飲み水の問題なのですが、当然のことながら災害に、いつ起きるかわからない震災に備えてどのような対策が必要なのかというところは、既に議論をしております。また、過去の調査というか直近の調査では、実際もう農家さんが、自助努力でそうしたことに備えた設備を整えている酪農家さんもおるのですが、当時の酪農家の数で 227 件中 143 件が既にそういった災害時に備えた設備を備えていることがわかっております。ただ、その設備が不足と答えた酪農家さんが 85 件おりました。しっかり断水に備えができていない酪農家は、要は全体の 25%にとどまっているというような状況であるということ、今、把握できております。

飲み水対策については、実際、給水タンクを各農家さんに備えてもらってというところで、今、農協さんとその支援について検討しているところでございますが、当然のことながら冬期間の断水ですと、タンクを接続しても、タンクは処理室の外に設置するのですが、そこに引き込むホースが凍ってしまったりだとか、そういったことが想定されますし、実際、先日、町内において断水が発生したのですけれども、そのような事態に陥って、ホースを溶かす作業を、次の日に業者をお願いするということが起きております。実際、災害が起きたときにそうした農家が複数戸いたときに、当然、役場や農協だけでそうしたところに対応するというのは難しい。先ほど議員もおっしゃっていたとおり自助、公助、その自助の部分も非常に重要であると改めて認識していたところであります。これらの課題を整理した上で、施設整備だけではなくて、各農家さんをお願いするところも含めて、対応マニュアルの策定を含めて、今、農協さんと対策のほうを進めていくところでございます。

それから、今週末にも、管内でも先進的にそうしたことに取り組んでいる酪農家さんがおりますので、そうした酪農家さんの視察を、今、予定しております。

こうした対策について、今後、農協さんと早急に進めたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 過去に大きな地震があつて大きな被害を受けたということで、今、農林課長のほうから詳しく説明をいただきました。

私のほうからもぜひお願いしておきたいことは、さっきから言っておりますけれども、あるいは皆さんがおっしゃいますけれども、いつ起きるかわからない震災です。それに備えることがまず大事です。マニュアルができつつあるということでもありますけれども、これはとにかく何よりも早く、何よりも早く給水の問題。私は、申しわけないですが、人間よりも牛というのは我慢できないです。ぜひ、基幹産業である標茶の酪農を守るためにも、災害時における営農用水の確保、早くに施策の中で打ち出していきたい。

私、1つ提案しておきますけれども、先ほど課長の中で 140 戸の方々が対策を打っているというお話を聞きました。実に安心いたしました。しかし、その中には、まだ対策が不十分だという方がいらつしゃると。私は、今の……これ、一般質問だね。いいわ。それで

は、ぜひ、そういう面では、そういう対策をいち早く施策の中で打ち出していきたい。詳しいことはまたいずれ課長とお話ししたいと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

さらに1つ、孤立する集落の有無についてお話を伺いました。

昨日の中でも、標茶町の町道は約740キロあるのだという話を、実はお聞きいたしました。さらに道道、国道が本町の中には十分に走っております。しかしながら、その中で、災害ですから幾ら網の目のように道路が走っていても、災害の中で、孤立する集落と言いましたけれども、孤立する民家、農家といますか、住民はいらっしゃいませんか。どうでしょうか。それは自信を持って、本町には道路網が整備されているから、そういうところは無いと言ってほしいのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 被災の程度にもよるかと思うのですけれども、どのご家庭でも、孤立する可能性というのは潜んでいるというふうに理解をしております。ですので、大丈夫だと言えないというのが現状だと思います。どのご家庭でも、孤立する可能性は十分にあるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 課長、私、安心いたしました。町、郡部を問わず、どここのところでも孤立するおそれはあるということを認識の上で、この対策が私ほうたわれているという気がいたしますけれども、能登半島を中心にした報道を見る限りでは、集落がいわゆる孤立する、これは本当に、確かに一軒一軒も大事です、人の命のことです。一軒一軒ですと孤立というのは幾らでも支援できる体制にあると思うわけですけれども、集落ごとに、この間の半島地震を見るときに、本当に悲惨な状態だと、私、気になったものですから、最後にこのことを、道路網の整備は十分なされると思いますけれども、災害を考えた中での、今後の道路の新設もありましょうし、皆さんから道路の改良工事等々も求められておりますけれども、ぜひその点については留意をお願いしたいと、このように思います。

最後に、どの程度の震度を想定しているのだという、実は気になったわけですけれども、先ほど課長の説明の中では、あるいは町長の説明の中では6.2というふうに、マグニチュードでなくて震度ということで、先般の釧路沖が6強、5強……齊藤議員の質問では6.何ぼでしたか、5でしたか。

（「6」の声あり）

○3番（本多耕平君） 6。震度6でしたよね。ですから、標茶の災害の地震での震度を6.2というふうにしていう、さっきのご答弁でありました。確かに千島海溝あるいは日本海溝等々での地震が予想されているのは、私、十分報道等でも理解しますし、そろそろ危ないのかなという気がするのですけれども、いかんせん震度を、大きく持てばいいというものではないのですけれども、確認いたしますけれども、6.2、これを想定しての標茶での地震対策というふうに考えてよろしいのですか。それを最後にお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり 6.2 という、被害想定、一番高いのが 6.2 であります。千島海溝の地震想定でも、断層に基づいて何モデルかあります。根室・標津寄りとか、三陸沖とか、十勝沖とか、そういうふうに分かれておりまして、その中での冬の早朝、夏の昼間、冬の夕方、これが被害が大きいとされているのですけれども、その中で一番大きいのが冬の早朝、冬の夕方が最大震度 6.2 というところが北海道から公表されております。詳細は、北海道が公表している詳細ですけれども、それに基づいた避難者数ですとか、上水・下水の被害ですとか、これは事細かくではないですが、一定程度の数字でありますけれども、そういった数字も羅列されて出てきております。本町で令和 4 年 3 月に策定させていただきました役場庁舎が被災を受けたときの業務継続計画、いわゆる B C P と言われておりますけれども、その中にその被害想定を盛り込みまして、それに基づいた対策を講じていくということで、最大震度 6.2 が来たときの場合に、どういった建物が何か所ぐらいが被災してということ想定しながら、対策を進めていくということで計画をしているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3 番（本多耕平君） 同僚議員と同じような質問が重なりましたがけれども、ご了承いただきたいと思えますが、最後に私から、答弁は要りません。私の意見として、ぜひ、この災害に対する問題は、防災はもちろんです。さらに減災ということも大事です。その中で、前段申し上げました自助努力、さらには共助、公助という 3 つの助け合いの、やっぱり連携、連帯を持てるような施策をいま一度改めて確認をしていただきたいことと、最後になりますけれども、想定外という言葉はぜひ使わないように、想定内、想定できる中でのやり切ったという防災対策、さらにはまた減災対策、さらには計画を密にしていきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせます。ありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で 3 番、本多君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君）（発言席） 2 点通告いたしておりますので、ご質問申し上げたいというふうに思います。

1 点目につきましては、トレッドミルの増設とインストラクターの配置をということですが、本来ですと予算を伴うことなので 12 月議会ですればよかったなというふうに思っておりますけれども、遅れましたので今回の議会で質問させていただきたいというふうに思います。

トレーニングセンターのトレーニングルームには、数多くのトレーニング機器が設備されております。これらの機器を利用して、筋肉トレーニングや体力づくりなどに汗を流す町民が増えてきております。

トレセンから資料をいただきまして、それに基づいて、トレーニングセンターの利用者

数は、令和4年度1万3,467人から今年度は、3月までの見込みですが、1万6,500人と、約3,000人の増となっております。トレーニングルーム利用者の推移を見ますと、令和4年度は1か月平均92名でしたが、昨年9月の機器の更新によって、以降は1か月平均455人と、約5倍にも増えております。

特にトレッドミルの利用者が多く、待ち時間も長く、なかなか利用できないとの声も聞かれております。トレッドミルはダイエット効果が高いとされる機器で、また、ウォーキングと違って地面を蹴らないので、身体への負担が少なく、高齢者やリハビリに最適で、高齢者のニーズも多くあるとも聞いております。利用者も幅広いため稼働数も多く、利用待ちが多い現状とも聞いております。

利用者の利便性向上と健康増進に効果があるトレッドミルの増設をしてはと考えるのですが、いかがでしょうか。伺います。

また、現在ある機器は、体力増進の面ばかりでなく機能回復、リハビリにも有効と言われており、町立病院リハビリ科との連携で機能回復訓練が必要な方々への一助にもなるのではないかと考えます。

こうしたことも考え合わせて、利用する人たちがそれぞれの機器の正しい使い方や効果的なトレーニング方法を身につけるために、インストラクターを配置してはと考えるのですが、いかがでしょうか。教育長のお考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 4番、鈴木議員のトレセンの機器トレッドミルの増設とインストラクターの配置をについてのお尋ねにお答えいたします。

農業者トレーニングセンター内に設置しておりましたトレーニング機器につきましては、昭和59年の開設当初に設置された機器も多く、メーカーによるメンテナンス対応期間が既に経過し、機器の安全性の観点から使用が懸念される状況でありました。

また、トレーニング機器の利用につきましては年々減少傾向にありますが、毎年度月平均で約100人程度となっており、今後も同程度の利用が見込まれる状況にありましたので、令和5年度にトレーニング機器の更新等を行うこととし、昨年9月29日にトレッドミル1台を含む新たなトレーニング機器を設置したところです。

新たな機器を設置した昨年10月以降の利用者は、議員ご指摘のとおり増えており、月平均約460名の方がご利用されております。特にトレッドミルについては、ダイエット効果が高いと言われる機器で、有酸素運動は糖質や脂質をエネルギー源として使うため、脂肪が燃焼すると言われております。また、地面を走るのに比べ、足や関節への負担が少なく、天候や時間にも左右されず、冬期間はより安全であることから、高齢者の利用も増えております。

トレッドミルは多くの方に利用され、また、使用する時間も比較的長くなる傾向にあることから、現状ではすぐに利用することができず、待ち時間が発生することもあります。トレーニング機器を設置している近隣町村では、トレッドミルなどのランニングマシンは

複数台設置しており、本町におきましても、令和6年度予算にトレッドミル1台増設に係る予算を計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、インストラクターを配置してはとのお尋ねについてですが、議員ご指摘のとおり、トレーニング機器等を有効活用するためには、正しいトレーニング方法が大きな効果をもたらすと考えております。ただ、人員の配置については現状では難しいと考えており、定期的にトレーニング方法等の教室を開催したり、機器の使い方の表示を工夫したりするなど、本町の現状に合った方法等について、今後、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） トレッドミルにつきましては増設をしていただけるということで、管内の状況というのは、例えば鶴居のところでは3台置いているはずなのです。ファミスポ・アップというところで3台置いていますし、厚岸でも4台置いています。さらに中標津、別海、そして弟子屈の文化センター、これらについても複数置いていますので、1台を増設ということですが、今後の利用状況を見たときに、これレンタルですから正直言ってレンタル料も、びっくりしましたが、安いですよ、1か月について5,000円という。ですから、今後、利用者の利用状況を見て増設するという考え方はありませんか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

トレッドミルにつきましては、議員ご指摘のとおり、今現在、レンタルで導入しております。ただ、レンタルにつきましても機器によって、中古品だと月5,000円ぐらい、新品だと月1万円に消費税ということで、どちらにしても、新品ですと年間で13万2,000円ぐらいの費用がかかります。令和6年度には1台増設ということで予算計上させていただいておりますが、今後につきましても、使用状況、利用状況等を見ながら、教育長の答弁のとおり非常に効果が高い機器でありますので、増設等も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくをお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） インストラクターの件なのですが、常時職員を置くということは、私は不可能だろうなというふうにも思っております。

それで、先般1月27日に教室を開催しましたときも、1部、2部に分かれていて、40名の定員のところ41名の方々が出席をされたということで、非常に町民の皆さんが強い関心を持たれているのだなというふうにも、お聞きして私も感じました。そういう意味では、今、教育長がおっしゃったように、毎日ではなくて、先ほど言った月に一、二回とか、年何回とかもそうなのですが、極力教室を、ただ、今回の方についてはちょっといろんな面もあるので、教室の開催とかでぜひ町民の健康、これ伺いましたら、他町村からも結構トレーニングルームの利用者がいらっしゃるということで、トレセンの収入にも大きな効果

を与えているのだなというふうに受け止めておりますけれども。ぜひ専門のインストラクターを、配置は無理だとしても教室のときに、例えば月1の教室とか、そういうことでの取り組みをお願いしたいなというふうに思いますが、もう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） 今後の教室等の開催につきましてのお尋ねですが、本年1月27日に町内在住の方に講師をお願いして、筋トレ教室を開催しております。今回の教室につきましては、初心者向けの、これからトレーニングを始めたい方と、より専門的なトレーニングを目指す方とに分けて、それぞれ20名の定員で1時間程度で実施しております。初心者向けも専門的な教室もすぐに定員となり、参加者の平均年齢は59歳、女性が約6割を占めるという状況でありました。

ただ、課題としては、定員が多過ぎて細かな指導が行き届かなかったということがちょっと課題としてありました。それを受けて、次年度以降は内容もいろいろ工夫しながら、例えばですが、女性限定の教室や高齢者を対象にした教室のような、目的別や年代別に分けて実施したり、講師につきましても、町内の人材を活用したり、先ほど議員からのご指摘のありました病院のリハビリの先生や専門のインストラクターさんに来ていただいて行うなど、いろいろ検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 質問の中でも申し上げましたとおり、リハビリに対する機能回復に非常に効果があるということで、リハビリ科の先生が施設の器具を見学にも来られたということも伺っております。そういう意味からすると、今後、そういうリハビリ科との連携、これは町長のほうになるのかもしれませんが、町立病院の関係ですから、そちらのご質問になってしまうのかなというふうに思いますが、とりあえず、リハビリ科との連携というのもぜひ進めて、社会教育のほうからそちらにお話しして進めていっていただきたいなというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） 議員ご指摘のとおり、今後、町立病院とも協議させていただきながら、そういったリハビリの先生を活用した教室等の開催について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 2点目に入らせていただきます。

市街地の学童保育所の移転について伺いたいと思います。

川上町にある農業改良普及センターが、来年、令和7年3月に標茶地域保健所に移転するというふうに私は聞いておりますが、町長はご存じでしたでしょうか。

普及センターが移転した後の建物を町が譲り受ける取り組みを進めてはとも考えますが、いかがでしょうか。

譲り受けた場合に、市街地の学童保育所として活用してはと考えます。

学童保育所は、児童を保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供することを目的としておりますが、市街地の学童保育所は、現在、児童館の一室で運営しております。しかし、小学校からも離れていること、児童館は幼児から中学生までが利用していて、ホールでは中学生と一緒にすることもあり、中学生の動きが大きくて、それが怖くて保育所を退所したという児童もいることも伺っております。児童館は幼稚園の跡を活用しているために設備も不十分で、特に調理室、調理する場所もなく、児童と一緒に調理実習、手づくりおやつなどができないのが今の現状です。

改良普及センターは、小学校に近く、通所するにも安全がより保たれるとも考えます。そして、何よりも保育内容の充実のために今から譲り受けるための行動をして、市街地の学童保育所として活用してはと考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の市街地の学童保育所の移転をのお尋ねにお答えいたします。

1点目の農業改良普及センターが令和7年3月で標茶地域保健所へ移転すると聞いているが町は承知していますかのお尋ねですが、北海道からは昨年7月に、庁舎の有効活用指針により令和6年度に農業改良普及センターを標茶地域保健所に移転する予定であるとの通知がございました。

2点目の普及センターが移転した後の建物を町が譲り受ける取り組みを進めてはと考えますがいかがですかのお尋ねですが、現状では今後の施設や跡地利用については未定と伺っております。したがって、町が譲り受けることができるかどうかの判断は、現状では困難であると考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3点目の譲り受けた場合は、市街地の学童保育所に活用してはのお尋ねですが、2点目でもお答えしておりますが、現状、北海道が今後の施設や跡地利用についてどのように考えているかが不透明な状況であります。今後、状況が明確となった段階で、学童保育所に限らず町有施設全般での利用を含め、町としてどのような対応をしていくのか検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 承知をしていたと、しかし道のほうが示されていないということなのですが、道を待っているのではなくて町のほうから、ぜひ町の施設として活用したいので譲ってくれないかという、そういう姿勢といたしますか、取り組みというのは、私は大事だなというふうに思うのです。過去にも、今の教育委員会も当時の統計事務所でした、国の事務所。あるいは今のハートが使っている施設も、当時、法務局で、国の施設でした。そういうふうに、それを町が譲り受けて、今現在、活用しているのですが、町のほうから積極的に道のほうに対して、ぜひ譲り受けていただきたいという要請というのが取れない

のですか。道の対応を待ってからということに、どうしてもなるのでしょうか。そういう町の取り組みといたしますか、姿勢というのは、私は大事ではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 町有施設全体の所管課でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

道からは、町内にあります道有施設の状況について、令和3年以降毎年、どういう使い方をしていく、今後はどういう状況だよということで、庁舎の有効活用指針というものが示されております。その中で、普及センターについても保健所の中に移転して、建物は今後まだどうするか決まっていないという状況で連絡を受けております。

直近では2月の中旬に、道のほうに連絡をしまして確認をしているのですが、まだあそこ、施設で言いますと庁舎、それから車庫、物置、駐車場もありますね。どこが処分対象になるのかも決まっていないということなのです。なので、もしかしたら車庫は道で使うかもしれないということも考えられるということで伺っておりますので、まだどれが処分対象になるのか決まらなないと、なかなか町としても具体的にこれをやるというところを言いにくい状況だとは思っております。なかなか具体的な検討を始める段階には至っていないというところでございます。

そういう状況ですので、どんな施設が来るかわからないと、どういう目的に使えるかというところも決められないですので、現時点でできることといたしましては、この案件に限らずなので、町有施設全体の状況ですとか要望を情報として集約しておくこと。民間の方の意向も含めて集約しておくこと。新たな施設が空くとか、そういう情報が出てきたときには、もうそのタイミングで適切に動けるように準備をしていくということがまず大事だと思いますので、まずはその情報を集約しておくこと。それから道からの情報をタイミングよく聞きながら動けるようにしておくということが現時点でできることかなと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） どの施設を処分するかといいますか、空けるのかというのは、私が伺っているのは、今、職員がいらっしゃる庁舎を空けるというふうに伺っていて、車庫はとりあえずはあの場に残すというふうに私は伺っていたのですね。でも、町の答えに、まだわからないという、そういう不明瞭な考え方、あと1年あるから2月の段階ならそのような状況になるのかなというふうに思うのですけれども、ぜひ、私が思うには、車庫は残すというふうに言われましたけれども、あの車庫は保健所のほう側に移せば、あの全体の場所というのは……

（何事か言う声あり）

○4番（鈴木裕美君） 使えるのではないかなというふうに思ったりもしていたのです、自分の考え方ですけれども。その施設にどなたが入る、例えば私が提案している学童のほう

でもし入ったとしたら、物置はそこで使えると、そういうふうな考え方でいたのですが。いずれにしても道からそういうふうに、不明確だというふうに今ご答弁ありましたけれども、ぜひ町として建物の空き利用ということからすると、ぜひ町に譲っていただきたいという、そういう取り組みというのはしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から学童保育所にということでありましたけれども、いずれにしても、どういう用途で考えるかにしても、あの建物がその用途にそっくりそのまま何の改修もせず使えるのであれば、それは積極的に手を挙げるべきだと思うのですが、かなりの手を加えなければいけないのではないかということが、まず想定されるということもあることをご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどご答弁の中であった北海道からの通知の中では、ちょっと耐震性について疑問符がつけられているということもありますので、それは今まで出ていない話なのですけれども、そういったこともありますので、この先、道の方針が決まってから、北海道の財産なので、使いたいからこれをこうしてくれというのは、なかなか言えないだろうと。私どものほうでは、活用の方策が見込めるのであればどうでしょうかというアプローチの仕方になるというふうに思います。そこに向けて、今、準備をしているということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） この学童保育は児童館の一室にということですが、今の町長が当時の住民課長時代に、古くなったということで新栄の児童館を幼稚園に移して、そして児童館として活用して、さらにその一室に学童保育をということで、今、活用されているのですけれども。児童館の方々にも聞きますけれども、特に大きな生徒たちは夏休みや冬休みに利用されているのですが、やっぱり学童の児童たちは一緒になって夏休み、冬休み等にホールの中で遊んでいるのがとても、結局、大きな生徒ですから動きが激しくて、それがホールではやっぱり、狭いのかどうかなのですが、とても怖いということの訴え、先ほども述べましたが、それで退所したという児童も実際にいるのですね。

それから、学童と一緒に児童館がやるということの、正直言ってお互いの大変さといいますか、多分聞いているというふうに思うのですが、そういう状況もあるので、ぜひ、改修は当然しなければならぬというのは私も理解しておりますけれども、今からそういう空き利用を活用できるように取り組んでいただきたいということ、これはお願いになりますけれども、申し上げて質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第5号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君）（登壇） 議案第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、中御卒別に設置した標茶町農業研修センターについて、指定管理者による管理運営を行うために地方自治法の規定に基づき議会の承認をいただきたく、提案するものです。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧くださいと思います。

議案第5号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 標茶町農業研修センター

所在地 標茶町字オソツベツ982番地2

2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称 株式会社TACSしべちゃ

代表者 代表取締役 鈴木重充

所在地 標茶町開運9丁目6番地

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日

指定管理者となるものは、令和5年度と同じく株式会社TACSしべちゃでありまして、概要につきましては、別冊の議案説明資料1ページ記載のとおりであります。ご案内のとおり、当該施設は平成28年度から本年度までTACSしべちゃを指定管理者に指定し運営しておりましたが、この間の管理運営は施設の効率的運用と効果発揮につながっており、計画的な運営が図れるよう、前期同様5年間の指定管理をさせたいというものでございます。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第6号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日より施行されます。会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給につきましては、昨年12月の定例会において可決をいただいております。令和6年4月1日から支給することとしております。育児休業を取得する会計年度任用職員につきましても職員と同様の要件により勤勉手当が支給されることとなり、所要の改正及び規定の整備を行うものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。改正の内容につきましては、お手元に配付の議案説明資料の2ページの新旧対照表をご参照いただければと思います。

議案第6号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページをご覧ください。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項は勤勉手当の支給について定めており、これまでは会計年度任用職員を除くと定めておりましたが、これを撤廃し支給対象とする改正を行うものです。

条文にまいります。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

#### ◎議案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第7号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日、法律第36号として公布され、関係する水道法が改正され、権限を厚生労働大臣から国土交通大臣または環境大臣に移管され、令和6年4月1日から施行することとなりました。

関係する法文でいきますと、水道法第 16 条の 2 第 3 項の規定の省令名が厚生労働省令から国土交通省令に改正されたことにより、引用している当条例の文言もあわせて改正する必要が生じたため、ご提案するものでございます。

では以下、内容についてご説明いたします。

議案書 4 ページ、また議案説明資料 3 ページが新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧ください。

議案第 7 号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次のページへまいります。

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業給水条例(平成 10 年標茶町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附則

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 7 号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

失礼いたしました。訂正いたします。

附則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。大変失礼いたしました。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 7 号は原案可決されました。

◎議案第 8 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 5。議案第 8 号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第 8 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例案でありまして、令和 6 年 4 月 1 日から取り組む第 9 期介護保険事業計画の事業期間が令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間となることから、保険料率の適用期間及び保険料等の改正を提案するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書 6 ページ、議案説明資料 4 ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第 8 号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページへまいります。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例（平成 12 年標茶町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項は第 9 期介護保険事業の保険基準段階 66,800 円をもとに、介護保険法施行令に基づく内容の改正であります。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

第 7 条 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3 万 300 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 4 万 5,700 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 4 万 6,000 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 6 万 100 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 6 万 6,800 円
- (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 8 万 100 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 8 万 6,800 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 10 万 200 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 11 万 3,500 円
- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 12 万 6,900 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 14 万 200 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 15 万 3,700 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 16 万 300 円

第7条第2項から第4項までは国の保険料段階基準に基づく保険料について読みかえ規定を設けるものでございます。

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「2万100円」を「1万8,900円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「2万100円」を「1万8,900円」に、「3万3,500円」を「3万2,400円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「前項」を「第2項」に、「2万100円」を「1万8,900円」に、「4万6,900円」を「4万5,700円」に改める。

第9条第3項につきましては、保険料の基準段階を認定するために参照する条文の変更によるものです。

第9条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「又は第9号」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に、「第39条第1項第1号第1号から第9号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改めるものです。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。経過措置、第2項、改正後の標茶町介護保険条例第7条及び第9条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 今回の改定で、基準額が私の計算では月額で22円、本当にわずかな値下げになったけれども、今の時期、値上げよりはずっとましではないかという見方もあるかと思えますけれども、低所得者に厚い値下げの仕方をしているかのように見えるのですけれども。基金を使って値下げ、何て言うのですか、値下げでいいのでしょうかね。に対応しているのだと思うのですが、いくら基金を使って、それから今、基金はどのぐらいあったのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

まず基金の部分、今回どの程度の基金を活用したかという部分でございますが、今期の計画においては3年間で4,000万円を活用するような状況でございます。

もう一点、基金の現在の状況でございますが、お手元でございます予算の説明資料の基金の残高の部分、19ページにもございますが、介護給付費準備基金につきましては、令和5年度末の残高見込状況では2億2,705万9,000円の見込みとなっております。令和6

年度の部分で、若干の元金積み立て取り崩しございました、令和6年度末では2億 2,498万 8,000円となる見込みでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私の希望としては、多くの自治体で基金を取り崩して、今厳しい生活の中で介護保険料をできるだけ引き下げようという取り組みがなされているというふうに思います。2億 2,000万円ほどの基金があって、そのうち3年間で4,000万円取り崩したと。もっと取り崩せなかったのか、その辺の方針を伺っておきたいというふうに思います。なぜ4,000万円なのか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

なぜ4,000万円なのかというふうなお尋ねというふうに思いますが、以前から議会の中で保険料の部分、議論がございまして、値上げにならないような形をとらせていただきたいというふうにお話をさせていただいていたというふうに記憶をしております。それに基づきまして現状、試算をした結果、どの程度の基金を投入することによって現状を維持できるのか。そういう部分を考慮いたしまして、おおむね第8期と同程度の保険料になるということで、4,000万円の投入というふうにさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第9号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明

いたします。

本案は、令和6年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が公布されたことに伴い、市町村の条例で定めることとされる基準について、全ての介護サービスにおける重要事項の書面掲示の規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、居宅介護支援の公正中立性の確保のための取り組みの見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける基準の整備、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、介護現場の生産性の向上について省令に基づく改正が必要になったため、所要の改正を行うものであります。

改正の1つ目として、重要事項の書面掲示の規制の見直しであります。

内容といたしましては、全ての介護サービス事業者に対し、事業所の運営規程の概要等の重要事項について事業所内での書面掲示を求めているものを、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものです。この規定については、附則により令和7年3月31日までの経過措置が設けられております。

次に、2つ目として、管理者の兼務範囲の明確化です。

これは、全ての介護サービス事業者に対し、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものとなっています。

3つ目として、身体的拘束等の適正化の推進であります。

1点目といたしまして、多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付けるものであります。2点目といたしまして、訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援について、利用者または他の利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものです。この規定については、附則により令和7年3月31日までの経過措置が設けられております。

4つ目として、居宅介護支援の公正中立性の確保のための取り組みの見直しについてであります。

居宅介護支援事業者の負担軽減を図るため、前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合、同一事業者によって提供されたものの割合に関して、利用者に説明し、理解を得る義務を努力義務へ改正するものであります。

5つ目として、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングであります。

人材の有効活用及び居宅介護サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、月1回、利用者宅を訪問して実施するモニタリングを、一定の要件を満たした上であれば、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものです。その場合、少なくとも二月に1回、介護予防支援の場合は6月に1回、利用者の居宅を訪問することを定めるものです。テレビ電話装置等を活用できる要件といたしましては、1点目として、利用者の同意を得ていること。2点目として、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ること。合意を得る内容といたしましては、利用者の心体の状態が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること、介護支援専門員がテレビ電話装置等では把握できない情報について、介護サービス担当者から情報提供を受けることとなります。3点目として、モニタリングの結果を記録することとなります。

6つ目として、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直しについてであります。基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、改正するものです。

1点目といたしまして、原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数、44に満たない端数の場合を含みますが、ごとに1ずつ増やすこととするものです。2点目として、指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者との間において、居宅サービス計画にかかわるデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要なケアマネジャーの数は1とし、49の倍数、49に満たない端数の場合も含みますが、ごとに1ずつ増やすこととするものです。

7つ目として、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける基準の整備についてであります。指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置や基準について、所要の整備を行うものです。

1点目といたしまして、事業所ごとに1以上の介護支援専門員を置かなければならないこと。常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。2点目として、管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければなりません。3点目として、市町村に対する介護予防サービス計画の実施状況等の情報提供等を行うことを定めるものです。

8つ目として、協力医療機関との連携体制の構築についてであります。高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある

連携体制を構築するための規定の整備です。

1点目といたしまして、協力医療機関を定めるに当たっては、入所者の病状の急変等が生じた場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。2点目として、診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。3点目として、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと。4点目として、入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能になった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努めることを定めるものです。

9つ目として、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携についてであります。

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下、第二種協定指定医療機関といいます。）との間で、新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするものです。

また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるものであります。

10番目として最後に、介護現場の生産性の向上についてであります。

生産性向上に先進的に取り組む特定施設において、人員配置基準の特例的な柔軟化を行うものです。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取り組みに当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取り組みにより、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていること。その場合、当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算で、要介護者である利用者の数が3、要支援者の場合は10、またはその端数を増すごとに0.9以上であることと定めるものです。

議案第9号の説明に移ります。

議案書9ページ、議案説明資料7ページをお開きください。

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

本案につきましては、同様の改正内容で改正箇所が多岐に渡るため、議案説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

議案説明資料7ページ、議案第9号説明資料①をご覧ください。

新旧対照表であります。右側が改正前、左側が改正後となっております、改正後の内容についてご説明させていただきます。

なお、第2条、標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、第3条、標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第4条、標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、改正趣旨が同じであることから、共通する改正内容につきましては、第1条で説明させていただき、第2条以降の条文の説明の際には、詳細な説明を省かせていただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

初めに第1条、標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正でございます。

議案説明資料7ページになります。

第3条から第47条までは、定期巡回・随時対応型訪問型介護に関する改正となります。

第3条第3項については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に公布されたことに伴い、介護保険法について、看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容を明確化する改正が行われ、介護保険法第8条第23項第1号に規定するサービスを「看護小規模多機能型居宅介護」という旨を定める改正となります。

第6条第5項第5号については、準用条項の整理となります。

8ページへまいります。

第11号については、社会福祉法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月4日に公布されたことに伴い、介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、社会福祉を目的とする事業から削除されたことにより、「介護療養型医療施設」の規定を削除するものです。

第6条第6項については、訪問介護員等の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

第7条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

第9条第2項第2号については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）が令和5年12月26日に公布、施行されたことに伴い、国のアナログ規制の見直しの一環として「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」といった特定の媒体名を削り、抽象的な「電磁的記録媒体」に置き換える改正でございます。

9ページへまいります。

第24条については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定を追加するものでござ

います。

第 34 条については、「書面掲示」の規制の見直しに関する改正となります。

10 ページへまいります。

第 42 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し、参照条項の整理、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加であります。

第 47 条から第 58 条までは、「夜間対応型訪問介護」に関する改正となります。

第 47 条第 4 項第 11 号については、「介護療養型医療施設」の規定を削除するものです。

11 ページへまいります。

第 48 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

第 51 条については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

12 ページへまいります。

第 58 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加です。

第 62 条から第 66 条までは、「共用型指定認知症対応型通所介護」に関する改正となります。

第 62 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

13 ページへまいります。

第 65 条第 2 項については、「介護療養型医療施設」の規定の削除に伴う規定の追加です。

第 66 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

14 ページへまいります。

第 70 条から第 79 条までは、「認知症対応型通所介護」に関する改正となります。

第 70 条については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加です。

第 71 条については、準用条項の整理となります。

15 ページへまいります。

第 79 条については、文言の整理に関する見直し、参照条項の整理、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

第 80 条については、記録の公表に関する規定について参照条文を追加するものです。

16 ページへまいります。

第 82 条から第 107 条までは、「小規模多機能型居宅介護」に関する改正となります。

第 82 条については、「介護療養型医療施設」の規定を削除するものであります。

17 ページへまいります。

第 83 条第 1 項については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

第 3 項については、参照条項の整理となります。

18 ページへまいります。

第 92 条については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

第 106 条の 2 については、介護現場の生産性の向上に関する規定の追加です。

19 ページへまいります。

第 107 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し、第 111 条から第 128 条までは「認知症対応型共同生活介護施設」に関する改正となります。

19 ページから 20 ページにかけてですが、第 111 条第 1 項及び、20 ページの第 121 条につきましては、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

20 ページへまいります。

第 125 条については、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に関する規定の追加であります。

21 ページへまいります。

第 127 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し。

22 ページへまいります。

第 128 条については、準用条項の追加となります。

第 130 条から第 149 条までは、「地域密着型特定施設入居者生活介護」に関する改正となります。

第 130 条第 7 項第 2 号については、「介護療養型医療施設」の規定を削除するものです。

23 ページへまいります。

第 11 項については、介護現場の生産性の向上に関する規定の追加であります。

第 131 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

24 ページへまいります。

第 147 条については、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に関する規定の追加であります。

25 ページへまいります。

第 148 条第 2 項の規定については、文言の整理に関する見直し、第 149 条については、準用条項の整理となります。

26 ページへまいります。

第 151 条から第 177 条までは、「地域密着型介護老人福祉施設」に関する改正となります。

第 151 条第 8 項第 3 号については、「介護療養型医療施設」の規定を削除するものです。

第 152 条第 1 項第 7 号については、第 82 条の改正により医療法の引用が削られることから、法律番号の表示を本号に追加するものです。

27 ページへまいります。

第 165 条の 2 については、協力医療機関との連携体制の構築に関する改正です。

第 166 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

第 167 条については、文言の整理に関する見直しとなります。

28 ページへまいります。

第 172 条については、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を

行う医療機関との連携に関する規定の追加であります。

29 ページへまいります。

第 176 条については、文言の整理に関する見直し、第 177 条については、準用条項の整理となります。

30 ページへまいります。

第 187 条から第 189 条までは、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に関する改正となります。

第 187 条については、ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務を追加するものです。

第 189 条については、準用条項の追加です。

31 ページへまいります。

第 190 条から第 202 条までは、「看護小規模多機能型居宅介護」に関する改正となります。

第 190 条については、看護小規模多機能型居宅介護の規定が整備されたことによる改正となります。

32 ページへまいります。

第 191 条第 7 項については、「介護療養型医療施設」の規定を削除するものです。

第 192 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

33 ページへまいります。

第 197 条第 1 号については、看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容の明確化による改正です。

第 7 号については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加でございます。

34 ページへまいります。

第 201 条第 2 項については、文言の整理に関する見直しです。

第 202 条につきましては、準用条項の追加となります。

35 ページへまいります。

第 205 条から第 221 条の 3 までは、「地域密着型通所介護」に関する改正となります。

第 205 条につきましては、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

第 210 条については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加です。

36 ページへまいります。

第 220 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

37 ページへまいります。

第 221 条の 3 については、準用条項の整理となります。

第 225 条から第 238 条までは、「療養通所介護」に関する改正となります。

第 225 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

38 ページへまいります。

第 228 条については、法制執務上の参照条項の整理となっております。

第 231 条については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

39 ページへまいります。

第 238 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

40 ページへまいります。

第 240 条については、第 9 条の改正により「電磁的記録」の定義を規定したため、本条での定義を不要として改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日については、令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

第 2 項では、重要事項の掲示に係る経過措置、第 3 項では、身体拘束の適正化にかかわる経過措置について、この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における、読みかえ規定を定めております。第 4 項では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するための委員会の設置にかかわる経過措置について、この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における、読みかえ規定を定めております。

次に、第 2 条標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。

議案説明資料 42 ページ、議案第 9 号資料②をご覧ください。

改正後の内容について説明をさせていただきます。

第 6 条は、「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護」にかかわる改正になります。

第 6 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正です。

第 9 条から第 10 条までは、「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」にかかわる改正となります。

第 9 条第 2 項については、「介護療養型医療施設」の規定の削除に伴う規定の追加となります。

43 ページへまいります。

第 10 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

第 11 条から第 42 条までは、「介護予防認知症対応型通所介護」にかかわる改正となります。

第 11 条については、国のアナログ規制の見直しの一環として「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」といった特定の媒体名を削り、抽象的な「電磁的記録媒体」に置き換える改正となります。

44 ページにまいります。

第 32 条については、「書面掲示」の規制の見直しに関する改正となります。

第 40 条については、文言の整理に関する見直し、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加、引用条文の追加となります。

45 ページへまいります。

第 42 条につきましては、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

46 ページへまいります。

第 44 条から第 64 条までは、「介護予防小規模多機能型居宅介護」にかかわる改正となります。

第 44 条第 6 項については、「介護療養型医療施設」の規定を削除するものとなります。

47 ページへまいります。

第 45 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正となります。

48 ページへまいります。

第 53 条については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

第 63 条の 2 については、介護現場の生産性の向上に関する規定の追加となります。

49 ページへまいります。

第 64 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し、第 72 条から第 85 条までは、「介護予防認知症対応型共同生活介護」にかかわる改正となります。

第 72 条及び第 79 条については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正です。

50 ページへまいります。

第 83 条については、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に関する規定の追加となります。

51 ページへまいります。

第 85 条第 2 項については、文言の整理に関する見直しとなります。

52 ページへまいります。

第 86 条については、準用条項の追加となります。

第 91 条につきましては、第 11 条の改正により「電磁的記録」の定義を規定したため、本条の定義を不要として改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日については、令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

第 2 項では、重要事項の掲示にかかわる経過措置、第 3 項では、身体拘束の適正化にかかわる経過措置について、この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における、読みかえ規定を定めております。第 4 項では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するための委員会の設置にかかわる経過措置について、この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における、読みかえ規定を定めております。

次に、第 3 条標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

議案説明資料 54 ページ、議案第 9 号資料③をご覧ください。

改正後の内容について説明させていただきます。

第 3 条第 4 項については、本則中、引用条項を省略した地域包括支援センターの名称の引用を行うため、定義を追加するものです。

第 4 条第 2 項については、ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数の見直しに関する改正であります。

55 ページへまいります。

第 5 条第 3 項第 2 号については、管理者の兼務範囲の明確化に関する改正です。

第 6 条第 2 項から第 4 項までについては、居宅介護支援の公正中立性の確保のための取り組みの見直しに関する改正となります。

57 ページへまいります。

第 6 条第 5 項第 2 号から第 6 条第 9 項までについては、国のアナログ規制の見直しの一環として「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」といった特定の媒体名を削り、抽象的な「電磁的記録媒体」に置き換える改正となっております。

58 ページへまいります。

第 15 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

第 15 条第 15 号については、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングに関する改正となります。

59 ページへまいります。

第 15 条第 29 号については、介護予防支援の円滑な実施に関する改正となります。

第 24 条については、「書面掲示」規制見直しに関する改正となります。

60 ページへまいります。

第 31 条第 2 項については、文言の整理に関する見直し、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

第 33 条については、第 6 条第 5 項第 5 号の改正により「電磁的記録」の定義を規定したことから、本条での定義を不要として改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日については、令和 6 年 4 月 1 日とするものであります。

第 2 項では、重要事項の掲示にかかわる経過措置について、この条例施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における、読みかえ規定を定めております。

次に、第 4 条、標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。

議案説明資料 62 ページ、議案第 9 号資料④をご覧ください。

改正後の内容について説明をさせていただきます。

第5条及び第6条については、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員基準、管理者の兼務に関する改正となります。

63 ページへまいります。

第7条については、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の定義に関する改正となります。

64 ページへまいります。

第7条第4項第2号については、国のアナログ規制の見直しの一環として「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」といった特定の媒体名を削り、抽象的な「電磁的記録媒体」に置き換える改正となります。

第13条については、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の利用料等の受領に関する規定の追加となります。

第14条及び第15条については、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たっての文言及び引用条文の整備に関する改正となります。

65 ページへまいります。

第24条については、「書面掲示」の規制の見直しに関する改正となります。

66 ページへまいります。

第31条第2項については、文言の整理に関する見直し、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

第33条第2号の2及び第2号の3については、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加となります。

第33条第15号については、指定介護予防サービス事業者等との連携によるモニタリングに関する改正となります。

68 ページへまいります。

第33条第27号については、介護予防支援の円滑な実施に関する規定の追加となります。

第36条については、第7条第4項第2号の改正により「電磁的記録」の定義を規定したため、本条での定義を不要として改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日については、令和6年4月1日とするものであります。

第2項では、重要事項の掲示にかかわる経過措置について、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における、読みかえ規定を定めております。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 難しい言葉がたくさん出てきて、聞きなれない言葉もたくさん出てきて、よくわからなかったのですけれども。標茶町の指定地域密着型サービス事業というのは、僕が押さえた範囲では9種類か10種類ぐらいしかなかったような気がするのですけれども、今日説明された中で、標茶でサービスが提供されていないものもたくさんありますよね。それが多いのではないですか。その辺、ちょっと説明してください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

ただいまご指摘のありました町内でサービスを実施している事業所が少ないのではないかとこの部分については、まさにそのとおりでというふうに思っております。ただ、こちらの規定につきましては、新たな事業者が参入された際に基準となるものが必要となるものですから、規定をさせていただいているような状況となっております。

町内でこちらの部分に該当する事業者さんで言いますと、指定居宅介護支援事業所さんとか、グループホームの部分に該当するものというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今聞いたご説明の中で、ほとんど標茶にないサービスの説明だなというふうに感じて聞いていました。でも法律ですから、それにかかわっての条例改正ですから仕方がないのかなと思うのですが、町のほうでこのサービスは本当に、僕、夜間の対応というのは聞いたことがあるのですよ、夜間、対応しているという。このサービスは標茶に早くできてほしいなというようなものがありますか。いや、特になければいいです。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

基本的には全てのサービスがあれば、利用者さんにとっては望ましい状況かなというふうには考えております。ただ、現実的に全てのサービスを提供する事業者さんが参入してくるということは、なかなか現実的には困難な状況かなというふうには考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 最後ですが、割と小回りのきく小規模多機能型介護サービス、これについては全然まだ考えていないとか、民間が出てくるのを待っているという感じですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま議員ご指摘いただいたとおりというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。議案第10号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君)(登壇) 議案第10号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でありまして、令和5年12月26日に母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第86号)が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われ、新たな情報通信技術の導入・活用について円滑に対応できるよう見直し、また、書面掲示等を義務付けている条項について、当該掲示に加え、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならないこととする見直しがされたため、本条例の改正を行うものでございます。また、あわせて法制執務上の観点から文言の整理を行わせていただくものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書43ページ、議案説明資料70ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第10号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第20条までは、法制執務上の観点から文言の整理を行うものでございます。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

23条につきましては、施設の重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならないとするものの改正となります。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第1項から第52条までは、法制執務上の観点から文言の整理を行うものでございます。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している同項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた同項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「同号又は同項第2号」を「同号又は同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「同項第2号」を「法第19条第2号」に、「利用している同項第1号」を「利用している

同条第1号」に、「定められた同項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中「利用」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「第27条」を「第28条」に、「同省令第27条」を「同令第31条」に、「同号」を「第42条第3項第1号」に、「同条」を「同令第33条」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「前節」を「この節」に、「第50条」を「前条」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「この章」を「この節」に、「同号又は同項第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「「同号」とあるのは「法第19条第3号」」に、「同条第5項中「前各項」を「同条第5項中「前4項」」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第2項は、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を技術的中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」とするものでございます。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 45 ページ、ここに厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めると、こういう1項があるのですよね。説明書の中でも73 ページで。この厚生労働大臣の権限から内閣総理大臣へ移すということの意味合いというのは、どういうことなのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

こちらの改正につきましては、こども家庭庁が発足になりまして、内閣府の所管となりましたことから、従前の厚生労働大臣から内閣総理大臣というふうに規定を改めさせていただいているところがございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 条例制定のときにも伺ったのかなというふうに、同僚議員が聞いたかと思いますが、この特定教育というのをもう一度、保育施設というのは理解しますけれども、特定教育というのはどのようなことを指すのか伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

特定教育、保育施設の定義につきましては、子ども・子育て支援法第27条に規定されております町が施設型給付費を支給する保育所、幼稚園、認定こども園等というような形になっております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 私の聞き方も悪かったかなと思うのですが、施設のことですよね、つまりは。本町で言えば、これから認定こども園になる施設が該当するという理解でいいのですか。違うの。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

町が施設型給付費を支給する施設ということでございますので、町内には対象施設はございません。施設型給付費を支給する町立以外の認定こども園、保育園、幼稚園等があれば、こちらの部分の対象になるということでございますので、大変説明が悪くて申しわけございません。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 10 号は原案可決されました。

#### ◎議案第 11 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 8。議案第 11 号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第 11 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でありまして、令和 5 年 12 月 22 日に「こども未来戦略」が閣議決定され、これに基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることとなり、この中で、満 4 歳児以上の職員配置基準が見直されるとともに、これを踏まえて満 3 歳児の職員配置基準についてもあわせて見直しを行うこととされたことから、本条例の改正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書 48 ページ、議案説明資料 82 ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第 11 号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年標茶町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「最低基準」という。)」を削る。

第3条の見出し及び同条第2項並びに第4条(見出しを含む。)中「最低基準」を「設備運営基準」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人につき1人」を「15人につき1人」に改め、同項第4号中「30人につき1人」を「25人につき1人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人につき1人」を「15人につき1人」に改め、同項第4号中「30人につき1人」を「25人につき1人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人につき1人」を「15人につき1人」に改め、同項第4号中「30人につき1人」を「25人につき1人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人につき1人」を「15人につき1人」に改め、同項第4号中「30人につき1人」を「25人につき1人」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。議案第12号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君)(登壇) 議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説

明いたします。

本案は、標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でありまして、令和4年11月30日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）及び令和4年12月28日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）が公布されたことに伴い、放課後児童健全育成事業関係においては、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の策定に関する規定が必要となり、また、衛生管理につきましても、具体的な規定が必要となったことから、本条例の改正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書51ページ、議案説明資料85ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第12号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

◎議案第13号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第13号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、本条例の根拠法である行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴うものです。番号利用法の改正の1つに、マイナンバーの利用及び情報連携にかかわる規定の見直しがあり、より速やかなマイナンバーの利用及び情報連携ができるようになりますとされております。本条例は番号利用法の当該規定の一部を引用していることから、法改正にあわせて本条例の改正を行うものです。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書54ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、お手元に配付の議案説明資料の87ページから新旧対照表をご参照いただければと思います。

議案第13号 標茶町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページをご覧ください。

標茶町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

標茶町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年標茶町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の改正は、参照する番号法との条項ずれを改正するためのものです。

条文にまいります。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第2条の改正は、番号法の改正により番号法の別表第2が削除されており、これに伴い情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行う事務のことを特定個人番号利用事務、そこで取り扱う個人情報を利用特定個人情報という用語で表記されるよう改正となったことにより、それにあわせ追加するものでございます。

条文にまいります。

第2条に次の2号を加える。

(5) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

第4条の改正は、先ほどもご説明申し上げましたが、番号法の改正により番号法の別表第2が削除されており、それに代わる用語の定義を第2条で定義づけしたので、法別表第2として規定していた条文を改正するものでございます。

条文にまいります。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

次ページにまいります。

第5条の改正は、参照する番号法との条項ずれを改正するものです。

条文にまいります。

第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附則としまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 13 号は原案可決されました。

◎議案第 28 号ないし議案第 29 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 11。議案第 28 号、議案第 29 号を一括議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 28 号、議案第 29 号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

まず最初に議案第 28 号であります。本案につきましては、令和 6 年 4 月 22 日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第 28 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方自治法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野 14 線西 2 番地 2、氏名は栗栖一已、生年月日は昭和 28 年 5 月 2 日であります。栗栖氏の経歴につきましては資料により省略させていただきますが、識見が高く、平成 27 年 4 月から固定資産評価審査委員会委員としての任務を果たされており、引き続き選任というものでございます。ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 29 号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和 6 年 4 月 22 日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第 29 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方自治法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜 11 丁目 4 番地、氏名は井上栄、生年月日は昭和 29 年 9 月 6 日であります。井上氏の経歴については資料により省略させていただきますが、識見が高く、令和 3 年 3 月から固定資産評価審査委員会委員としての任務を果たされており、引き続き選任をしたいというものでございます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

先ほど議会の同意を求める根拠条例につきましては、地方自治法と言いましたが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条の規定というのが正しい表現でありますので、あらためて訂正させていただきます。大変失礼しました。

以上で、議案第 28 号、議案第 29 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第 28 号のご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

次に、議案第 29 号のご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

議題 2 案の質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします

議題 2 案は、議案ごと起立により採決いたします。

初めに、議案第 28 号に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第 28 号は原案同意されました。

次に、議案第 29 号に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第 29 号は原案同意されました。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 3 時 28 分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      1 番                      深 見              迪

署名議員      2 番                      櫻 井      一 隆

署名議員      3 番                      本 多      耕 平

## 令和6年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和6年3月6日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第14号 令和5年度標茶町一般会計補正予算  
議案第15号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第16号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第17号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第18号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第19号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算  
議案第20号 令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算  
議案第30号 令和5年度標茶町一般会計補正予算
- 第 2 議案第21号 令和6年度標茶町一般会計予算  
議案第22号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第23号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第24号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 令和6年度標茶町病院事業会計予算  
議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計予算  
議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算

### ○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君  | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐藤 吉彦 君

副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	長野大介君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
庶務係主任	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員 12 名であります。

(午前 10 時 00 分開会)

◎議案第 14 号ないし議案第 30 号

○議長(菊地誠道君) 日程第 1。議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 30 号を一括議題といたします。

議題 8 案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 議案第 14 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 5 年度一般会計補正予算(第 12 号)であります。

年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行い、また現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ 4,444 万円を減額し、総額を 124 億 7,307 万 6,000 円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、農業用排水維持補修事業 200 万円、産地生産基盤パワーアップ事業 5,754 万 7,000 円、道営草地整備事業(標茶西部地区) 4,162 万 9,000 円、橋梁長寿命化 373 万 3,000 円などであります。

なお減額につきましては、事務事業の実績等に基づく精査によるものとなっておりますが、主なものは、中山間地域等直接支払交付金事業 3,245 万 9,000 円の減額、道営草地整備事業負担金(標茶北部地区) 394 万 2,000 円の減額、造林事業(新植) 438 万 6,000 円、造林事業(保育) 1,594 万 4,000 円の減額、社会資本整備総合交付金事業虹別 61 線 2,914 万 6,000 円の減額などであります。

他会計への繰り出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計へ 1,680 万 5,000 円を追加、介護保険事業特別会計へ 9,272 万 6,000 円を追加しております。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で 1,948 万 5,000 円の減額、川上郡衛生処理組合で 288 万円の減額でございます。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むとともに、地方交付税の増額により収支バランスを図ったところであります。

また、継続費 1 件、繰越明許費 4 件、地方債で 2 件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明をいたします。

補正予算書 1 ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第12号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,444万円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,307万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

19ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

6ページをお開きください。

「第2表 継続費補正」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。補正前の総額2億5,026万円。年割額ですが、4年度4,476万円、5年度2億550万円を、補正後の総額2億4,646万6,000円。年割額ですが、4年度4,476万円、5年度2億170万6,000円とするものです。

43ページお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。4年度から5年度分でございます。初めに補正前の年割額2億5,026万円、財源内訳ですが国道支出金1億7,518万2,000円、地方債は7,500万円、一般財源は7万8,000円、前年度末までの支出（見込）額4,476万円、当該年度支出予定額2億550万円、当該年度末までの支出予定額2億5,026万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、4年度17.9%、5年度82.1%、計100%とするものです。次に補正後の年割額2億4,646万6,000円、財源内訳ですが国道支出金1億7,252万6,000円、地方債7,390万円、一般財源4万円、前年度末までの支出見込額4,476万円、当該年度支出予定額2億170万6,000円、当該年度末までの支出予定額2億4,646万6,000円。継続費の総額に対する進捗率、4年度18.2%、5年度81.8%、

計で 100%とするものです。

7 ページお開きください。

「第 3 表 繰越明許費補正」でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名社会保障・税番号制度システム整備事業。補正前の金額は 821 万 8,000 円。補正後の金額を 1,145 万 1,000 円とするものです。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名道営草地整備事業（公共牧場整備型）負担金（標茶北部地区）。補正後の金額 527 万 5,000 円でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名道営草地整備事業（草地整備型）負担金（標茶西部地区）。補正後の金額 4,375 万円でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名産地生産基盤パワーアップ事業。補正後の金額ですが 5,754 万 7,000 円でございます。

次ページをお開きください。

「第 4 表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良、虹別 61 線道路改良、常盤 10 号線道路改良、磯分内弥栄線農道整備、補正前の限度額 5 億 3,420 万円に 1,370 万円を減額し、補正後の限度額 5 億 2,050 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては同じでございます。

次に、3 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額 9,000 万円に 350 万円を減額し、補正後の限度額 8,650 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては同じでございます。

合計では補正前の限度額 9 億 4,375 万 2,000 円に 1,720 万円を減額し、限度額 9 億 2,655 万 2,000 円とするものです。

44 ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高 136 億 1,235 万 8,000 円、前年度末現在高見込額 137 億 2,730 万 8,000 円、当該年度中起債見込額、補正前の額 9 億 4,375 万 2,000 円に補正額 1,720 万円を減額し、補正後の額 9 億 2,655 万 2,000 円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額 135 億 2,116 万 1,000 円に補正額 1,720 万円を減額し、補正後の額を 135 億 396 万 1,000 円とするものです。

以上で、議案第 14 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 30 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 5 年度一般会計補正予算（第 13 号）であります。

国によるデフレ完全脱却のための総合経済対策により、住民税均等割のみ課税世帯を対象に 1 世帯当たり 10 万円の給付及び住民税非課税または均等割のみ課税の世帯において扶養されている 18 歳以下の児童に対し、児童一人当たり 5 万円を支給することが決定さ

れたため、本事業に要する経費などとして、歳入歳出それぞれ 3,017 万 7,000 円を追加し、総額を 125 億 325 万 3,000 円としたいというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 5 年度標茶町一般会計補正予算（第 13 号）

令和 5 年度標茶町の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,017 万 7,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125 億 325 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第 30 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第 15 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）で、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、国民健康保険事業費納付金で、令和 5 年度に納める額が確定したため 70 万 2,000 円の減額、諸支出金の一般会計繰出金としましては、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチン費用分、被保険者証更新に係る郵送料の経費分、これらに関する交付金につきましては、国保会計に交付されるため、国保会計で受けた交付金を一般会計に繰り出すという予算措置として 122 万 4,000 円を増額しております。また、本項、本目につきましては、新たに設けることとしております。

歳入は保険税で、当初課税の収納状況から把握できました現計予算との差を調整するもので、1,867 万 8,000 円の減額、保険給付費等交付金の特別交付金、道の補助金になりますが、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチンの費用分、被保険者証更新に係る郵送料の経費分に対するもので 61 万 2,000 円の追加、歳出不足への補填として一般会計から繰入金 1,680 万 5,000 円追加、令和 4 年度からの繰越金 178 万 3,000 円を追加し、収支の均衡を図るものです。

なお、本案につきましては、2 月 15 日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 5,615 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページ及び 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 15 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 18 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 5 年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）で、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳入で後期高齢者医療保険料の増加が見込まれることから、歳出においても歳入増加分と同額を後期高齢者医療広域連合納付金として追加し、収支の均衡を図るものでございます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 5 年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 338 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,309 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 18 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第 16 号、令和 5 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、事業費の執行精査による補正で、歳出につきましては、公共下水道事業費の委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金の減額補正、公債費の元金に係る償還金利子及び割引料及び利子に係る償還金利子及び割引料の減額補正、それに伴い、歳入では、国庫支出金、繰入金及び町債の減額補正です。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 5 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,412 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,187 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」ですが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の合計額 3,510 万円から 360 万円を減額し、補正後の合計額を 3,150 万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10 ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書」です。

変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額 3,510 万円を 360 万円減額し、補正後の額 3,150 万円。同じく当該年度末現在高見込額、補正前の額 12 億 9,574 万

6,000 円を 360 万円減額し、補正後の額は 12 億 9,214 万 6,000 円です。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

引き続き、議案第 19 号、令和 5 年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算の説明をいたします。

議案第 19 号、令和 5 年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、事業費精査による補正で、歳出につきましては、委託料、工事請負費及び補償・補填及び賠償金の減額、それに伴い歳入では、受託工事に係る負担金、道補助金及び町債の減額となったものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 5 年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,485 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,614 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正

起債の目的、1 簡易水道事業、補正前の限度額 6,850 万円から 220 万円を減額し、補正後の限度額を 6,630 万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10 ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額 6,850 万円から 220 万円

を減額し、補正後の額を 6,630 万円とし、同じく当該年度末現在高見込額は、補正前の額 3 億 4,015 万 1,000 円から 220 万円を減額し、補正後の額を 3 億 3,795 万 1,000 円とするものです。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

引き続き、議案第 20 号、令和 5 年度標茶町上水道事業会計補正予算の説明をいたします。

議案第 20 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 5 年度標茶町上水道事業会計補正予算（第 2 号）で、執行精査に伴う燃料費、修繕費、負担金、固定資産除却費、消費税及び地方消費税の精査及び建設改良費の減額補正、これに伴う企業債の減額補正及びキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。

別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 5 年度標茶町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第 1 款水道事業費用、補正予定額 26 万 6,000 円の追加で、8,750 万 6,000 円。第 2 項営業外費用、補正予定額 26 万 6,000 円の追加で、736 万円。

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「3,866 万 4,000 円は減債積立金 986 万 8,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 252 万 7,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,626 万 9,000 円」を「3,603 万 8,000 円は減債積立金 986 万 8,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 226 万 1,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,390 万 9,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第 1 款資本的収入、補正予定額 30 万円の減額で 1,210 万円。第 1 項企業債、補正予定額 30 万円の減額で 1,210 万円。

支出、第 1 款資本的支出、補正予定額 292 万 6,000 円の減額で 4,813 万 8,000 円。第 2 項建設改良費、補正予定額 292 万 6,000 円の減額で 2,487 万 1,000 円。

2 ページをお開きください。

（企業債）

第 4 条 予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額 1,240 万円から 30 万円減額し、補正後

の限度額を1,210万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)当年度純利益から(14)利息の支払額までの合計で、補正前と比較して71万3,000円増加し3,019万6,000円です。

次に、2投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して266万円増加し、マイナス2,261万円です。

3財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)から(3)までの合計は、補正前と比較し30万円減額し、マイナス1,116万7,000円です。

以上のことから、4資金増加額は補正前と比較し、307万3,000円増加し、マイナス358万1,000円となります。

5資金期首残高は、補正前と同じ2億2,271万1,000円です。

したがって、6資金期末残高は補正前と比較し、307万3,000円増加し、2億1,913万円となります。

次の5ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業予定貸借対照表の補正後です。

#### 資産の部

1固定資産、(1)有形固定資産から(2)無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して310万7,000円減の5億7,910万1,000円です。

2流動資産については、(1)の現金預金から(3)貸倒引当金までの合計で、補正前と比較して307万3,000円増の2億2,367万1,000円です。

資産合計は、補正前と比較して3万4,000円減の8億277万2,000円です。

次の6ページをお開きください。

#### 負債の部

3固定負債、(1)企業債から(3)修繕引当金の合計で、補正前と比較して30万円減の2億6,356万7,000円。

4流動負債、(1)一時借入金から(7)その他流動負債までの合計で、補正前と比較して26万6,000円増の2,646万8,000円。

5繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と同じ1億2,699万6,000円。

負債合計は、補正前と比較して3万4,000円減の4億1,703万1,000円となります。

次に資本の部。

6 資本金は、補正前と同じ3億7,374万1,000円。

7 剰余金、(1) 利益剰余金と剰余金合計で、補正前と同じ1,200万円。

資本合計は、補正前と同じ3億8,574万1,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して3万4,000円減の8億277万2,000円となります。

3 ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え予算内容を精査した結果、保険事業勘定につきましては、サービス給付費の給付実績見込み、その他歳入歳出の精査により、歳入歳出それぞれ4,228万1,000円減額し、総額を8億7,957万9,000円とするものであります。

サービス事業勘定につきましては、サービス費収入の実績見通し、歳出では予算の精査により、歳入歳出それぞれ4,735万8,000円を減額し、総額を6億660万8,000円とするものであります。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算1ページをご覧ください。

令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,228万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,957万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,735万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億660万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

12 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページから 5 ページまでの「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 17 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 0 時 58 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議題 8 案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第 14 号から議案第 19 号までと議案第 30 号の歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第 14 号の歳出は款ごとに行います。

初めに議案第 14 号、一般会計補正予算。

第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1 款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、2 款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、3 款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、4 款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8 番（長尾式宮君） 25 ページの 12 節業務委託料 2,177 万円と金額が大きいですので、内訳をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

2,177 万円のうち 1,377 万円につきましては、コロナワクチン予防接種にかかわる委託料でございます。内訳といたしましては、コロナワクチン接種にかかわる部分 819 万円、

それからコールセンター、ウェブ予約の部分で336万2,000円、タクシー送迎の部分で51万8,000円、町立病院の接種体制確保の部分で170万円、合わせて1,377万円がコロナワクチン接種にかかわる部分の減額でございます。残りの800万円につきましては、インフルエンザと通常の予防接種の委託料の執行残というふうになってございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 6款の別表の46ページの産地生産基盤パワーアップ事業の、この事業内容をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

こちらの事業なのですが、収益性強化に取り組む産地に対する国の支援事業となりまして、町内大根生産者2戸が当該事業を活用し、大根の播種機、ハーベスター、大根仕分け機、自動梱包機等の機器を導入する予定となっております。こちらにつきましては採択が年度末になりまして、繰り越して、実際事業を行うのは令和6年度となります。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） どうしても気になるのですけれども、12ページ、育成牧場施設使用料5,271万円と、金額がちょっと大きいのですけれども、これは要因はどのような要因だったか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 大変申しわけないです。

頭数維持そして経費削減に努力してまいりましたけれども、なかなか思いがかなわず力が及ばなかったと私も反省しておりますが、要因としては頭数の減なのですけれども、この令和5年予算を編成する時期、令和4年の11月ごろなのですが、そのころの頭数ベースに2,150頭をめどに予算編成を組ませていただきました。12月の定例会でも説明させていただいた頭数の変化なのですけれども、令和4年、令和5年度と同じような動きなのですが、11月、12月で非常に大きな頭数の減がありました。退牧については通常の妊娠牛が退牧していくという形なのですけれども、それに見合った入牧がなかなかないという、そういう状況が2年間連続して、大体11月と12月で100頭を超えるくらいの減少がそれぞれありまして、今年の1月、2月には一時1,100頭を切るというような現象にまでなっております。最近、少し頭数が戻ってきて、今1,913頭なのですけれども、ほかの過去に利用された方が、何年かぶりにまた牧場を使いたいということによっていたり、少し頭数が戻る予兆もあるのですが、そういうような形で頭数が減となっております。

あと哺育のほうで、やっぱりサルモネラが信頼を落としていたのではないかとということで、今年もサルモネラ、5月に規制解除を受けてから順調に受け入れていましたけれども、11月に1度、1か月ぐらい受け入れを止めさせていただきました。今度、2月にもう一度、発症牛が出てしまいまして、これは1つの牛舎を対策エリアとして、利用者の方からも要望がありましたが、できるだけ入牧を止めないように対応してくれという

ことを受けて、受け入れを止めないで対策をしました。一応、今日、検査結果が出まして、それで解除、2回目の全頭陰性確認が終わって、今後とも退牧牛もそうですけれども、いろいろな信頼を失わないように努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 14ページ、中山間地域等直接支払交付金のマイナス2,400万何かがしというのがあるのですが、この執行残の内訳をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

こちら中山間の交付金の主な減額の理由につきましては、所得超過者の確定と対象農地確定に伴う減額でございます。予算要求時は当初25名ほど、所得超過があるというふうに予想していたのですが、実質、所得超過をした方が55名となっております。所得超過の部分につきましては、少し多めに、情勢のことも考慮して25名ほどと予測していたのですが、結果的に55名となっております。また草地からデントコーンへの作付転換が200ヘクタールほどありまして、その要因がこの金額2,434万4,000円の大きな減額となった主な理由になります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第14号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第 15 号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第 16 号、下水道事業特別会計補正予算、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第 2 条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第 16 号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第 17 号、介護保険事業特別会計補正予算。

第 1 条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 12 ページですが、介護認定審査会費が 30%以上も減額、減額というか落としているわけですが、これは審査委員会そのものが少なかったのか、欠席者が多かったのか、どういう理由ですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

介護認定審査委員報酬の部分でございますが、開催回数は通常どおり開催を行っております。出席委員の部分で欠席された方の部分を減額をさせていただいているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） これ欠席の割合というか、職種というか、どのぐらいなのか。特に審査に当たって欠席が出て影響がなかったものなのかどうか、その辺。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えを申し上げたいというふうに思います。

欠席の部分につきましては、この認定審査会、過半数以上の出席で成立するというふうになっておりまして、欠席されたことによって審査会が流会になったというようなことはございませんので、審査自体には影響はなかったというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） サービス事業勘定の中で、全体が6億5,000万円に対して、途中で1億円入れましたよね。1億ちょっと。これはどの時点で判断したのか、補正で1億円入れたけども4,700万円ぐらい減額されているのだけど、この辺のことを説明していただけますか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えいたします。

まず歳入のほうで、今回サービス利用料とか介護給付費等々を減額補正させていただいております。

まず16ページの施設介護サービス費収入、ここで1億557万6,000円減額補正しておりますけれども、当初では正規の入所定員の100名分で予算措置しております。当初から一応100名は目指すという意味合いも込めまして、100名分で予算をみておりますけれども、今年度についても介護員の退職の補充が思うように進まないということで、年度当初から実際の入園者数は60台前後で推移しておりましたので、その分、入所人員が少なくなっておりますから、国からの介護給付費それと利用者さんからのサービス利用料等々が、短期入所の部分も含めてですけれども、減額になっているというところが大きいところで、それに伴って歳出のほうも、当初はその分の人数を見込んでいますけれども、歳出のほうも人数が少ないというところで、歳出のほうも減額させていただいて、その差額分を、差額分と言いますか、足りない分を一般会計のほうから1億円繰り入れている、そんなような仕組みというか状況でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第17号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第18号、後期高齢者医療特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第18号、後期高齢者医療特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第19号、簡易水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第19号、簡易水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第20号、上水道事業会計補正予算。

第1条、総則から第4条、企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第20号、上水道事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第30号、一般会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第30号、一般会計補正予算を終わります。

以上で、議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題8案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第14号から議案第20号までと議案第30号の8案一括して採決をいたします。

議題8案は、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第30号は、原案可決されました。

#### ◎議案第21号ないし議案第27号

○議長(菊地誠道君) 日程第2。議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時30分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） それでは、議案第 21 号から第 27 号までの令和 6 年度各会計予算について、前段、その概要についてご説明申し上げます。

令和 6 年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「令和 6 年度地方財政計画」では、地方交付税は 1.7%の増額、臨時財政対策債は 54.3%の減額となりましたが、地方財政は引き続き厳しい状況下にあります。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、328 本の事業評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第 5 期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、予算説明資料の説明に入る前に、令和 6 年度予算にかかわる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。固定資産税などの増額により、対前年比 0.9%、951 万 7,000 円の増額を見込み、全体で 11 億 948 万 9,000 円と見込んだところであります。

地方交付税につきましては、令和 6 年度地方財政計画において増額方向が示されておりますが、総額では対前年比 1,690 万円、率にして 0.4%増の 45 億 8,538 万 9,000 円を見込み、そのうち、普通交付分では対前年比 1,690 万円増の 42 億 7,938 万 9,000 円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成 11 年度と比較して 13 億 3,440 万 6,000 円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、且つ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置しながらも、事業予算、経常経費全般について、これまで同様、効果・緊急性の観点で精査し削減に努力するとともに、可能な限り事業量の圧縮や複数年化による平準化を図り、財政の健全性に留意する一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を優先的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な捕捉に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金 6 億 6,000 万円、備荒資金 4 億円を支消し収支を調えたところであります。

実質収支不足は基金等への積み立て分 5,900 万 3,000 円を除きますと 10 億 99 万 7,000 円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、追って確定次第、補正措置をとらせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、113億9,200万円といたしました。前年度当初比では2,400万円の減、率で0.2%の減でありまして、令和5年度12月末予算と比較しますと10億9,000万3,000円の減で、率で8.7%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立分を除き3億1,006万2,000円、率では15.3%の減であり、その内容は需用費や積立金の減などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで1,129万6,000円の減となっております。主なものは国保会計1,575万8,000円の増、介護会計1,199万3,000円の減、下水道事業会計412万9,000円の減、水道事業会計1,366万1,000円の増、衛生組合915万円の減、北部消防1,717万円の減などとなっております。

ソフト事業では、8,276万7,000円増の20億3,781万4,000円ですが、新規では、地域交通弱者対策事業362万3,000円、保育園給食の栄養管理・食育事業34万4,000円、やすらぎ園人材確保対策・定着推進事業19万1,000円などがございます。

普通建設事業費等の新規では、保育園施設整備事業970万円、みどり認定こども園防音事業3,868万5,000円などとなっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比3,701万8,000円増の11億9,250万円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが2,169人でありまして、医療費の見込みは総額7億5,661万円であります。70歳未満の被保険者一人当たりの医療費につきましては35万円、未就学児の一人当たりの医療費につきましては35万円、70歳以上一般被保険者一人当たりの医療費につきましては65万円、70歳以上現役並み所得の被保険者一人当たりの医療費につきましては80万円と推計し、保険者負担額では6億6,000万5,000円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては4億315万8,000円が道より示されております。

これらを基に算定いたしました本年度の保険税につきましては2億6,604万3,000円を見込ませていただき、一般会計から1億4,037万4,000円の繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で8億5,868万1,000円、サービス事業勘定で6億3,139万5,000円、総体予算額14億9,007万6,000円で、対前年比0.6%の減でありまして、一般会計からの繰り入れは3億7,202万3,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第9期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費9,253万3,000円、短期入所生活介護事業費3,623万3,000円、介護老人福祉施設費4億8,501万9,000円、居宅介護

支援事業費 1,627 万 7,000 円、介護予防支援事業費が 118 万 3,000 円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額 1 億 4,663 万 9,000 円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは 1,362 人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で 1 億 4,598 万 6,000 円となっております。

財源につきましては、保険料 1 億 536 万 4,000 円が主であります。一般会計からは 4,109 万 1,000 円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数 9,490 人、1 日平均 26 人、年間外来患者数 2 万 5,410 人、1 日平均 105 人を見込みまして、収益的収支で 13 億 3,221 万 5,000 円、資本的収支のうち支出で 1 億 9,336 万 1,000 円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分 5 億 8,591 万 1,000 円と補助分 2 億 939 万 5,000 円の合計 7 億 9,530 万 6,000 円を繰り入れ、収支を調べたところであります。

また、今年度は全身用 X 線 CT 装置更新 4,862 万円を措置しております。

次に、水道事業会計であります。ご案内のとおり簡易水道特別会計を公営企業会計へ移行することにより、これまでの上水道事業会計と会計統合し、水道事業会計とするものでございます。

本年度の業務予定量につきましては給水戸数 3,156 戸、年間総配水量 135 万 4,000 立方メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては 4 億 3,630 万 3,000 円、支出は 4 億 2,961 万 7,000 円、また、資本的収支のうち支出を 8,731 万 8,000 円としたところであります。

主な事業としては、老朽管の更新及び老朽施設の改修並びに計装機器の更新等の事業費を 1 億 1,953 万 5,000 円としております。

なお、下水道事業会計から量水器減価償却相当分と一般会計から農業政策分を含めた 5,123 万 5,000 円の負担を財源調整に支障のないよう配慮したところであります。

次に、下水道事業会計ですが、水道事業会計と同様に、これまでの下水道事業特別会計を公営企業会計へ移行し、下水道事業会計としたものでございます。

本年度の業務予定量につきましては排水処理戸数 2,450 戸、年間有収水量 45 万 8,810 立方メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては 4 億 4,991 万 4,000 円、支出は 4 億 4,877 万 7,000 円、また、資本的収支のうち支出を 2 億 2,298 万円としたところであります。

主な事業としては、標茶終末処理場の耐震詳細診断、公共汚水桝の新設等の事業費を 2,050 万円としております。

なお、一般会計から 3 億 2,142 万 5,000 円の負担を財源調整に支障のないよう配慮したところであります。

それでは、お配りしております「令和 6 年度予算説明資料」につきましてご説明申し上げ

げます。

1 ページをお開きください。

令和6年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計 113 億 9,200 万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算額を記載しております。

ここの数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では 142 億 2,121 万 5,000 円で、対前年比 4.7%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複するやりとりがありますので、その金額 5 億 5,348 万 8,000 円を差し引いた実質的な一般会計、特別会計の純計は、差引純計で示しております 136 億 6,772 万 7,000 円で、対前年比 2.6%減ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比 0.1%増の 14 億 4,754 万 5,000 円、支出は 1.0%増の 15 億 2,557 万 6,000 円となります。

令和5年度まで特別会計だった簡易水道事業を既存の上水道事業と会計統合した水道事業につきましては、収益的収入、資本的収入合算では 4 億 6,287 万 3,000 円、支出は 5 億 1,693 万 5,000 円となったところであります。

下水道事業につきましても特別会計から公営企業会計に移行し、収益的収入、資本的収入合算では、6 億 3,162 万 8,000 円、支出は 6 億 7,175 万 7,000 円となったところであります。

2 ページをお開きください。

一般会計の歳入であります。1 款町税から 21 款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

町税が 951 万 7,000 円増の 11 億 948 万 9,000 円、地方交付税は 1,690 万円増の 45 億 8,538 万 9,000 円、使用料及び手数料は 4,437 万 2,000 円減の 5 億 8,707 万 3,000 円、国庫支出金は 9,360 万 3,000 円増の 6 億 6,712 万 7,000 円、道支出金は 1,015 万 5,000 円減の 6 億 927 万 7,000 円、寄附金は 5,000 万円増の 3 億 110 万円、繰入金は 2 億 3,110 万 7,000 円増の 15 億 8,573 万 4,000 円、諸収入は 4 億 248 万 6,000 円減の 7 億 1,091 万 2,000 円、町債は 1,300 万円増の 7 億 1,450 万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。43 億 5,329 万 5,000 円であり、収入総額に占める割合は 38.2%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、70 億 3,870 万 5,000 円で 61.8%であります。ちなみに、前年度の自主財源は 39.5%、同じく依存財源は 60.5%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げます。町税 9.7%、地方交付税 40.3%、使用料及び手数料 5.2%、国庫支出金 5.9%、道支出金 5.3%、繰入金 13.9%、諸収入 6.2%、町債が 6.2%となっております。

3 ページにまいります。

歳出についてであります。1 款議会費から 15 款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて、数値を申し上げたいと存じます。

総務費が 3 億 1,412 万 1,000 円減の 10 億 4,762 万円、民生費が 7,644 万 7,000 円増の 14 億 2,568 万 7,000 円、衛生費が 4,483 万 6,000 円減の 15 億 9,009 万 5,000 円、農林水産業費が 396 万 9,000 円減の 15 億 1,624 万 8,000 円、商工費が 677 万 1,000 円減の 3 億 4,878 万 5,000 円、教育費が 849 万 6,000 円減の 5 億 2,914 万 3,000 円、職員費が 3,555 万 1,000 円増の 18 億 8,741 万 5,000 円となりました。

ほかの項目につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

4 ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出各款の内容を性質別に区分し再集計した表で、1 の人件費から 13 の予備費までそれぞれ分類しております。

区分 1 の人件費につきましては、19 億 5,369 万 4,000 円で、歳出総体に占める構成比は 17.1% で、前年度と比較しますと額では 2,708 万 9,000 円、率で 1.4% の増となっております。構成比でも 0.2 ポイント増加しております。

2 の物件費につきましては、18 億 7,673 万 3,000 円であり、構成比は 16.5% で、前年度と比較しますと額で 1 億 1,647 万 9,000 円、率で 5.8% の減、構成比でも 1.0 ポイントの減となっております。

以下、主なものを申し上げますと、4 扶助費につきましては、5 億 8,781 万 1,000 円で、構成比は 5.2%、前年度と比較しますと額で 1,829 万 9,000 円、率で 3.2% の増、構成比では 0.3 ポイントの増となっております。

5 補助費等につきましては、24 億 9,789 万 5,000 円で、構成比は 21.9%、前年度と比較しますと額で 2 億 5,075 万 5,000 円、率で 11.2% の増、構成比では 2.2 ポイントの増となっております。

6 普通建設事業費につきましては、16 億 3,040 万 2,000 円で、構成比は 14.3%、前年度と比較しますと額で 2 億 1,039 万 5,000 円、率で 14.8% の増となり、構成比でも 1.9 ポイントの増となりました。

8 公債費につきましては、13 億 1,108 万 1,000 円で、構成比は 11.6%、前年度と比較しますと額で 8,293 万 6,000 円、率で 6.8% の増となり、構成比では 0.8 ポイントの増となりました。

9 積立金につきましては、3 億 1,626 万円で、構成比は 2.8%、前年度と比較しますと額で 2 億 9,073 万 1,000 円、率で 47.9% の減、構成比では 2.5 ポイントの減となりました。

12 繰出金につきましては、5 億 6,891 万 7,000 円で、構成比は 5.0%、前年度と比較しますと額で 3 億 4,524 万円、率で 37.8% の減、構成比でも 3.0 ポイントの減となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が 38 億 5,258 万 6,000

円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと 83 億 6,460 万 6,000 円となり、構成比で申し上げますと 73.4%を占めることとなります。

5 ページにまいります。

一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6 ページをお開きください。

財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は 6 億 6,000 万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては 7 ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、令和 5 年度末で 7 億 2,707 万 4,000 円を予定し、令和 6 年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では 1 億 2,607 万 7,000 円となる見込みであります。

8 ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14 款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が 5,756 万 5,000 円で、それに人件費 2,192 万 9,000 円を加えますと議会費の総額は 7,949 万 4,000 円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。

この表の示す意味合いは以下のとおりであります。この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、②の総務費のうち、ここには表示されておりませんが、地域交通対策費がありますが、町内 6 路線につきましてバス使用料をいただき運行しているわけですが、これにつきましては予算額が 7,585 万 4,000 円、バス使用料 276 万円をいただいておりますが、一般財源を 5,653 万 6,000 円投入しております。その充当率は 74.5%となっております。

9 ページにまいります。

④の衛生費における塵芥処理費であります。ここに数値は表示されておりましたが、予算額が3億2,681万9,000円で、ごみ処理手数料は1,825万円であり、一般財源を3億467万4,000円充当しており、その充当率は93.2%となっております。これにつきましても経費の削減とともに処理手数料の在り方について検討が必要と考えます。

⑧の土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておませんが、予算額が2,980万4,000円で、70万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が2,910万4,000円で、その充当率は97.7%と高くなっております。

10ページをお開きください。

①議会費から⑮予備費までの一般財源充当額は合計欄にある81億9,287万2,000円で、その充当率は71.9%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は73.1%で1.2ポイント減となっておりますが、引き続き高い水準であることから、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担の在り方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字としてあらわれていませんことをご理解いただきたいと思います。

11ページにまいります。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から移住促進事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上してありまして、事業費総額は5億4,463万3,000円で、一般財源の充当額は4億1,330万9,000円であり、その充当率は、75.9%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

12ページであります。民生費の事業総額は5億5,906万4,000円で、一般財源の充当額は1億8,200万8,000円であり、その充当率は32.6%であります。

次に、衛生費であります。事業費総額は1億6,164万6,000円、一般財源充当額は1億5,630万2,000円で、充当率は96.7%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、10億2,379万8,000円であり、一般財源充当額は3億1,733万2,000円、充当率は31.0%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は3億1,105万4,000円、一般財源充当額は7,005万4,000円で、充当率は22.5%であります。

次に、土木費につきましては、14ページから15ページにかけて記載しております。

事業費総額は15ページにあります。8億5,452万3,000円、一般財源充当額は1億8,271万5,000円で、その充当率は21.4%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費につきましては、15 ページから 16 ページにかけて記載しております。

事業費総額は 16 ページに記載しておりますが、1 億 6,069 万 5,000 円、一般財源充当額は 1 億 864 万円で、一般財源充当率は 67.6%となります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

表の一番下、合計ですが、事業費として押さえております総額が 36 億 5,124 万 7,000 円で、この一般財源が 14 億 5,228 万 9,000 円であり、一般財源の充当率は 39.8%となっております。

次に、1 ページ飛びまして 18 ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借り入れやこれらの残高につきましては、財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第 1 期から第 5 期行政改革を実施する中で、起債の抑制とともに、地方債残高を大幅に削減してきたところでありますが、一方で平成 13 年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから起債額は増加しまして、臨時財政対策債残高は令和 6 年度末見込みでは 23 年前と比較し 9.6 倍の 22 億 7,037 万円となり、一般会計全体残高の 17.5%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては、交付税措置されますことから大きな問題はないと考えておりますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17 ページの町税の説明資料、19 ページの基金等の状況、20 ページの一般会計当初予算のあらまし、及び 21 ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障に要する経費につきましては、お目通しいただきましてご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第 21 号から第 27 号までの提案内容等につきましては、担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案第 21 号から第 27 号までの令和 6 年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 2時06分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地   誠 道

署名議員   1 番            深 見            迪

署名議員   2 番            櫻 井   一 隆

署名議員   3 番            本 多   耕 平

## 令和6年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第4号）

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第21号 令和6年度標茶町一般会計予算  
議案第22号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第23号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第24号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 令和6年度標茶町病院事業会計予算  
議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計予算  
議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算

### ○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君  | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 町 長                | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長              | 牛崎 康人 君 |
| 総務課 長              | 齊藤 正行 君 |
| 企画財政課 長            | 長野 大介 君 |
| 税務課 長              | 齋藤 和伸 君 |
| 管理課 長              | 山崎 浩樹 君 |
| 農林課 長 兼<br>農委事務局 長 | 村山 尚 君  |
| 住民課 長              | 村山 新一 君 |
| 保健福祉課 長            | 浅野 隆生 君 |

建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
庶務係主任	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員 12 名であります。

(午前 10 時 00 分開会)

◎議案第 21 号ないし議案第 27 号

○議長(菊地誠道君) 日程第 1。議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号を一括議題といたします。

議題 7 案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 議案第 21 号の提案内容についてご説明申し上げます。

令和 6 年度標茶町一般会計予算

令和 6 年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113 億 9,200 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 4 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 4 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 5 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 5 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 6 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明いたします。

46ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長（長野大介君） 2ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

7ページお開きください。

「第2表 継続費」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。総額は1億8,340万円、年割額ですが、6年度は3,230万円、7年度は1億5,110万円とするものです。

150ページお開きください。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、5年度から6年度までの分であります。年割額1億4,860万円、財源内訳ですが国道支出金1億402万円、地方債は4,440万円、一般財源は18万円、前年度末までの支出（見込）額2,650万円、当該年度支出予定額1億2,210万円、当該年度末までの支出予定額1億4,860万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、5年度17.8%、6年度82.2%、計100%とするものです。

次に6年度から7年度までの分ではありますが、年割額1億8,340万円、財源内訳、国道支出金1億2,838万円、地方債5,490万円、一般財源12万円、当該年度支出予定額3,230万円、当該年度末までの支出予定額3,230万円、翌年度以降支出予定額は1億5,110万円。継続費の総額に対する進捗率、6年度17.6%、7年度82.4%、計で100%とするものです。

8ページお開きください。

第3表 繰越明許費

4 款衛生費、1 項保健衛生費、事業名はしべちや斎場火葬炉改修事業、金額は 517 万円とするものです。

次ページへまいります。

「第 4 表 債務負担行為」でございます。

事項は、パソコンLAN機器導入費、期間は令和 7 年度から令和 10 年度まで、限度額につきましては利子 6 万 7,000 円を含んで、1,507 万 1,000 円とするものです。

151 ページお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

一番上のパソコンLAN機器導入費から、155 ページの 1 番下になります経営継続資金（令和 4 年度）までの 39 件の設定でございます。債務負担行為の限度額 3 億 6,705 万 1,000 円、前年度末までの支出（見込）額 2 億 2,432 万 1,000 円、当該年度以降の支出予定額 1 億 4,273 万円、財源内訳ですが国道支出金 1,557 万 7,000 円、その他 3,076 万 3,000 円、一般財源 9,639 万円とするものです。

10 ページお開きください。

「第 5 表 地方債」でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、みどり認定こども園防音事業 2,650 万円、磯分内弥栄線道路改良 6,970 万円、萩野 4 号線道路改良 7,030 万円、虹別 64 線道路改良 7,060 万円、中茶安別 3 線道路改良 1,330 万円、標茶中茶安別線道路改良 4,760 万円、虹別 61 線道路改良 1,230 万円、建設機械整備 1,850 万円、スクールバス購入 270 万円、小型動力ポンプ付積載車購入 2,060 万円、内水処理対策 1,210 万円、医師確保対策 4,890 万円、子ども医療費助成 1,700 万円、森林整備対策事業 1,290 万円、合わせて限度額を 4 億 4,300 万円。起債の方法でございますが証書借入、利率は 7.0%以内、償還の方法でございますが、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでございますので説明を省略させていただきます。

2 脱炭素化推進事業、限度額 2,020 万円。

3 公共施設等適正管理推進事業、限度額 9,860 万円。

4 公営住宅建設事業、限度額 1 億 1,050 万円。

5 緊急浚渫推進事業、限度額 470 万円。

6 臨時財政対策債、限度額 3,500 万円。起債の方法、償還の方法につきましては、過疎債に同じであります。利率でございますが 7.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

7 災害援護資金貸付債、限度額 250 万円。起債の方法、償還の方法につきましては、過疎債に同じであります。

合計でございますが、限度額 7 億 1,450 万円とするものです。

156 ページお聞きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高 137 億 2,730 万 8,000 円、前年度末現在高見込額 135 億 396 万 1,000 円、当該年度中起債見込額 7 億 1,450 万円、当該年度中元金償還見込額 12 億 5,440 万 3,000 円、当該年度末現在高見込額でございますが 129 億 6,405 万 8,000 円とするものです。

以上で、議案第 21 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 0 時 59 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第 22 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第 22 号は、令和 6 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は、年間の平均で比較しますと、令和 4 年度との対比では 155 名の減となっております。

療養給付費の試算については、過去 5 年間の平均をもって 1 人当たりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額とし、6 億 6,000 万 5,000 円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして 2 億 6,604 万 3,000 円を見込み、一般会計から義務的経費として 7,010 万 9,000 円、赤字補填として 7,026 万 5,000 円、合わせて 1 億 4,037 万 4,000 円の繰り入れを行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2 月 15 日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。

1 ページをお聞きください。

令和 6 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

令和 6 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,250万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第24号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第24号は、令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和6年度の予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただいております。

歳入歳出の総額は1億4,663万9,000円で、対前年比では1,692万6,000円の増額予算になったものであります。

増額の要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が増額になったことによるものです。

以下、別冊予算書に基づき説明させていただきます。

1ページをお開きください。

令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,663万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第 23 号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計予算であります。

令和 6 年度が初年度となる標茶町高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

保険事業勘定につきましては、第 9 期計画に基づき保険給付費で 236 万 8,000 円の減額、地域支援事業の給付費を 427 万円増額など、総額で対前年度 573 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 8 億 5,868 万 1,000 円といたしました。

また、サービス事業勘定につきましては、やすらぎ園で新たに給食委託料を見込みながら、サービス事業費全体で 338 万 9,000 円減額し、歳入歳出それぞれ 6 億 3,139 万 5,000 円といたしました。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

令和 6 年度介護保険事業特別会計予算、1 ページをご覧ください。

令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 5,868 万 1,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第 2 条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 3,139 万 5,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

14 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2 ページから 5 ページまでの「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算」「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 23 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第 25 号、令和 6 年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊、議案書 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 60 床

(2) 年間患者数、入院 9,490 人、外来 25,410 人

(3) 1 日平均患者数、入院 26.0 人、外来 105.0 人

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費 5,495 万 6,000 円、病院建設費 2,651 万円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款病院事業収益 13 億 3,221 万 5,000 円、第 1 項医業収益 7 億 1,776 万 3,000 円、第 2 項医業外収益 6 億 1,445 万 2,000 円。

支出、第 1 款病院事業費用 13 億 3,221 万 5,000 円、第 1 項医業費用 13 億 1,783 万 5,000 円、第 2 項医業外費用 1,388 万円、第 3 項予備費 50 万円。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,803 万 1,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 7,803 万 1,000 円で補てんするものとする。)

収入、第 1 款資本的収入 1 億 1,533 万円、第 1 項出資金 1 億 1,533 万円。

支出、第 1 款資本的支出 1 億 9,336 万 1,000 円、第 1 項建設改良費 8,146 万 6,000 円、第 2 項企業債償還金 1 億 1,189 万 5,000 円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8億4,994万3,000万円
  - (2) 交際費 150万円
- (他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 医療対策費補助 2億939万5,000円
- (2) 医療対策費負担 5億8,202万円
- (3) 企業債償還金負担 7,848万8,000円
- (4) 施設設備費負担 4,073万3,000円

合計 9億1,063万6,000円

次のページへまいります。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億1,990万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産、種類、建物付属設備、名称、院内Wi-Fi環境設備、数量1式、名称、浴室改修、数量、1式、及び種類、器械・備品、名称は全身用X線CT装置、数量は1台です。

2 処分する資産、種類、機械・備品、名称はCTスキャナ、数量は1台、処分の態様は廃棄となります。

次に、予算説明書によりご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、6ページをお開きください。

令和6年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益ゼロ円、前年度同額。(2) 減価償却費7,848万5,000円、前年度比130万3,000円の増。(3) 引当金の増加額140万1,000円、前年度比680万2,000円の増。(4) 長期前受金戻入額マイナス770万6,000円、前年度比5万3,000円の増。(5) 受取利息及び受取配当金マイナス1,000円、前年度同額。(6) 支払利息658万円、前年度比324万9,000円の減。(7) 固定資産除却費176万7,000円で、前年度比43万9,000円の増。(8) 未収金の減少額から(12) その他まで、いずれもございません。(13) 小計8,052万6,000円、前年度比534万8,000円の増。(14) 利息及び配当金の受取額1,000円、前年度同額。(15) 利息の支払額、マイナス658万円、前年度比324万9,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は7,394万7,000円で、前年度比859万7,000円の増でございます。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1) 有形固定資産の取得による支出マイナス 7,408 万 3,000 円、前年度比 2,400 万 5,000 円の減。(2) 国庫補助金等による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入は、いずれもございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナスの 7,408 万 3,000 円、前年度比 2,400 万 5,000 円の減。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1) 建設改良企業債による収入はございません。(2) 建設改良企業債等の償還による支出マイナス 1 億 1,189 万 5,000 円、前年度比 245 万 5,000 円の減。(3) 他会計からの出資による収入 1 億 1,533 万円、前年度比 1,484 万円の増。(4) 他会計からの償還金による収入はございません。財務活動によるキャッシュ・フローの合計は 343 万 5,000 円で、前年度比 1,238 万 5,000 円の増。

以上により、4 資金増加額は 329 万 9,000 円となり、前年度比 302 万 3,000 円の減。

5 資金期首残高 1 億 7,722 万 6,000 円、前年度比 97 万 6,000 円の増。

4 資金増加額に 5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は 1 億 8,052 万 5,000 円となり、前年度比 204 万 7,000 円の減となる見込みでございます。

次に、16 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町病院事業予定貸借対照表、令和 7 年 3 月 31 日現在でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イの土地からへのリース資産までの合計で 15 億 6,001 万 2,000 円、前年度比 1,852 万円の増。(2) 無形固定資産、電話加入権 38 万 8,000 円、前年度同額。固定資産合計は 15 億 6,040 万円で、前年度比 1,852 万円の増。

2 流動資産、(1) 現金・預金 1 億 8,052 万 5,000 円、前年度比 204 万 7,000 円の減。(2) 未収金 6,000 万円、前年度同額。(3) 貯蔵品 795 万円、前年度同額。流動資産合計は 2 億 4,847 万 5,000 円、前年度比 204 万 7,000 円の減。資産合計では 18 億 887 万 5,000 円、前年度比 1,647 万 3,000 円の増となります。

次のページにまいります。

負債の部、3 固定負債、(1) 企業債 2,857 万 8,000 円、前年度比 9,243 万 8,000 円の減。(2) リース債務 1,374 万 3,000 円、前年度比 1,309 万 7,000 円の増。固定負債合計は 4,232 万 1,000 円、前年度比 7,934 万 1,000 円の減。

4 流動負債、(1) 企業債 8,833 万 8,000 円、前年度 2,355 万 7,000 円の減。(2) リース債務 333 万 1,000 円、前年度比 198 万 9,000 円の増。(3) 未払金 7,000 万円、前年度同額。(4) 引当金、イ賞与引当金 4,080 万 1,000 円、前年度比 701 万 4,000 円の増。(5) 預り金 655 万円、前年度同額。流動負債合計 2 億 902 万円、前年度比 1,455 万 4,000 円の減。

5 繰延収益、(1) 長期前受金 2 億 735 万 7,000 円、前年度比 95 万 3,000 円の減。(2) 長期前受金収益化累計額 6,278 万 1,000 円、前年度比 717 万 2,000 円の増。繰延収益合計 1 億 4,457 万 6,000 円、前年度比 812 万 5,000 円の減。負債合計では 3 億 9,591 万 7,000 円、前年度比 1 億 202 万円の減となります。

資本の部、6 資本金 14 億 965 万 1,000 円、前年度比 1 億 1,849 万 3,000 円の増。

7 剰余金、(1) 資本剰余金、イ国庫補助金 330 万 7,000 円、前年度同額。(2) 利益剰余金、イ減債積立金、ロ当年度未処分利益剰余金、いずれもございません。剰余金合計 330 万 7,000 円、前年度同額でございます。資本合計では 14 億 1,295 万 8,000 円、前年度比 1 億 1,849 万 3,000 円の増となります。負債と資本の合計では 18 億 887 万 5,000 円、前年度比 1,647 万 3,000 円の増となります。

次ページにまいります。

こちらにつきましては、令和 5 年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）でございます。また、19 ページと 20 ページにつきましては、令和 5 年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）であります。こちらにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に 4 ページをお開きください。

4 ページ、5 ページにつきましては、令和 6 年度標茶町病院事業会計予算実施計画でございます。こちらにつきましては、今までの説明と内容が重複しますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては、2 月 15 日開催の第 3 回町立病院運営委員会に報告し、原案どおり承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第 25 号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第 26 号、令和 6 年度標茶町水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

ご案内のように令和 6 年度から簡易水道事業が公営企業会計へ移行することにより、これまでの上水道事業会計と会計統合し、水道事業会計とするものでございます。必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供することとし、資産管理や経営戦略含めて、経営基盤の強化に努め、引き続き安定した水の供給を行ってまいります。

また、予算書内の表記で前年度との対比で表現するところがありますが、昨年度まで公営企業会計としていた上水道事業会計予算書の科目の数値を、前年度額欄の数値として記載しております。しかしながら、統合した簡易水道事業分の前年度ベースは掲載できないことから、全体的に大きな差が生じている部分は統合によるものでありますので、あらかじめ申し上げさせていただきます。次年度以降の予算書からは、通常の対比もわかりやすい表現となります。したがって、本年度は制度の過渡期ということもありますため、例年の説明と異なり、前年度対比の説明については、省略させていただきますことご理解をお願いいたします。

それでは別冊予算書 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 令和 6 年度標茶町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,156 戸
- (2) 年間総配水量 135 万 4,000 立方メートル
- (3) 一日平均配水量 3,709 立方メートル
- (4) 受託工事費 2,100 万円
- (5) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 233 メートル、事業費 1,279 万 3,000 円。検定満了メーター取替事業 486 個、事業費 3,127 万 3,000 円。計装機器等更新事業、事業費 1,847 万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の総係費 100 万円の財源にあてるため、企業債 100 万円を借り入れる。

収入、第1款、水道事業収益 4 億 3,630 万 3,000 円、第1項、営業収益 2 億 383 万 3,000 円、第2項、営業外収益 2 億 3,067 万 2,000 円、第3項、特別利益 179 万 8,000 円。

支出、第1款、水道事業費用 4 億 2,961 万 7,000 円、第1項、営業費用 4 億 1,444 万 6,000 円、第2項、営業外費用 1,206 万 3,000 円、第3項、特別損失 210 万 8,000 円、第4項、予備費 100 万円。

次の2ページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,074 万 8,000 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 568 万 6,000 円及び当年度分損益勘定留保資金 859 万 8,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 4,646 万 4,000 円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入 2,657 万円、第1項、企業債 1,960 万円、第2項、道支出金 697 万円。

支出、第1款、資本的支出 8,731 万 8,000 円、第1項、企業債元金償還金 2,478 万 2,000 円、第2項、建設改良費 6,253 万 6,000 円。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 2,117 万 6,000 円及び 775 万 9,000 円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道整備事業、限度額 1,270 万円。起債の方法、証書借入、利率 7.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。続いて、簡易水道整備事業、限度額 790 万円。以下、

起債の方法、利率、償還の方法については、同様でございます。合計の限度額は 2,060 万円でございます。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、2,400 万円と定める。

次のページへまいります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,842 万 8,000 円

(2) 交際費 2 万円

(他会計からの繰入金)

第 8 条 他会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 一般会計 4,419 万 8,000 円

(2) 下水道事業会計(減価償却費分) 703 万 7,000 円

以下、内容について予算説明書に従い説明をいたします。

16 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

この部分につきましても、今年度ベースで説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費 2 億 2,151 万 2,000 円。(3) 引当金の増加額 214 万円 9,000 円。(4) 長期前受金戻入額マイナス 1 億 7,035 万 5,000 円。(5) 受取利息及び受取配当金マイナス 1 万円。(6) 支払利息 713 万 4,000 円。(7) 固定資産除却費 168 万 4,000 円。(8) 未収金の減少額 5 万円。(9) 未払金の増加額 184 万 7,000 円。(10) 前払金の増加額と (11) その他はございません。(12) 小計 6,401 万 1,000 円。(13) 利息及び配当金の受取額 1 万円。(14) 利息の支払額マイナス 713 万 4,000 円。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は 5,688 万 7,000 円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出マイナス 5,685 万 1,000 円。(2) 国庫補助金等による収入 697 万円。(3) 他会計からの繰入金による収入はございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス 4,988 万 1,000 円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入 2,060 万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出マイナス 2,478 万 2,000 円。(3) 他会計からの出資による収入はございません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス 418 万 2,000 円。

4 資金増加額 282万4,000円

5 資金期首残高 2億2,778万8,000円

4資金増加額に5資金期首残高を加えた、6資金期末残高は2億3,061万2,000円となる見込みでございます。

10ページをお開きください。

令和6年度標茶町水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計で4億825万6,000円。(2)無形固定資産、イ施設利用権とロ電話加入権で77万5,000円。固定資産合計は40億903万1,000円。

2流動資産、(1)現金預金2億3,061万2,000円。(2)未収金2,566万7,000円。(3)貸倒引当金はございません。流動資産合計は2億5,627万9,000円。資産合計は42億6,531万円でございます。

次のページへまいります。

負債の部、3固定負債、(1)企業債と(2)一般会計借入金で5億6,167万5,000円。(3)修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は5億9,187万2,000円。

4流動負債、(1)一時借入金はございません。(2)企業債と(3)一般会計借入金で2,803万円。(4)未払金1,165万6,000円。(5)前受金50万円。(6)引当金、イ賞与引当金348万6,000円、ロ特別修繕引当金はありませんので、合計は同額の348万6,000円。(7)その他流動負債1万5,000円。流動負債合計は4,368万7,000円。

5繰延収益、(1)長期前受金87億3,881万2,000円。(2)長期前受金収益化累計額56億2,359万6,000円。繰延収益合計は31億1,521万6,000円。負債合計は37億5,077万5,000円となります。

資本の部、6資本金4億9,265万2,000円。

7剰余金、資本剰余金と利益剰余金の合計額は2,188万3,000円。資本合計は5億1,453万5,000円。負債資本の合計は42億6,531万円となります。

次の12ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び13ページ、14ページの令和6年度標茶町水道事業予定開始貸借対照表につきましては、決算見込みとして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表の作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

4ページ、5ページの令和6年度標茶町水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上、議案第26号の説明を終わります。

引き続き、議案第27号、令和6年度標茶町下水道事業会計予算の説明をいたします。

議案第27号、令和6年度標茶町下水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

令和6年度から下水道事業が公営企業会計へ移行することにより、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供することとし、資産管理や経営戦略含めて、経営基盤の強化に努めてまいります。

また、前段申し上げました公営企業会計へ移行により新しい予算書のスタートであることから、予算書内の前年度予算額の記載がありませんのでご理解をお願いいたします。

それでは、別冊予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度標茶町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水処理戸数 2,450 戸
- (2) 年間有収水量 45 万 8,810 立方メートル
- (3) 一日平均有収水量 1,257 立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業 公共汚水柵新設 事業費 150 万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の総係費 100 万円の財源にあてるため、企業債 100 万円を借り入れる。

収入、第1款、下水道事業収益 4 億 4,991 万 4,000 円、第1項、営業収益 2 億 1,216 万 7,000 円、第2項、営業外収益 2 億 3,774 万 7,000 円。

支出、第1款、下水道事業費用 4 億 4,877 万 7,000 円、第1項、営業費用 4 億 1,962 万 2,000 円、第2項、営業外費用 2,388 万円、第3項、特別損失 477 万 5,000 円、第4項、予備費 50 万円。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,126 万 6,000 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13 万 7,000 円及び当年度分損益勘定留保資金 4,112 万 9,000 円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入 1 億 8,171 万 4,000 円、第1項、企業債 5,300 万円、第2項、他会計出資金 1 億 2,839 万 5,000 万円、第3項、負担金等 31 万 9,000 円。

支出、第1款、資本的支出 2 億 2,298 万円、第1項、企業債等償還金 2 億 2,148 万円、第2項、建設改良費 150 万円。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 443 万 2,000 円及び

722 万円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道整備事業、限度額 3,180 万円。起債の方法、証書借入、利率 7.0% 以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。続いて、特定環境保全公共下水道整備事業、限度額 2,210 万円。以下、起債の方法、利率及び償還の方法については、同様でございます。続いて、農業集落排水整備事業、限度額 10 万円。以下、同じく起債の方法、利率及び償還の方法については、同様でございます。合計の限度額は 5,400 万円でございます。

次のページへまいります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2億 5,000 万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 3,075 万 9,000 円

(他会計からの繰入金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、3億 2,142 万 5,000 円である。

以下、内容について予算説明書に従い説明をいたします。

15 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6 ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

この部分につきましても、本年度ベースで説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益はございません。(2) 減価償却費 2億 3,966 万 7,000 円。(3) 引当金の増加額 217 万 6,000 円。(4) 長期前受金戻入額マイナス 1億 5,947 万円。(5) 受取利息及び受取配当金はございません。(6) 支払利息 1,758 万 1,000 円。(7) 固定資産除却費と (8) 未収金の減少額はございません。

(9) 未払金の増加額 629 万 9,000 円。(10) 前払金の増加額と (11) その他はございません。(12) 小計 1億 625 万 3,000 円。(13) 利息及び配当金の受取額はございません。(14) 利息の支払額マイナス 1,758 万 1,000 円。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は 8,867 万 2,000 円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出マイナス 136 万 4,000 円。(2) 国庫補助金等による収入 31 万 9,000 円。(3) 他会計からの繰入金

による収入はございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス 104 万 5,000 円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入 5,400 万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出マイナス 2 億 2,148 万円。(3) 他会計からの出資による収入 1 億 2,839 万 5,000 円。よって、財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス 3,908 万 5,000 円。

4 資金増加額 4,854 万 2,000 円

5 資金期首残高 864 万 6,000 円

4 資金増加額に 5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は 5,718 万 8,000 円となる見込みでございます。

10 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町下水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からへ工具、器具及び備品までの固定資産合計で 55 億 9,645 万円。

2 流動資産、(1) 現金預金 5,718 万 8,000 円。(2) 未収金 443 万 2,000 円。(3) 貸倒引当金はございません。流動資産合計は 6,162 万円。資産合計は 56 億 5,807 万円でございます。

次のページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1) 企業債 9 億 5,727 万 8,000 円。(2) 一般会計借入金と(3) 修繕引当金はございません。固定負債合計は 9 億 5,727 万 8,000 円。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債 1 億 6,738 万 8,000 円。(3) 一般会計借入金はございません。(4) 未払金 1,351 万 9,000 円。(5) 前受金はございません。(6) 引当金、イ賞与引当金 217 万 6,000 円、ロ特別修繕引当金はございませんので、合計は同額の 217 万 6,000 円です。(7) その他流動負債はございません。流動負債合計は 1 億 8,308 万 3,000 円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金 85 億 412 万 7,000 円。(2) 長期前受金収益化累計額 48 億 1,677 万 3,000 円。繰延収益合計は 36 億 8,735 万 4,000 円。負債合計は 48 億 2,771 万 5,000 円となります。

資本の部、6 資本金 8 億 155 万 9,000 円。

7 剰余金、資本剰余金と利益剰余金の合計は 2,879 万 6,000 円。資本合計は 8 億 3,035 万 5,000 円。負債資本の合計は 56 億 5,807 万円となります。

次の 12、13 ページの標茶町下水道事業予定開始貸借対照表につきましては、決算見込みとして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表の作成の基礎となるものでございますので、内容は省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

4 ページ、5 ページの令和 6 年度標茶町下水道事業会計予算実施計画でございますが、

ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 議案第 26 号の 10 ページで、令和 6 年度標茶町水道事業予定貸借対照表の有形固定資産合計額を間違った表現をしてしまいましたので、訂正させていただきたいと思います。正しくは 40 億 825 万 6,000 円でございます。訂正させていただきます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案 7 案は、直ちに、議長を除く 11 名で構成する「令和 6 年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案 7 案は、議長を除く 11 名で構成する「令和 6 年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 3 時 12 分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      1 番                      深 見              迪

署名議員      2 番                      櫻 井      一 隆

署名議員      3 番                      本 多      耕 平

## 令和6年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第5号）

令和6年3月8日（金曜日） 午後 4時33分開議

- 第 1 意見書案第1号 令和6年度介護報酬改定で訪問介護の基本報酬の引き上げを求める意見書
- 第 2 意見書案第2号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書
- 第 3 意見書案第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 第 4 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第21号 令和6年度標茶町一般会計予算  
議案第22号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第23号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第24号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 令和6年度標茶町病院事業会計予算  
議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計予算  
議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算  
(令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

### ○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君  | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐藤 吉彦 君

副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	長野大介君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
庶務係主任	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員 12名であります。

(午後 4時33分開議)

◎会議時間の延長

- 議長(菊地誠道君) 会議規則に定められた時刻が迫りましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長をいたします。  
休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時44分

- 議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第1号

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。意見書案第1号を議題といたします。  
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。  
これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。意見書案第2号を議題といたします。  
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。  
これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。  
これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第4。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

#### ◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議案7案の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

#### ◎議案第21号ないし議案第27号

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第 42 項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題 7 案を一括採決いたします。

議題 7 案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題 7 案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 5 2 分

再開 午後 5 時 1 0 分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和 6 年標茶町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

(午後 5 時 1 0 分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      1 番                      深 見              迪

署名議員      2 番                      櫻 井      一 隆

署名議員      3 番                      本 多      耕 平

